

会 議 録

令 和 5 年 第 4 回 定 例 会

会期：令和5年12月 4日
令和5年12月14日
(11日間)

小 海 町 議 会

第4回定例会会議録目次

議事日程等	2
第1日（招集、上程、説明、議案質疑、採決、委員会付託）	
招集あいさつ・報告	7
議案第45号（事件）	11
議案第46号～52号（条例）	12
議案第53号～56号（補正予算）	17
陳情・請願等	29
第4日（一般質問）	
第6番 的埜美香子 議員	31
第2番 鷹野 文則 議員	45
第3番 篠原 哲雄 議員	53
第7番 井出 幸実 議員	65
第1番 黒澤 敦史 議員	76
第5番 渡邊 晃子 議員	87
第11日（委員長報告、討論、採決、追加議案）	
議案第46号～52号（条例）	107
議案第53号～56号（補正予算）	112
陳情第8号～発議第5号	115
議案第57号（条例）	117
議案第58号（補正予算）	118
署名	120

令和 5 年 第 4 回 小海町議会定例会議事日程		
開会年月日時	令和5年12月 4日 午前10時00分	
閉会年月日時	令和5年12月11日 午後 4時55分	
開会の場所	小海町議会議場	
議件番号	付 議 件 名	審議結果
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第5番議員、第6番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 令和5年12月 4日 至 令和5年12月14日 11日間	
	町長招集あいさつ	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
議案第45号	小海町過疎地域持続的発展計画の一部変更について	原案可決
議案第46号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第47号	特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第48号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第49号	小海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第50号	小海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第51号	小海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第52号	小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第53号	令和5年度小海町一般会計補正予算（第5号）について	原案可決

議案第 5 4 号	令和 5 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) について	原案可決
議案第 5 5 号	令和 5 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) について	原案可決
議案第 5 6 号	令和 5 年度小海町簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号) について	原案可決
陳情第 8 号	最低制限価格の設定に関する陳情書	継続審査

《追加議案》

発議第 5 号	パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報 開示を求める意見書について	原案可決
議案第 5 7 号	小海町手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 5 8 号	令和 5 年度小海町一般会計補正予算 (第 6 号) について	原案可決

会議の顚末	令和5年12月 4日 午前10時00分に始め
	令和5年12月16日 午後 4時55分に終る

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職、氏名	町 長 黒澤 弘
	副 町 長 篠原 宏 子育て支援課長 小平文仁
	教 育 長 中島行男 教 育 次 長 井出直人
	総 務 課 長 黒澤五雄 観光交流センター所長 小 池 司
	町 民 課 長 井出知之 やすらぎ園所長 宮澤賢司
	産業建設課長 吉澤君雄
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 小平弘恵
	書 記 中嶋晴基

会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏 名	12/4	12/7	12/1 1	12/12 総務産業 委員会	12/12 予算決算 委員会	12/13 民生文教 委員会	12/13 予算決算 委員会	12/14
第 1 番	黒澤 敦史	○	○	○	○	○	—	○	○
第 2 番	鷹野 文則	○	○	○	—	○	○	○	○
第 3 番	篠原 哲雄	○	○	○	—	○	○	○	○
第 4 番	井出 和人	○	○	○	○	○	—	○	○
第 5 番	渡邊 晃子	○	○	○	—	○	○	○	○
第 6 番	的埜美香子	○	○	○	○	○	—	○	○
第 7 番	井出 幸実	○	○	○	—	○	○	○	○
第 8 番	品田 宗久	○	○	○	○	○	—	○	○
第 9 番	小池 捨吉	○	○	○	○	○	—	○	○
第10番	有坂 辰六	○	○	○	○	○	○	○	○
第11番	篠原 伸男	○	○	○	○	○	—	○	○
計		11	11	11	7	12	5	11	11
地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員		第 5 番 渡邊 晃子 議員							
		第 6 番 的埜美香子 議員							

令和 5 年 第 4 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 1 日」	
* 開会年月日時	令和5年12月4日 午前10時00分
* 閉会年月日時	令和5年12月4日 午後 2時48分
* 開会の場所	小海町議会議場
会 議 の 経 過	
○ 開 会	
議 長	皆さん、おはようございます。 令和5年第4回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。 早いもので第4回定例会となり今年も何かと忙しい年でありましたが、小海町で最近最も大きな話題は、やはり10月30日に中部横断自動車道の未着工区間のルート案と都市計画概要が示され説明会が開かれたことだと考えております。小海町のインターチェンジは八那池地区であり松原湖入口信号に連結する、そして全体を通してトンネルや橋梁の多い上下線共に片側2車線となる案が示されたことは予想だにしないものでした。町では最近地区懇談会を行い中部横断自動車道の説明会も兼ねており、これからは地域の皆さんの意見等を取り入れた都市計画案の原案が作成され、都市計画の決定や環境影響評価の決定も受けた後、事業着手となる見込みであります。いずれにしても嵩上げ式であれ掘割式であれ道路幅が20mにもおよびトンネルも片側2車線で10mと驚きの構造でありました。これからは八那池のインターチェンジ近くに地域活性化によるサービスエリアやパーキングエリアのような構造物が可能かどうか検討していただき、もし可能であれば開通まで期間内において基金の積み立てを行うなど、小海町の将来を見据えた施策を期待するところであります。 ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回小海町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

<u>日程第1 「会議録署名議員の指名」</u>	
議 長	日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、第5番 渡邊晃子君及び第6番 的埜美香子君を指名いたします。
<u>日程第2 「会期の決定」</u>	
議 長	日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。 本定例会の運営につきまして、去る11月20日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。 議会運営委員長 井出幸実君。
議会運営 委員長	ご報告いたします。 本日招集の、令和5年第4回小海町議会定例会の運営につきましては、去る11月20日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。 本定例会に付議される案件は、条例関係案7件、事件議案1件、補正予算案4件、陳情1件の合計13件であり、会期は本日より12月14日までの11日間とする案を作成いたしました。一般質問の通告は、本日午後5時までとします。但し質疑が5時を過ぎた場合には、質疑終了後としますので、よろしくご協力の程をお願い申し上げます。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に、全議員による現地視察及び全員協議会を開催いたします。今のところ、11日午後1時30分から、全員協議会を開催する予定ですので、ご承知おき下さい。なお、本日の昼休み12時30分から議会運営委員会、および各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。
議 長	お諮りいたします。 本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり本日から12月14日までの11日間にしたいと思います。 これにご異議ございませんか。
(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。 したがって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの11日間と決定い

	たしました。なお、本日の議事日程はお手元に配付申し上げたとおりであります。
<u>日程第3 「町長招集あいさつ」</u>	
議 長	日程第3、町長より招集あいさつをお願いします。 黒澤町長。
町 長	皆様おはようございます。 師走を迎え何かとお忙しい中、令和5年第4回小海町議会定例会をご通知申し上げましたところ、全議員の皆様方のご参集を賜り、開会できますことに厚く御礼申しあげます。 本年を振り返りますと、猛暑を超えた酷暑とも言える非常に暑かった上、降雨は少なく残暑が厳しい夏であり、秋風を感じる間もなく秋を飛び越え冬になったような季節の移り変わりでした。このような気象状況でありましたが、幸いにして大きな自然災害もなく本日を迎えているところでございます。 新型コロナウイルス感染症は、5月の連休明け、感染法上の位置づけが2類から季節性インフルエンザと同じ5類に移行し徐々にコロナ前の活動が再開をし、町内においても保育所や小・中学校の行事をはじめ多種にわたるイベントを実施しております。来年1月4日にはコロナ前と同様、新年祝賀式を開催する予定でございます。議員の皆様におかれましては、是非ご参加いただきますようお願いを申し上げます。 また、10月下旬には長年の願いでありました、中部横断自動車道の県都市計画ルート説明会が当町のほか南牧村と佐久市で行われております。一定の手続きを経て事業着工となる説明であります、この地域に希望をもたらす大きな前進であるとともに、今後の新たな町づくりを行う責任を痛感しているところでございます。議員の皆様をはじめ、町民の皆様とともに元気な町づくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。 町の基幹産業の一つである農業であります、販売額でソサイ類につきましては対前年比113%、花卉につきましては、108%と前年を上回っておりますが、資材等が高騰し経営は厳しいことと推察するところでございます。詳細につきましては後程産業建設課長からご報告いたします。 そして、11月18日には松原湖高原スケートセンターがオープンしました。

大勢の小・中学生や高校生等が滑走し、南佐久地域の本格的なスケートシーズンの到来でございます。スポーツの基礎であるバランス感覚を養うとともに、激寒の中でのトレーニングによる精神的成長、町の伝統であるスケートを通じ、子供たちの健全な育成を願うところであります。

それでは続きまして、本定例会にご提案を申し上げました議案につきまして、議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。

議案第45号「小海町過疎地域持続的発展計画の変更」につきましては、計画の一部変更に対しまして過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。本日審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第46号「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」

議案第47号「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、令和5年12月期の期末手当を0.1月分引き上げ、令和6年6月と12月の期末手当を均等にする改正でございます。

議案第48号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、人事院勧告に基づき令和5年12月期の期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げ、令和6年6月と12月の期末・勤勉手当を均等にする改正と、若年層を中心とする給料表の改正でございます。

議案第49号「小海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議案第50号「小海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、子ども家庭庁設置法の施行による関係法令の改正に伴う改正でございます。

議案第51号「小海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、放課後児童支援員の資格要件についての改正でございます。

議案第52号「小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」につきましては、地方税法の改正に伴い、出産にかかわる被保険者の国民健康保険税を免除する改正でございます。

議案第53号「令和5年度小海町一般会計補正予算(第5号)」につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ37,496千円を追加し、総額を4,558,051千円とするものでございます。歳入の主な内容につきましては、地方交付税のうち普通交付税を53,844千円増額し、国庫支出金では民生費関係の自立

支援給付費負担金を14,395千円増額、土木費関係の社会資本整備交付金を25,761千円減額しております。県支出金は民生費関係の自立支援給付費の県負担分を7,197千円増額、財産収入におきましては村上団地の分譲販売が当初の見込みより少ないため土地売却費を43,920千円減額、寄付金では長年にわたりご寄付いただいております遠藤章雄氏から本年も500千円の寄付がよせられ、子育て支援関係で活用してほしいとの意向から指定寄付として計上しました。また、諸収入では、温泉施設収入を10,000千円増額、町債においては過疎対策事業債を20,000千円増額してございます。

歳出の主な内容につきましては、総務費の企画費で村上団地公園遊具整備等の事業が終了したことから精算で2,760千円減額、積立金では村上団地土地売却費の減額に伴い43,920千円減額、駅周辺運営費において、アルル内へのキッズスペース設置費用として1,500千円計上しました。民生費においては、心身障害者福祉費で介護訓練給付費を28,790千円増額しております。また、保育所費において指定寄付金を財源に備品購入費を550千円計上しました。衛生費では、予防費でコロナワクチン接種事業の前年度補助金の精算に伴う返還金を2,322千円増額、農林水産費においては、畜産振興費の飼料価格高騰対策事業に3,189を計上し、農地費では、県営事業で行っております小海原の畑灌整備事業の負担金を事業量の増から21,120千円増額、観光費では、松原湖高原観光交流センター運営費で食堂原材料費など需用費を10,910千円増額、土木費においては、道路改良舗装費で改良箇所の増により5,000千円増額などであります。その他人事院勧告等に伴う職員人件費の調整を関係科目で計上してございます。

議案第54号「令和5年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」につきましては、歳入歳出予算の総額に7,200千円を追加し、総額を526,375千円とするものでございます。主な内容は、保険給付の増額に伴う補正でございます。

議案第55号「令和5年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」につきましては、歳入歳出予算の総額に1,165千円を追加し、総額を752,936千円とするものでございます。主な内容は、システム改修費のほか人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

議案第56号「令和5年度小海町簡易水道事業会計補正予算(第1号)」につきましては、収益的支出総額から412千円を減額し、総額を96,588千円とするものであり、内容は人件費の補正でございます。

また、最終日に追加議案としまして、「一般会計補正予算(第6号)」を提案

	させていただく予定です。主な内容は政府が行う所得税と住民税の減税が及ばない非課税の低所得者世帯に7万円の給付を行うものを予算化するものでございます。 以上、本定例会に提案いたしました議案について、その概要説明を申し上げます。 よろしくご審議を賜り、可決決定をお願い申し上げまして招集の挨拶とさせていただきます。
<u>日程第4 「諸般の報告」</u>	
議 長	日程第4、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告事項は、議事日程つづりの7ページに申し上げますので、ご確認のほどお願いいたします。 その他、報告事項のある方はお願いいたします。 以上で「諸般の報告」を終わります。
<u>日程第5 「行政報告」</u>	
議 長	日程第5、「行政報告」を行います。町長から行政報告をお願いします。黒澤町長。
町 長	ご報告いたします。 1件目ですが、11月7日から町内全地区を対象に分館ごとに地区懇談会を実施しました。主に、中部横断道の県都市計画ルート発表の内容と第3回町議会定例会において可決いただきました太陽光発電設備設置について町から説明し、多種多様な意見交換行いました。 2件目ですが、11月26日の日曜日に「人権を考える町民の集い」を総合センターで開催しました。講師に親沢でお生まれになられ、現在漫画家としてご活躍しております、“井出智香恵”先生をお迎えしご講演いただきました。議会議員の皆様をはじめ、150人を超える町民の皆様にお集まりを頂いております。人権に配慮した町政を今後も進めて参るところでございます。 その他、11月中旬から物価高騰に対する町民の皆様の生活支援として、2万円分のPネット券の配布をおこなっております。これから年末にかけて出費が嵩む時期でありますので、町民の皆様には有効にご利用いただきました

	いと考えております。 ご報告いたします。
議 長	以上で町長の報告を終わります。 ほかに行政報告がありましたらお願いいたします。
	総務課長 【11月人事異動職員自己紹介】 【佐久広域議会定例会の報告】 【長期振興計画審議会の報告】 【特別職報酬等審議会の報告】 【駅前再整備検討委員会の報告】 町民課長 【佐久環境衛生組合議会の報告】 【介護保険懇話会の報告】 産業建設課長 【農業振興審議会の報告】 観光交流センター所長 【松原湖高原観光交流センター運営委員会の報告】 教育長 【中学校組合議会定例会の報告】 産業建設課長 【野菜、花卉の生産販売状況】
議 長	以上で「行政報告」を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・各課長・教育次長・所長・会計管理者であります。なお宮澤やすらぎ園所長は所要のため午前中欠席となります。
○ 議案の上程	
議 長	これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、議案第45号につきましては上程から採決まで、議案第46号から陳情第8号につきましては上程から付託までといたします。それでは、順次議案を上程いたします。
日程第6 「議案第45号」	
議 長	日程第6、議案第45号、「小海町過疎地域持続的発展計画の一部変更について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。

	本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤総務課長。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第45号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、議案第45号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第7 「議案第46号」</u>	
議 長	日程第7、議案第46号、「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤総務課長。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。

<u>日程第8 「議案第47号」</u>	
議 長	日程第8、議案第47号「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第9 「議案第48号」</u>	
議 長	日程第9、議案第48号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
11番議員	今議案綴でいただいた資料ですと初任給が高卒、短大卒、大卒ということでアンダーライン引かれていますけれど、令和5年度の補正第5号の34ページ初任給の欄で高校卒業は16,600円、そして短大、大学が言われた13号、21号ちょっと数字が違っていますけれどこの辺の説明をお願いします。
総務課長	予算書に表記してあります高卒、大学卒、短大卒の表記であります、これにつきましては高卒が初級試験をして短大卒が中級、そして大学卒が上

	級試験の試験科目で区分をさせていただきます。そして小海町の運用につきましては全職員初級試験で採用をしておりますから、初級試験の前歴というか2年間なり4年間の昇給月を勘案しまして、8号俸また16号俸ですか、4年分をプラスして初任給を定めているという内容でございます。
11番議員	そうすると実際に4月1日に入職しましてから最初の丸々貰えるというのはどの数字になるわけですか。
総務課長	4月に丸々貰える数字ですが、資料綴の方の勧告後の数字でございます。高卒の方は166,600円、そして短大176,100円、そして大卒187,300円でございます。
11番議員	そうするとこれはこのままで例えば6ヶ月経過した場合、これはどういふふうになってくるわけですか。
総務課長	現在は1年を経過し昇給するという運用でございます。
6番議員	人勧に伴うということなんですけれども、関連ですが会計年度任用職員の給与に関してはどのように考えられているか、その辺りをお願いしたいと思います。
総務課長	会計年度任用職員につきましてはフルタイムの会計年度任用職員、勤務時間が正規の職員と同じというような扱いであります。その皆さんについては一般職に準じまして給与は会計年度任用職員の規則で改正をしておりますが変更になります。4月に遡及となります。そして手当も一般職に準じますので改正されます。そしてパートタイムの方、一般職より時間が短い方、基本的には今一般職は7時間45分であります。そうでない1日お勤めいただいている方は7時間の勤務時間で短時間という位置付けをしております。その皆さんの報酬についてはこれは条例によりまして町長が改めて定めるということになっております。雇用契約の中で定めた金額を運用していくという内容でございます。また期末手当につきましてはこれは一般職に準ずる規定になっておりますから、会計年度任用職員のパートの皆さんについても、期末手当ですから0.05月分プラスになるという内容でございます。
議 長	他にございませんか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより11時25分まで休憩とします。 (ときに11時07分)

<u>日程第 1 0 「議案第 4 9 号」</u>	
議 長	休憩前に引続き会議を開きます。 (ときに11時25分) 日程第10、議案第49号「小海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 小平子育て支援課長。
(子育て支援課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 1 「議案第 5 0 号」</u>	
議 長	日程第 11、議案第 50 号「小海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 小平子育て支援課長。
(子育て支援課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	

議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 2 「議案第 5 1 号」</u>	
議 長	次に日程第 12、議案第 51 号「小海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 小平子育て支援課長。
(子育て支援課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
6 番議員	以前にも聞いたことがあったような気がするんですけども、小海町の場合ですとこの放課後児童健全育成というのは児童館や児童クラブ、他放課後デイも含まれるのかどうか、その辺りをお願いします。
子育て支援 課 長	小海町につきましては現在児童館の方で行っている放課後児童クラブというのが対象として運営をしているところでございます。
6 番議員	放課後デイサービスは含まれていないのか。
子育て支援 課 長	含まれてはおりません。
議 長	いいですか。ほかに質疑はございませんか。
(質疑なし)	
<u>日程第 1 3 「議案第 5 2 号」</u>	
議 長	日程第13、議案第52号「小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。

	本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 ここで1時まで休憩とします。 (ときに11時37分)
議 長	(ときに13時00分) 休憩前に引き続き会議を開きます。 議事に入ります前に、先ほど12時30分から議会運営委員会及び各常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告をお願いします。 議会運営委員長、井出幸実君。
議会運営 委 員 長	ご報告いたします。 議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程が決定しましたのでご報告いたします。 12月12日(火) 午後1時30分から総務産業常任委員会、視察なし。午後2時から予算決算常任委員会、総務産業関係の審査を行い、12月13日(水) 午後1時30分から民生文教常任委員会、視察なし。午後2時から予算決算常任委員会、民生文教関係の審査を行います。 また、一般質問が1日で済めば8日は休会となり、今回は現地視察は実施しないこととなりましたので、全員協議会を12月11日月曜日午後1時から合同で行ないます。なお、タブレット端末の操作研修会を11日午前10時から行いますので、参加をお願いいたします。 以上で、報告を終わります。
<u>日程第 1 4 「議案第 5 3 号」</u>	
議 長	次、日程第 14、議案第 53 号「令和 5 年度小海町一般会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。事務局長に朗読を求めます。 小平議会事務局長。
	(事務局長朗読)

議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 副町長。
(副町長説明)	
議 長	説明が終わりました。 一般会計補正予算（第5号）についての説明が終わりました。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	6ページ、第2表 繰越明許費、 第3表 地方債補正
11番議員	繰越明許についてお尋ねしますが、6月に契約議決をしたと、翌年3月29日納期ということでもありますけれども、繰越明許に載っているわけですが、今お聞きしましたら受注元の都合で納車ができないということでもありますけれども、契約の中にはそういった場合にはどのような扱いで契約をなされているわけですか。
町民課長	今資料がないので確認してまたご報告いたします。
11番議員	一般的に繰越明許というものは予定していた財産、歳入が国の都合だとかそういったものの公の原因が出てきて繰越明許にせざるを得ないということでもありますけれども、それに伴ったものとして事故繰越というものがありますよね。これ町側にはなんら手落ちもなく予算化されていてこれを簡単に繰越明許、普通の場合は補正予算等の都合によりまして年度内に納まらないから次の段階にもって行って財源が入ってこないからというのが私の解釈で思っていたんですが、業者が納められないというので繰越明許ということのようでもありますけれども、その辺のことも含めて後で説明をお願いします。
町民課長	確認しましてまたご報告申し上げます。
議 長	【歳入】 9ページ、款11 地方交付税 款14 使用料及び手数料 項1 使用料 款15 国庫支出金 項1 国庫負担金 項2 国庫補助金 目1 総務費補助金 10ページ、目2 民生費補助金 目4 土木費補助金

	目5 教育費補助金 款16 県支出金 項1 県負担金 項2 県補助金 目4 農林水産費補助金 目8 土木費補助金 11ページ、款17 財産収入 項1 財産運用収入 項2 財産売却収入
3 番議員	村上団地の土地売却ということなんですけれども、当初18区画の予定で今現在6区画売れて2区画工事にかかっているわけなんですけれども、私ももつと10棟以上の販売じゃないかと思っていましたが、ウクライナ情勢等資材の高騰ということで前は60万から70万でできたものが先般聞くと120万からの坪、掛かるということで、土地を取得しても住宅にお金がかかるということで土地の売れゆきが停滞しているようなんですけれども、ホームページにも新たに載せていただいて広告宣伝しているわけなんですけれども、今後の販売にかけて町としてホームページは当然なんですけれども、広告とかいろんな媒体を使ってですね宣伝をしていただいて、出来るだけ多くの販売に繋げていただきたいと思いますのですがその予定とが考えはいかがでしょうか。
総務課長	今おっしゃられるとおり、ご指摘いただいたとおりでございます。当初18区画というものを見込んでおりました。今ご質問の中にもありましたが、住宅の建設費が非常に高騰しているということも耳にしております。そういう中でありあますが、やはり造成をしたその背景にはしっかりと分譲をするということが大切なことであります。そして今言われるように広報、ホームページ、チラシとそういうものに含めまして町の政策、施策子育てへの色々な施策そういうものを一緒に載せまして訴えていくということが必要ではないかということでございます。そして恒常的に建設費が上がってしまう、これは分譲だけでなく住民の皆さんの新築しようかなとか、いろいろ考えている皆さんに対しても非常に生活が苦勞になってきてしまう。そういう中で今子育ての関係で建築に対しまして子育て世代住宅建築補助、そういう制度の拡充そういうことも絡めましてしっかりとした町長の判断そういうものにより政策を立案していきたいと考えております。
議 長	款18 寄付金 款19 繰入金 12ページ、款21 諸収入 項4 雑入 款22 町債

	【歳出】 13ページ、款1 議会費 款2 総務費 項1 総務管理費 目1 一般管理費 14ページ、一般管理費続き 目2 財産管理費 目3 広報費 目4 企画費 15ページ、企画費続き 目5 地域振興費
11番議員	空家対策事業補助金についてお尋ねいたします。当初予算7,400千円が8,900千円に増額補正ということですが、当初の説明では清掃が2件それから解体が10件、改修が2件ということで7,400千円ということのようでありすけれども、今回1,500千円補正してくるのは清掃、解体、改修ということとどこの部分にあてがっていくもののでしょうか。また清掃ということになれば空いている家を今後活用するために町が補助を出しているものだと思いますし、ましてや改修というのも1件1,000千円の限度額として出すものでありますが、その辺のところ当初予算から比べた中で半年以上たった中でその辺の現状はそうになっていますでしょうか。
総務課長	空家対策事業の現在の実施の状況というご質問と承りました。解体については10件、そして整理、片付けについては1件、そして改修については1件でございます。そして現在5,342千円ほどの支出済みでございます。そして申請が3件ございます。解体でございます。そういった中で予算残高が500千円ほどになりまして今回3件ほどの増額の補正をお願いしている内容です。そして改修につきましては1件ありまして改修を行いましてその後入居というか利用をされている状況でございます。
11番議員	改修や清掃で空家を有効活用して住んでくれれば予算を付けても望むところではありますが、解体がだんだん増えていくということでありすけれども、当初の時点によるとまだ改修の予定は1件しかなされていないようでありすが、それから改修とか清掃した2件の分、現在このところは皆さん利用して、持ち主じゃない人が来て住んでいるという解釈でよろしいでしょうか。
総務課長	改修については持ち主でない人が貸しているという利用の仕方でございます。
11番議員	清掃は。

総務課長	清掃についてはちょっと把握しておりません。また委員会の折に報告させていただきます。
6 番議員	その下のゼロカーボン推進事業の補助金ということでこれは具体的にどの部分で増えたのかお願いします。
総務課長	ゼロカーボン推進補助金であります。今年度から実施しております補助金であります。住宅の屋根に太陽光パネルを付ける。また蓄電池、住宅用の家庭用の蓄電池を整備する。そして電気自動車などを購入する。そういうことによりまして上限300千円で補助金を支出しているものでございます。現在であります。太陽光のパネルを設置した実績が8件、そして蓄電池が2件でございます。その他問い合わせが1件あるということでございます。そして予算が上限に達してきておりますので今回5件の300千円の5件分を補正をお願いしまして住民の皆様の期待というか要望に応えていきたいという内容でございます。
議 長	目6 積立金 目8 駅周辺運営費 16ページ、項2 徴税費 項3 戸籍住民登録費 17ページ、 戸籍住民登録費続き 項4 選挙費 項5 統計調査費 18ページ、 款3 民生費 項1 社会福祉費 目1 社会福祉総務費 目3 やすらぎ園運営費 目4 心身障害者福祉費 19ページ、 心身障害者福祉費続き 目5 あゆみ園運営費 項2 児童福祉費 目1 保育所費 20ページ、 目3 児童館運営費 目4 結婚推進・子育て支援費 款4 衛生費 項1 保健衛生費 目1 保健衛生総務費 21ページ、 保健衛生総務費続き 目2 予防費 目3 保健事業と介護予防の一体的実施事業費 22ページ、 項2 生活環境衛生費 目1 生活環境衛生総務費 目2 塵芥処理費

	目4 住宅管理費 目5 町営バス運行管理費 款5 農林水産費 項1 農業費 目1 農業委員会費 23ページ、 農業委員会費続き 目2 農業振興費 目3 畜産振興費 目4 農地費 24ページ、 農地費続き 項2 林業費 目1 林業振興費 25ページ、 款6 商工費 項1 商工費 目1 商工業振興費 目2 観光費 26ページ、 観光費続き 目4 松原湖高原観光交流センター運営費 款7 土木費 項1 土木管理費 27ページ、 土木管理費続き 項2 道路橋梁費 目1 道路維持費 目2 道路改良舗装費 28ページ、 道路改良舗装費続き 項3 都市計画費 款8 消防費 29ページ、 款9 教育費 項1 教育総務費 目2 事務局費 項2 小海小学校費 目1 学校管理費 目2 教育振興費 30ページ、 項3 社会教育費 目1 社会教育総務費 目2 公民館費 目3 美術館運営費 目4 音楽堂運営費 31ページ、 項4 保健体育費 32ページから36ページ 補正予算給与費明細書 32ページ、33ページ
11番議員	アの会計年度任用職員以外の職員の中で超過勤務手当が当初7,500千円から3,000千円増ということで10,500千円。この説明をお願い致します。

総務課長	超過勤務手当3,000千円ほどの増額でございます。これにつきましては副町長の説明の中で職員手当を一式の人勸ということで含まれております。その内容でございますが、現在ひと月の超勤額を1人25,000円と定めまして運用をしております。そして当初の予算が上限に達しそうになっておりますのでそれを職員間で調整をし、25,000円に達した月が6ヶ月150千円に達した職員につきましては25,000円の70%を上限に17,500円を上限に支給をしております。そういう中でありますがやはり代休そういうものを有効に使う中で非常に厳しいという状況でございます。昨年までは上限額7,000千円で予算額の上限という意味合いで運用しておりましたが、本年は3,000千円増額をし、10,000千円の範ちゅうで超過勤務手当として支払いながら代休を活用し、そして一番はメンタルの部分のケアに繋げていきたいということで今回補正をお願いしているものでございます。
11番議員	私が議員になった時にはこの超勤手当というのは2,000千円だったんですよ。当時の担当の方に聞きましたらサービス残業等が多かったということですので、増額増額ということをお願いをしてきたと。それから後また6,000千円とか7,500千円、9,000千円と増えてきたときにはちょうど台風19号という大きな災害がありまして担当職員も苦労したようですし、それからここ数年においてはコロナの対策で保健関係の皆さんが大変超勤等々多くしてきていると。そういった状況の中で台風19号のような大きな災害も出ておりませんし、またコロナの方もインフルエンザ等合わせて流行しつつあるか流行しているといことでもありますけれども以前ほどではないと。そういう中で今度は25,000円というものをどういった決めで決めたか知りませんが今度はこれを上げるというようなこと。それと代休という言葉も申されておりましたが、職員の勤務体制等に関する条例を見れば代休というものは指定して、逆に取らせると。私が以前聞きました時には土日祭日で出た場合には代休で対応させていた。世の中今揚げて働き方改革ということで進められているのが現状ありまして、若干些か残業をこうやって増やさせていくよりもちゃんとした休みをしっかりと取らせるのではないかと。先般佐久市の建設業協会の皆さんが工事の請負の関係でもなかなか人手不足とか今の働き方改革ということで週休2日制を取れるというような形で協議されていたのを新聞でも見ました。そういった中でこれから既に3分の2近くが終わってきている中で、これからの土日祭日のイベントというものもスケート大会とかそういったことを除けばそう増えてきていない中で、ここであえて今までこれ

	からの3月までの中で3,000千円というものはみんな過去に振り返って代休とかそういったものの指定をしないのか。これは条例上の中で事前にイベントとかあった場合には代休を取らせるとか、あるいは終わった後でも代休を指定して取らせるといのが条例上の決まりなのではないのかと思います。それがまた今日世界で世間で言われている働き方改革にも繋がっていくと中で、相変わらずただこういう形でこれからも進めていくつもりでございますか。
総務課長	今ここでというご質問が一部ありました。これにつきましては9月の末の段階で金額にしまして5,300千円、約75%の執行率でございます。その前はそんなにそれよりは低かったわけでございます。そして10月末になりますと6,250千円、89%の執行率になってしまったということで、今後代休をご指摘いただくようにしっかりと有効に使っていく。そして働き方改革、そして今一番若い方に求められているものは自分の時間を作りたい、そういうことが言われています。ですからお金でなくそういうことで手当をしていったらどうかということでございます。そういう中でありますが今職員で1時間給料が高い人間、2,500円程度の時間給になります。残業手当の場合。そうしますと地区懇談会そういうもので2時間勤務すると5,000円になってしまふ。それじゃちょっとなかなか代休と言っても取れないんですけど、そこで職員組合と協議をした中で代休を有効に使いながら上限を定めてそして運用をしていくという方策を考えております。いずれにしても働きやすい職場、そしてなるべく休みが取れる、それには正規職員の補充、そういったことを絡めて今後検討して参るということになるかかと思ひます。
11番議員	今部落懇談会をやっていることは有線で聞いていてご苦労様ですという感じでありますけれども、これは働いたものが高い安いかは別として、黙っていたって働いたものは払わないわけにはいかないわけですよ。そういった中で私先ほど言いましたように、総務課長をはじめ任命権者の皆さんは代休とか日曜祭日とかそういうものに出たときに今までも指定させて代休を取らせていたかどうかということなんです。条例上の中ではっきり言ってそれから働き方ということの中で、これから新しい職員を増やしてどうのこうの云々というんじゃなくて、その辺も皆さんが踏まえた中でそんなに今この中で土日祭日出てきてのべつくまなく1日も休まずにそんなに忙しいセクション、突発な事件でも起きた場合、台風だとかコロナとかなら別ですけども、皆さん方がこれからやっていく場合に産業な

	り日曜祭日出た場合は特に代休というものを指定してやっていく気があるかどうかその辺はどうなんですか。
総務課長	これは制度でありますからしっかり代休を有効に使っていくということは基本だと思います。ただ実際土日にイベントがあってその次の週に1日なり2日なり休めという命令ができるかどうか、それは現実的に何とも申し上げられない部分がございます。ただこの議会の私の答弁は下で職員がしっかり聞いておりますからそのつもりで組合との交渉を進めて参るということになるかと思います。そして台風災害、こういうものの災害につきましてはまた別枠で予算計上をお願いしている経過がございます。
6 番議員	34ページの方にもかかる質問なんですけれども、先ほどの条例の改正の時にも質問したんですが、会計年度任用職員のフルタイムに関しては一般職に準ずるということで規則の中で定められていてここにも載ってくる数字664千円というのがそこになるのではないのかと思いますが、パートタイムの関係ですね。そこが先ほどの説明ではまた改めて条例改正の方でというような話だと思うんですけど、賃上げの方は考えていないのかどうか改めて伺いたいと思います。
総務課長	33ページの一番下の職員手当の内訳、この真ん中辺であります。期末手当610千円の増額という内容がございます。この部分につきましてパートタイムの方、そしてフルタイムの方、それぞれの方合計しましてこの金額を計上しているという内容でございます。期末手当0.05月分プラスになる。仮に200千円の給料の方ですと0.05月分10,000円ほど支給になるという内容でございます。そして賃金の見直し、そういうものはどうかというご質問も含まれておりました。今後会計年度任用職員に対しましても勤勉手当の支給が制度化され来年度から実施されます。3月の定例会において条例の改正をお願いするという段取りになると思いますが、そういう中においてこの会計年度任用職員の皆さんの給与体系そういうものを抜本的に見直す機会でありますので今後検討しまして、いずれにしても立場が強いとか弱いそういう言葉失礼なんですけど、一般の職員より立場が弱い皆さん、そういう皆さんをしっかりとサポートし、そして活発に仕事をしていただくという制度が必要だと思いますので、今後検討して参りますのでよろしくお願いいたします。
6 番議員	今後検討ということなんですけども勤勉手当については来年3月でという答弁だったと思うんですけども、次のページの34ページなんか見ても一般職に関してはざっと計算して一人当たり110千円くらい上がるのかなあ

	というところで、追加をしてでもやはり会計年度任用職員も準じてとまでは言いませんけれども30,000円、50,000円ぐらい上げて5,500千円くらいじゃないかなと思いますので、3月の補正にかけてでも上げたほうがいいんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。
総務課長	会計年度任用職員の期末手当についてはこの数字で動いております。そして賃金につきましても先ほど条例改正の方で答弁させていただいたんですが、一定の金額で雇用させていただいているということで町長が別で定める、その別が一定の金額で定めているという内容でございます。そういう中で勤勉手当が来年から導入されるということでもあります。そして実際にどういう運用が必要かということでもあります、やはり近隣の町村というものの動向をしっかりとみてまたお互いに調整しながら実施をしていく。そうでなければ隣の町へ行ったら凄く手当がいいとか隣の村はあまり良くないとか、例えば保育士そういう皆さんが条件がいい所を選んでしまう。そういうことではお金によって人間の取り合いになってしまいますから、やはりある程度同調した中で人材を確保していくことが大切ではないかということを感じております。
議 長	33ページ他に。34ページ、35ページ、36ページ。 その他全体を通じて質疑のある方はございますか。
5 番議員	聞きそびれたというか村上団地のそれと子育て世代の住宅の建設を今更なんですが、なぜ今12月に落とすのか。3月まで待たないで落とすのか、その考え方を確認したいと思います。
総務課長	15ページ18節負担金の下から2番目、子育て世代建設補助5,000千円の減額という内容でございます。まず実績の見込みとしましては8件ほど見込んでおります。そして今の確認申請を出されている分を見込んでおります。そしてこれは住宅が竣工してお支払いするという制度のお金でありますので、今現在住宅が竣工するそういう状況にある方がこの程度であって5,000千円程が不要というか予算残が生じてくるという見込みの中で今回整理をさせていただいたという内容でございます。
5 番議員	11ページの収入の財産売却収入村上団地ですが、あと3つを見込むと。もう少し頑張らないのか。厳しい状況と分かっているんですが、何故12月にわざわざ落とすのかその考えもお願いします。
総務課長	現在問い合わせだとか具体的な相談、そういったものを加味しましてあと3つぐらいは売れるのではなく、売りたいという気持ちの中の予算でございます。

議 長	全体を通じて他に。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 ここで2時30分まで休憩とします。 (ときに14時08分)
<u>日程第 1 5 「議案第 5 4 号」</u>	
議 長	休憩前に引続き会議を開きます。(ときに 14 時 30 分) 日程第 15、議案 54 号「令和 5 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 【歳入】 4ページ、 款3 県支出金 項1 県補助金 【歳出】 5ページ、 款1 総務費 項1 総務管理費 款2 保険給付費 項1 療養諸費 項2 高額療養費 6ページ、 款6 諸支出金 項1 償還金及び還付加算金 款7 予備費
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。

<u>日程第 1 6 「議案第 5 5 号」</u>	
議 長	日程第 16、議案第 55 号「令和 5 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
（事務局長朗読）	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
（町民課長説明）	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 【歳入】 4ページ、 款8 繰入金 項1 一般会計繰入金 目2 その他一般会計繰入金 目3 地域支援事業繰入金（日常生活支援総合事業） 目4 地域支援事業繰入金（日常生活支援総合事業以外の地域支援事業） 【歳出】 5ページ、 款1 総務費 項1 総務管理費 款3 地域支援事業費 項1 日常生活支援総合事業費 項3 包括的支援事業任意事業費 6ページ、 包括的支援事業任意事業費続き 7ページから11ページ 補正予算給与費明細書 7ページ、8ページ、9ページ、10ページ、11ページ
（質疑なし）	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 7 「議案第 5 6 号」</u>	
議 長	日程第17、議案第56号「令和 5 年度小海町簡易水道事業会計補正予算（第

	1号)について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤産業建設課長
	(産業建設課長説明)
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 収益的収入及び支出、2ページ 補正予算給与費明細書、3ページ、4ページ、5ページ、6ページ
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第18 請願・陳情等</u>	
議 長	日程第18、「陳情第8号について」を議題といたします。 今定例会で受理した陳情等は、お手元に配付をしたとおりであります。陳情書の朗読及び審議は、付託した委員会をお願いいたします。
<u>○ 質疑終了</u>	
議 長	以上をもちまして、議案に対する質疑を終結いたします。
<u>○ 常任委員会付託</u>	
議 長	本日議題としてまいりました議案第46号から議案第56号、陳情第8号は会議規則第39条の規定により、お配りした議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。議案付託表のとおり付託いたしますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で本日の日程は全て終了いたしました。 一般質問は、7日午前10時から行います。 本日はこれにて散会といたします。 ご苦労さまでした。 (ときに14時48分)

令和 5 年 第 4 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 2 日」	
* 開会年月日時	令和5年12月7日 午前10時00分
* 閉会年月日時	令和5年12月7日 午後 4時56分
* 開会の場所	小海町議会議場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さん、おはようございます。本日は一般質問であります。今日は6人の議員の方が一般質問を行います。質疑の時間制限と休憩時間を考えますと、今日定刻までに終わらせるのは難しいかと思われますので、早速ですが、一般質問に入らせていただきます。 定刻になりました。ただいまの出席議員数は11人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。 本日答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、教育次長、所長、会計管理者であります。 なお、宮澤やすらぎ園所長は所用のため、午前中欠席とのことであります。
<u>日程第1 「一般質問」</u>	
議 長	日程第1、本日は、会議規則第61条の規定により一般質問を行います。 あらかじめ申し上げておきますが、会議規則第63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。 それでは順次質問を許します。
<u>第6番 的埜 美香子 議員</u>	

議 長	初めに、第6番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。
6 番議員	第6番、的埜美香子です。通告に従いまして一般質問を始めていきます。 今もなお続くロシアによるウクライナ侵略・攻撃、激化するイスラエル軍によるパレスチナ・ガザ地区への攻撃、これは今日で戦闘開始から2か月になると、今日も報道されていました。これらの戦争が気候変動による食糧危機に拍車をかけています。世界的な緊急の課題に日本がどう向き合うかが問われています。 つい数日前、アラブ首長国連邦、ドバイで国連気候変動枠組条約第28回締約国会議C O P 28が開催されました。C O P 28では、気候危機を食い止めるため、パリ協定の1.5度目標を実現するために、全ての化石燃料の廃止方針に合意できるかどうか問われています。そのため、国連のグテーレス事務総長はドバイに参集した各国の首脳に対して、化石燃料の削減ではなく廃止を、そして排出削減対策を講じていけばよいわけではなく、全ての化石燃料を廃止していかなければならないと強く訴えました。 ところが、その僅か数時間後に、同じ演台に立ったG7議長国日本の首相は、排出削減対策の講じられていない新規の国内石炭火力発電所の建設を終了していきますと述べたのです。この発言は、既存の石炭火力発電を維持するだけでなく、排出削減対策を講じている石炭火力は新設すると受け取られても仕方がありません。日本政府は火力発電に対して、まだ実証段階の水素、アンモニア混焼を2030年に20%程度混焼する計画を立てており、それをもって排出削減対策を講じていると言い訳をして、石炭火力を温存しようとしているのです。その上、アジア・ゼロミッション共同体の名の下に、アジア諸国においても、石炭火力にこれらのアンモニアや水素の混焼がいずれ可能だからという言い訳の下に、石炭火力発電を拡大しようとしているのです。その日本政府の意図に世界のN G Oはノーを突きつけ、またも化石賞という不名誉な賞が与えられました。 しかし、嘆いてばかりもいられません。一刻の猶予もないこの問題に、一個人としても、一自治体としても、今、何をすべきか真剣に考え取り組まなければ、未来はありません。県でも2019年に都道府県としては初めて気候非常事態宣言を行い、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする決意を表明し、ゼロカーボン戦略第6次計画が今進められているところです。 町としましても、2022年3月、2050年ゼロカーボン構想表明とあり、今年度の予算でゼロカーボン推進事業補助金150万円が盛り込まれました。その後、2回の補正が組まれ、当初予定の3倍になっているわけですが、補正予算の質

	疑の中でも若干触れましたが、ここまでの進捗状況と今回、資料も作っていただいたので、説明のほうと併せ、また感触のほうはどうか、どのように感じておられるかということをお尋ねいたします。お願いします。
総務課長	おはようございます。お疲れさまでございます。 先ほど世界的な気候変動、そして地方行政としてできること、このようなご指摘、ご質問がございました。そして、今年、令和5年度から、ゼロカーボン促進補助金制度を設置しまして、事業を行っておるという状況でございます。 資料の1ページをご説明させていただきます。 まず、この補助事業におきましては、5つの項目に分け、補助金の交付をしてございます。まず、1番としまして、太陽光発電システム、これをご自宅の建物の、ご自宅というか自分が所有する建物の屋根に設置をするなどのものでありまして、交付額については、その発電量によって異なります。そして、申請件数、ゴシック体で示してございます。現在、8件の申請件数がございます。そして、容量によりまして上限を30万と設定をしております。30キロワット以上のもの、これが7件、そして20キロワット、少し小規模なもの、これが1件、そして交付決定額は現在230万円でございます。 次に、2番、蓄電容量が1キロワット以上のものの定置型の蓄電池システムを自ら所有する建物へ設置する、このことにつきましては、交付額を30万円と限度を定めまして実施をしております。現在のところ、2件の申請がありまして、60万円の交付決定額でございます。そして、そのほかに相談が1件寄せられております。 3番では、クリーンエネルギー自動車、電気自動車などの購入に当たる費用でございます。これにつきましても、30万円を限度としまして補助をするという内容でございます。申請件数はまだございません。 そして、4番は、先ほどの電気自動車などの充電システム、これを設置した方に対しまして、30万円を限度としまして補助金を交付するという内容でございます。これにつきましても、申請、交付決定額はゼロでございます。 そして、最後に太陽熱を利用したシステム、強制循環型のシステムを導入された方、ご家庭などに30万円を限度として交付をするという制度でございます。これにつきましても、申請はございません。 枠外の米印ではありますが、今回の補正から表記をしてあります、補正前の予算額は300万円でございます。そして、支出負担行為済額、これが290万円でございます。実際にまだ支出には至っておりませんが、現実的に予算残高は

	10万円ということになっております。そして、今回、150万円の予算を補正予算としてお願いをしております。補正予算後の予算額は450万円となりまして、支出負担行為額は同額でございますので、予算の残額は160万円と見込まれております。 そして、補正の内容、今後の見込みであります、30万円の限度額としまして、5件分を計上させていただきました。相談1件30万円、そのほかに4件を見込んでおります。そういう中で、どの項目を幾つ見込んだかということにつきましては、なかなか難しいわけではありますが、主に1番、2番、この部分で太陽光システムを屋根に設置する、また蓄電池を設置する、そういうものについて、合計しまして4件を見込ませていただいたという状況でございます。 以上でございます。
6 番議員	ただいまゼロカーボンの促進補助金事業について、改めて説明いただきました。3、4、5の対象項目はなかなか上がってこないのかなというところですが、太陽光システムまた蓄電池の関係で、町民の関心、少しずつ高くなっているのかなというふうにも感じました。 その中でも、今後、この事業続けていくと思いますが、今日配られた長振を見せていただきました、先ほど。22ページのほうで、長振のほうでは、今後、6年、7年、8年度、3か年、300万、300万、300万とそういうふうに数字がのっているわけですが、5年度の予算額から見ますと、少し低いのではないかと思います、この数字でやっていくのか、ちょっとそのあたりお願いします。
総務課長	長期振興計画の実施計画では、先ほど申された数字で掲載をしてございます。基本的には、この長期振興計画の作成、そして令和6年度の予算の作成、これは同時に行われるから、相当の部分でそれぞれの内容が合ってくるという内容でございます。そういう中でありますが、この部分については、この補正前の金額を計上してございます。実際には、これで予算については2月の上旬に決定というか素案、素々案ができますので、その段階において実際に執行している金額をしっかりと見据えた中で、適切な金額を計上させていただくということを考えております。 以上でございます。
6 番議員	もう一つ、予算の関係で質問、もう一つしていきますが、この補助事業とは別に、ゼロカーボンの推進事業450万というのがのっています。そして、地球温暖化対策計画250万というのがのっています。ゼロカーボン推進事業、

	県の元気づくり支援金とも関係あると思いますが、その関係の事業、どうなっているかお答えください。
総務課長	これは、先ほど議員さんも発言をいただきましたが、令和4年3月23日にゼロカーボンシティ宣言を表明し、環境省が進めます2050年二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることに賛同して、表明をしたところでございます。そして、事業の3本の柱としまして、ワーケーションの推進、クリーンエネルギーの推進、そしてJ-クレジットなどをベースに捉えた新規事業の展開を示しております。2050年のゼロカーボン実現に向けて、令和4年度から県の元気づくり支援金を活用しまして、関係各所と調整を行いながら事業を進めておるところでございます。 そして、現在の地球温暖化対策の推進に関する法律、この法律に基づきまして、地方公共団体は地方公共団体実施計画を策定しなければなりません。公共施設のCO₂排出量を再生エネルギーなど活用しながら、削減していくことなどが主だった計画の内容とされております。 町では、地方公共団体実行計画、予算説明書では先ほどのご質問の地球温暖化対策計画と表記しておりますが、この計画を策定しまして削減を目指しているところでございます。あわせまして、2030年度以降には、民間事業者が実質ゼロに向けた取組を積極的に行っていくこととなっておりますので、温室効果ガスの取引が2050年に向けて活発になっていくことが予想されます。そういった中で、各事業者がそれぞれの取引地域として選んでいただけるような、早い段階から準備を行っていくということが、今後大切になってくるということでございます。 そして、県の元気づくり支援事業、事業費が450万円、県の補助金が5分の4であります360万円でございます。そして、この内容であります、先ほどの3本の柱、ワーケーションの推進、これは都市との交流、憩うまちこうみなどでの事業を通しまして、夏季エネルギーの対策、都会で暑い暑いと言いながらエアコンのある場所を求めて生活をする、それを回避しまして、高原の爽やかなところでワーケーション、そういうことによりましてエネルギーの削減。 そして、クリーンエネルギーの推進、これにつきましては、地産地消、省エネ、ある意味SDGsであります地産地消、この地域で作付して取れたものをここで消費をする。そして、今度は、例えば畑のダイコンでもニンジンでも葉っぱの部分、そういう部分は捨てて、ごみとしてエネルギーを使って処分をする、そういうことではなく、また今度は田んぼへ堆肥として入れられ

	る。田んぼで取れたお米の残ったわら、こういうものもそれぞれ再利用していく。わらは田んぼで取れたものですから、今度は畑に入れる、そういう昔ながらのことが大切であって、地産地消、省エネにつなげていくべきであるということを考えております。 そして、J-クレジットなどベースにした新規事業の展開、自然エネルギーを利用しまして、エネルギーの有効利用をするという内容でございます。これにつきましては、山林の手入れ、そして皆伐をしましたところにまた植林をして森林を保護していく、そしてその森林が二酸化炭素を吸収する、そのようなサイクルをつくっていくということが大切だということで、ゼロカーボン事業、県の元気づくり支援金、このようなものを利用して事業を推進してまいるという内容でございます。 以上でございます。
6 番議員	今、3本の柱ということでゼロカーボン推進事業の説明、今受けたわけですが、今ざっと説明いただいたんですが、この事業内容をまとめたそういう中間報告みたいなものは、いつの段階で出せるのでしょうか。お願いします。
総務課長	ただいま事業の進行中でありますから、ある程度めどが立った段階で、また資料としてご提出は可能かと感じております。 以上でございます。
6 番議員	また、長期振興計画のほうにも、カーボンニュートラル推進事業として6年度500万のっているわけですが、今、ある程度まとまったところかどうかということだったんですが、このまま、また500万のせるということで、そして実施計画に入っていくという、そういう理解でよろしいでしょうか。
総務課長	ゼロカーボン推進事業、元気づくり支援金を利用したものでありますが、これは3年間で1つのスパンとして事業を県のほうで、県の計画に沿った形で行っておるという内容でございます。現実的には、令和4年、令和5年、そして令和6年ということで、6年度に掲載をしているという内容でございます。 以上です。
6 番議員	まだ中間報告という段階にはいかないと、そういうふうに捉えました。 町は2022年3月、先ほど2050年ゼロカーボンを目指すということを表明したと。この表明によって、環境省にゼロカーボンシティとそういうふうに認められたことになります。環境省では、炭素を減らすためのロードマップを作成し、自治体単位でゼロカーボンを進め、取組の輪を広げていき、全国的にカーボンニュートラルな社会の構築を目標としています。そのロードマップのイメージでは、2025年までをまず政策を実施する集中期間とし、2030年、

	全国でできるだけ多くの脱炭素ドミノを起こそうという、2030年までを重要な期間と位置づけています。ゼロカーボン宣言をした多くの自治体では、これに合わせ計画策定をし、事業計画が進められています。先ほど実施計画、3年間ですか、その推進事業を進めていく中で計画策定に入っていくということなんでしょうけれども、今後のそういった予定、ありましたらお願いいたします。
総務課長	先ほどのゼロカーボン推進事業、これは県の補助金を受けて、県の計画に沿って実施をしている。そして、地方公共団体の実施計画、これについては予算説明資料の表記でありますと、地球温暖化対策計画でございます。この計画を策定しまして、今、議員さんおっしゃられるような形で進んでいくという内容でございます。そして、この地球温暖化対策計画、これの計画の趣旨、そういうものについては、公共施設で出る二酸化炭素、そういうものについてどれだけ、どういう形で吸収をしていくか、そういうものを、システムを通してその数値化をする、そして数値化をして、その数値がゼロに近いとか、プラスとマイナスがなるべく近づく、そういうことを進めていく計画でございます。 具体的には、どういうことが考えられるかということではありますが、例えばボイラー、そういうものの燃焼機器、そういう運転方法を考える。そして、自動販売機が、小海の町はそんなに公共施設に設置はしていないかもしれませんが、自動販売機が設置してある場合、夜間の人間がいなくなるとき、そういうときは消灯をすとか、空調機、フィルター、この清掃を比較的頻度を上げて行い、送風効率を上げる、そういうこと。また、街路灯、防犯灯、こういうもののLED化、そして事務の用紙、また一般的にはごみ、節水、そういうものへの取組。 そして、次に一番は職員の日常の取組でございます。地球温暖化への意識を持ちながら職員が取り組む。これは職場での公共施設にいるときだけでなく、家庭に帰ってもそういうことを行っていくことによりまして、ゼロカーボンへ少しでも自分がその意識を持つ、そういうことで不要な照明を消すとか、電気製品は小まめにスイッチを入り切りする、そういうことを計画に盛り込んでいくと。この具体的なものについては、計画に文字としては示さないと思いますけれども、結局、最終的にはそういうことを目的としている計画でございます。 以上でございます。
6 番議員	昨年の私の一般質問の際に、ゼロカーボン推進の取組の中にしっかりと持続

	可能な農業ということも入れていくことが大事だと思うと、先ほど総務課長のほうから地産地消の話もありましたが、その質問に対し、町長は答弁で、カーボンニュートラルは1か所、2か所でやっても、これは価値がないと思いますと、そうした施策の中で生きていく全てのものがそれに取り組むというような形を取っていかなければ、必然的に到達できないということで、とにかく2050年という大きな目標がありますので、そういった中で、横のつながりを持った中で、それぞれが手を組み進めていくことが必要ではないかというふうに考えていますと、そういうふうにお答えになっています。 その施策がなかなか見えてこないの、こういった質問をしているのですが、今、総務課長の答弁の中で、公共施設を中心として、ボイラーだとか自販機、街灯、ごみ、節水とかいろいろ出てきましたが、やっぱりそういう、2050年という大きな目標でもありますが、やはり中間目標、2030年に向けて、しっかりとそれを明示した形でより具体的に取り組まないと、もう私は猶予はないと思っています。町民に向けて、家庭でできる省エネや再エネの推進と、先ほどお答えになりました町が行うべき取組を、やっぱり一体になって取り組むために、エネルギービジョンの策定を、私は町民が参加する形で進めるのはいかがでしょうかと思っています。言葉だけの推進事業や対策計画ではなく、今大事なのは町民と一緒にエネルギービジョンを深め、そのビジョンに近づける目標を設定する、そういう計画づくりを、もちろん専門家も入っていただきながら、町民と一緒に進めていく。エネルギー問題が地域課題の解決策にも生かされるような取組になるとと思いますが、町長、いかがお考えでしょうか。
町 長	的埜議員、数々提案をありがとうございます。 前回お答えしたとおり、この問題は地球規模、国規模、そして県の推進している目標がございます。それに従ったものについて、私どもも賛同したということでございますけれども、やはり今おっしゃるように、それぞれの個人、それぞれの団体、それぞれの組織が、小さいところから持っていくというのが一番効果があると思います。そして、その中に意識というものがありますけれども、町民の皆様の意識を高めていただくということがまず大切だと思います。 そして、今、町民の皆様合わせてというご意見をいただきました。まさにそのとおりだと思いますが、議員さんもいろいろな委員会だとか、それから町民のつどいだとか出席していただいて、ご存じだと思いますが、私が感じているのは、まず行政のほうからの投げかけをしないと、町民の皆様のお答え

	もなければ、その独自の意見もそんなに多くは出てこないということです。ですから、ある程度、行政のほうで投げかけをしていくということが、まず大切だと思いますけれども、やはり町民の皆様の意見を吸い上げるということも大変大切なことだと思いますので、それはまたそういう形の中で検討させていただきます。
6 番議員	先ほども言いましたが、ゼロカーボン表明をした自治体の多くが、地球温暖化防止計画を立てて、ゼロカーボンに近づけるというプランを立てています。お隣の佐久穂町でも、地球温暖化防止実行計画立てられています。やはり私は、人類の未来を決定づける10年とそういうふうに言われてきましたが、この10年は2030年までの10年です。あと6年しかありません。喫緊的課題と位置づけ、即取り組んでいただきたいと思います。 では、次の質問も持続可能な環境づくりとして、私はいつもセットで質問してきています。質問事項でいう大きなくくりの農業振興策というのは、農振のことではなく、農業政策のことを意味しています。すみません、紛らわしくてすみませんが、ご了承ください。 長野県が進める第4期長野県食と農業農村振興計画も、「人と地域が育む 未来につづく 信州の農業・農村と食」というのが大きなテーマになっています。そして、SDGsの目標と合わせた施策内容になっています。先日、町の農業振興審議会のほうで資料として出されたもの、今日、同じものを資料として出していただきました。県の食と農業農村振興計画は、現状、目標数値、施策の展開方向などを具体的に示されています。資料も出していただいたので、ざっくりと説明をいただきながら、町として5年後、10年後を見据えた農業振興策どのように進めていくか、その考えをお聞かせください。
産業建設課 長	お疲れさまです。お答えいたします。 まず、資料のほうですけれども、緑色の資料、これの2ページをお開きいただきたいと思います。 まず、この冊子、「信州の農業・農村と食」ということなんですけれども、この冊子ができている前提というのは、長野県食と農業農村振興の県民条例というのが平成18年に制定されました。長野県の食と農業農村の持続的な発展を図るための基本理念を示したものでして、この中で、食と農業農村振興審議会の設置、それから食と農業振興計画の策定が定められております。そして、この冊子はその計画の策定という意味で、5年に1回策定がされまして、最初は平成20年から24年までの5か年が第1期計画、その後5か年で見直されまして現在に至っており、令和5年から9年までの計画がこの冊子の計画とな

	っております。 その中の、今お開きいただいている2ページ、3番、施策体系というふうにございます。大きな柱は左側にございます「人と地域が育む 未来につづく 信州の農業・農村と食」ということです。ご覧のとおりということなんですけれども、大きい柱が1番、緑の大枠ですけれども、「皆が憧れ、稼げる信州の農業」、それから2番目として「しあわせで豊かな暮らしを実現する信州の農村」、3番目としまして「魅力あふれる信州の食」というふうな構成で、細かくはご覧のとおりというふうになっております。 そして、12ページをお開きいただきたいんですけれども、12ページには地域別の発展方向ということが記載されております。その後、このページは佐久でございます。その後のページには上田地域ですとか諏訪地域、上伊那というふうに続いております。議員さんおっしゃられたように、数値目標というのもここには下の表に記載がされておまして、現状は21年度ですけれども、目標2027年度、この間に目標の数値がそれぞれご覧のとおり記載されております。表の中の上から2番目、「夏秋期葉野菜等の全国ナンバー1産地としての持続的発展」というような項目もございますが、小海町は野菜の産地ということですので、このあたりが該当になってまいります。 そのような形で、その後、それぞれこの冊子をご覧いただきたいわけですが、このような大きな理念ということを掲げながら、数値も目標も入っているということです。 これに照らして小海町はということになりますと、大変大きな目標に対してやっていることは何かということなんですけれども、小海町の場合、この目標はもちろん目指していきたいということで目標にはしたいわけですが、どちらかといいますと、新規就農者の確保、もう担い手がいないと、少ないということですのでこういったこと、それからまたは、環境に優しい農業の観点から化学肥料の低減のための取組、そんなことで小海コンポースの堆肥や畜産農家の堆肥の利用、そして緑肥作物の利用や、あと多面的機能支払事業、これは地域で農業を担っていくそういう動き、そういうものを進める、そういうことに取り組んでいるという状況でございます。 以上です。
6 番議員	ありがとうございます。 県が示したものの、大きな理念の中でということで、あくまで県が示したものでありますが、町の農業政策を立てていく上で、やっぱりこれがたたき台というかマニュアルというか、になってくるんじゃないかなというふうに思い

	ます。町の具体策、しっかりと、これに沿った形というか参考にしながら立てていくのがいいんじゃないかなと。こんな立派な冊子なんですけれども、中身は物すごいページ数で、まとめられたものなんですけれども、100ページを超えるようなそういうような内容になっていますので、やはりこういったものを基準にして、この中でも担い手の問題とか、やっぱり環境に優しい農業へのそういう転換というふうなことも主題としてありますので、参考にしながら進めていっていただきたいなと思います。 そして、もう一つ、今日、やはり資料を出していただいたんですが、地域農業の将来を一緒に考えてみませんかということで、10年後の地域の農業をどんな農業にしていくかというもの、大切な農地をどう守り次の世代につないでいくか、それを地域で計画していくという、そういう内容のもの、これパワーポイントみたいな感じになっていて、またこれの説明もざっくりしていただきたいんですけれども、県として市町村の地域計画策定及び地域集落、農業者の地域計画の実行を支援するというふうにあります。町として地域計画の策定の考えはあるのか、説明していただきながら、その辺もお答えをお願いします。
産業建設課 長	それでは、資料つづりの2ページをご覧ください。 こちら、さきに行われました農業振興審議会の中で、農業農村支援センターの田中支所長さんの説明でこの資料が用いられたものでございます。地域計画、これにつきましては、まさに今おっしゃられました担い手の確保、そのために地域の耕作地を守るために、どんなふうにしていかなければいけないかということで、先ほどの農業農村振興計画とはまた違った観点からのものでございます。令和4年に農業経営基盤強化促進法の一部改正がありました。地域計画は農業者や地域住民の話合いにより策定される地域の農地利用の姿を明確化した設計図とも言えるものでございます。その地域の農地を残すため、地域農業が続いていくため、10年後の耕作者を特定し、農地の担い手を決めておくことを必要としており、地域の農業者のための計画ということでございます。 その地域計画をつくる、それぞれの地域でどんなふうに担い手と農地の利用を進めていくかというものでして、2ページの下側に地域計画とは何ということがございますが、10年後の地域農業の在り方、地域ごとにその地域の農業者はどなたがいて、10年後には何歳になって、農業を続けるか続けないかというようなことを話し合って、続けないのであれば、空いた農地はどうするかというような在り方の話し合いをするというものです。

	3ページの下のほうですけれども、法律での位置づけということで、こちらが促進法改正されまして明確化されたわけですが、これまでにしても人・農地プランという文言で協議をし、話し合いをしてきているのは事実でございます。もう少し強力にそれを進めなさいということでございます。 次の4ページをご覧ください。下の枠ですけれども、地域計画、誰がつくるということですが、協議の場の設置、これは市町村が行うものということですが、全体的にはもちろん取りまとめはしますが、地域ごとの農地の集まり、例えば小海原の地区ではいろんな集落の、芦谷だとか本村、土村の耕作者が小海原の地区で農業経営をしているわけですが、そういった農地の集まり、小海原ですとちょうど水利組合というようなまとまりもありまして、耕作者が集う機会がございます。そういったところごとにこういった話を進めていただいて、農地も使われたり、農業の経営がずっと続けられるようなそういった計画になるということでございます。 6ページでございますが、やはり下の欄で、地域計画はいつまでにつくるということでございます。法には令和5年4月1日施行とございます。下の行ですけれども、施行日から起算して2年を経過する日までにはということで、この間は定めることもできるという、ちょっと緩やかなんですけれども、それを超えると定めるんだということになります。後のほうにも、県内の例とかございます。 小海町においても、やはりこういった法でということになれば、これに向かって、目に見える計画づくりをしていくわけですが、まず、今年度中に農家の方々に意向調査を実施しまして、地図に落とし込んで、令和7年3月までには作成したいと考えております。 各地域で先ほどの小海原のような水利組合があったりして、役員会をやったり、それから総会をやったりしているところは、その中で、ここが空いた農地になるということが事前に分かり、そして、じゃ誰が借りるとか、これをどうする、そういった話は随時されるわけです。ですので、必要な地域というのはそういった話し合いの組織がないところ、そういったところを中心に町も支援して、策定していくのがいいかなと考えております。 以上です。
6 番議員	ただいま説明いただいたように、農業経営基盤強化促進法が一部改正されて、これまでの人・農地プランを新たに地域計画として法定化されたというもので、やっぱり地域の実情に合わせた計画を目指すというそういう内容だと思うんですが、これに沿って進めるのがいいかどうかというの

	は別として、町としてのやっぱり10年後の農業の姿、農地利用の姿を考えておかないと、私はやはりこの間のあれじゃないですけど、ソーラーパネルの地帯に変わってしまっても、私はおかしくないと思っています。 その第一歩として、先ほどこれから策定にという話でしたが、2年前でしたか、実施した農業の将来に関するアンケート、そういう調査を行っていただいたわけですが、それは大変意味のあるものだとは私は思っています。先ほど小海原の話も出ましたが、このアンケートの結果が地域ごとの特徴がかなり出ているかなと、そういうふうに思います。やはりエリアを幾つかに分けて、農業懇談会開く、急いで開いてみるのはどうでしょう。先ほどのゼロカーボンの取組にもつながるかもしれません。地域の課題解決に地域住民が向き合う良いきっかけになると私は思います。これまた議員発信でもいいのですが、また委員会の中でも、議員の皆さんと相談させていただいて、提案をさせていただきたいと思います。 ③の自給率向上を目指してということですが、冒頭に触れましたように、食糧危機の問題、本当に心配です。先ほど総務課長の地産地消という話もありましたが、食糧危機の問題、「世界で最初に飢えるのは日本」という著書でも有名な東京大学の大学院農学国際専攻教授の鈴木宣弘教授、ご存じの方も多いと思いますが、教授によれば、日本の穀物備蓄は1.5から2か月分しかない、食糧危機に対する準備が本当にできていない、そういう日本なんだということを言われています。38%といわれる食料自給率、言われていますが、畜産の飼料の8割が輸入、また種や肥料、輸入に依存、そういうことを考えれば、この先生の試算では実質食料自給率は9.2%と、そういうふうに言われています。食料は輸入すればよいという政策から切り替えないと、本当に日本が大変なことになってしまうということを言われています。やはり輸入に依存せずに、国内資源で安全、高品質な食料供給ができる循環農業を目指して農業が、そういう農業増えてきています、やっぱりそういう方向で、子どもたちの未来を守る最大の希望なので、そういうふうな農業政策を立てていかなきゃいけないということを言われています。 小海町のような農村地帯で、地域の存在が本当にこれから大きな役割を発揮してくると思います。町の自給率を高める米や小麦、ソバ、大豆などの生産を増やす独自の取組も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。
産業建設課長	お答えいたします。 日本の食料自給率38%、カロリーベースでということで、これを上げていこうという国の大きな流れの取組なんですけれども、県ごとに自給率の比較の

	資料なんかも出てございます。そういうのに対して、この町がどの程度のことができるかということなんですけれども、先ほどのお話にもございましたとおり、この地域になると、そういうことにシフトする、農業を十分にできているのであれば、それができるわけなんですけれども、担い手がどんどん減少する、農業者がどんどんいなくなる、そういった状況ですと、これを現状維持するということがどうしても優先になってしまいまして、そのための小麦を作る、そういう転換を図る、なかなか難しい。農業者自身がそういった意識を持ってやっている場合には可能なこともあるかと思えますけれども、今現在は維持をする、これが本当に難しいことだなと感じるわけでございます。 そういった中でありますが、やはり小麦の事情、ウクライナの関係もありまして、小麦が高いということに反応する農業者はもちろんいまして、前年、小麦を作付し、今年の夏、収穫をされた方もおいでになります。その量はもう僅かですけれども、そういうものを利用して、小海の場合にはソバに混ぜる小麦、それを小海町産、今までは県産だったんですけれども、小海町産にしてみた、それでソバを製造した、そんな取組も僅かではありますが、してみた経緯はございます。 いずれにしても、先ほどの話合いのような場で、何か利用できる農地があり、そしてそれに取り組む担い手がいる、そういった話合いがつけば、どんどん自給率が上がるようなそういう取組を推進していきたい、そのような考えをしております。 以上です。
6 番議員	自給率の低下、国を挙げて取り組んでいるということで、今、38%、カロリーベースでということなんです、前年度と同じ38%、そういった数字だったんですが、小数点以下で比較すると37.64%と、前年から0.37%低下しているということも言われています。なかなか本当に国挙げて取り組まなきゃいけないことなんです、自給率の問題もそうなんですが、これからの農業、若い農業者もこれからの農業の未来に本当に不安を感じています。 一方で、また町の未来のことと併せて前向きに模索されている声も聞きます。先ほどの小麦の話じゃないですけれども。町の農業の未来に希望が持てる、そんな農業政策を町民と一緒につくっていただけることを強く願い、私の一般質問を終わりにします。
議 長	以上で、第6番 的埜美香子議員の質問を終わります。 これより11時10分まで休憩とします。

	(ときに10時56分)
第2番 鷹野 文則 議員	
議 長	休憩前に引続き会議を開きます。 次に、第2番 鷹野文則議員の質問を許します。鷹野文則君。
2番議員	おはようございます。2番、鷹野文則です。通告に従い質問をさせていただきます。 令和は、この5年間は新型コロナウイルス感染症と共に5年という感がいたします。この感染症、現在、5類に引き下げられたところでございますが、これには担当職員の皆様の努力のたまものというふうに感謝するところであります。まだしばらくは、この感染症続くかと思えますけれども、よろしく願ひいたします。 この5年間、画期的な特効薬と呼ばれるようなものは開発されず、ワクチン接種による免疫学的対応をするということになってまいりました。令和3年2月よりワクチン接種が始まりまして、既に4億回を超える接種回数となっております。それで現在、特例臨時接種の類型で接種しております。これはワクチンの効果で重症化予防効果が1年程度持続する一方で、感染予防・発症予防効果の持続期間が二、三か月と限定的であること、それから流行株に合わせた追加接種を行うことで、追加的な予防効果が得られるということで、特例臨時接種が継続されてまいりました。 しかし、ここに来て、重症化リスクの高い者以外は、重症化の割合が少ないこと、それからワクチンの重症化予防効果が得られてきたこと、それと国民の多くが免疫を有する状態となったことから、来年度からインフルエンザと同等の定期接種とするというような報道がございますが、町としましては、来年度どのような予防接種対応をしていくかお伺ひいたします。
町民課長	お疲れさまでございます。お答え申し上げます。 ただいま鷹野議員さん申されましたとおり、新型コロナウイルスワクチン接種ですが、今現在までは集団接種等を行ってきたわけであります。令和5年度の春夏接種までが集団接種、その後、今の秋冬接種につきましては個別接種を進めているところでございます。先ほど鷹野議員申されたとおり、今回、国のほうで令和6年度以降は新型コロナウイルス感染症が蔓延防止、緊急のであると認められる状況でないという考えから、特例の臨時接種が令和5年度末で終了するということになりました。

	これによりまして、令和6年度以降の接種につきましては、その目的が個人の重症化予防を重点に置きまして、新型コロナウイルスの感染症の予防接種法のB類疾病に位置づけたということでありまして、同法に基づく定期接種という形で実施するという方向だということでもあります。ですので、季節性インフルエンザと同様の形を取っていくというようなことでございます。 その中で定期接種を行うということでございますが、国のほうでは、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳の基礎疾病を有する者を予定しておりまして、これをインフルエンザにおける接種対象者と同様に位置づけております。これが令和6年度の接種であります。国としては接種の時期をコロナの感染症が拡大するのが年末年始が多いということでもありますので、時期的には秋冬に年1回の接種ということを予定しているというような形で方針を出してございます。 このような中で、町の接種というような形、また補助体系ということでございますが、新型コロナワクチンの接種費用が、これから国から示されるというような状況でございます。町といたしましても、季節性インフルエンザと同様に接種費用の助成を行う方向で検討をしております。現在、季節性インフルエンザの接種費用は4,800円でありまして、医療機関によってはちょっと金額に差がございますが、この費用に対しまして、個人負担は1,000円ということになってございます。このように新型コロナワクチンの接種につきましても、個人負担額が大きくならないような補助金額というようなことで検討してまいりたいと考えております。詳細につきましては、接種費用額が決まった中で内容を精査し、検討していきたいというふうに考えております。 以上です。
2 番議員	定期接種65歳以上ということですが、接種方法については集団接種ではなく個別接種、それについては各医療機関で対応するという事なんではないかと。それから、今、補助金制度を設けていただけたということで、大変ありがたいこととございます。今、町民課長申しましたように、この地域、インフルエンザの定期接種については1,000円負担でございます。ただ、全国的に見ますとおおよそ2,000円ぐらいで、非常にこの地域は国内でもほかに秀でている地域というふうに思っております。 そういう中で、政府の正式な発表がないので定かではありませんが、ちまたではコロナワクチンの価格が115ドルというふうに言われております。115ドルといいますが、おおよそ1万7,000円になってくるわけですが、そう

	いう中で、どのくらい補助していくかというより、逆に接種される方の負担額がどのくらいが妥当かというふうに今の段階で考えていらっしゃるか教えてください。
町民課長	お答え申し上げます。 まず最初に、個別接種、集団接種というようなお話でございますが、今現在も秋冬接種以降は、国の方針としましては個別接種でお願いしたいという方針が出ておりますので、町のほうとしましては、各病院、医療機関に対して個別接種をお願いしていくという方向で考えてございます。 また、ただいま申された接種費用につきましては、やはり高額だよということは情報的には入ってきておりますが、それが幾らかというところまではまだ国から示されておりませんので、その説明会等が今後実施されるということでございますので、その金額が分かった中で、どの程度が町民の方の負担の妥当な線かというものも、そこが分かった中でまた町のほう検討してまいりたいというふうに思っております。
2 番議員	町民の方が負担に感じて、今後、コロナウイルスのワクチン接種の数が減っていくようなことがないよう、というか、それによって感染症が増えるというようなことのないよう、ぜひご検討をお願いしたいと思います。 そういう中で、65歳未満の方は任意接種になるわけですがけれども、こちらに対しても、やはり高額なワクチンに対して補助していくというお気持ちはあるのか教えてください。
町民課長	任意接種につきましては、今のところ、ちょっと検討の中に入ってはいない部分はございますが、季節性インフルエンザでは生後6か月から中学生までも町独自で同様に、60歳以上の方と同様に個人負担1,000円で行っております。 この点等も考慮した中で、任意接種等の町民をどの程度まで対象とするかというところもまた、高額でもございますので、検討する課題ではあるということで町が考えておりますので、やはり金額等判明した中で、その部分も検討していきたいというふうに考えております。
2 番議員	ぜひ、そちらの任意接種のほうも高額でございますので、補助を考えていただければありがたいと思います。いずれ我々、コロナ感染症を治すとか、そういう立場にはありません。我々のできることは予防に関する啓発、それからワクチン接種の体制を整える、それから接種される方の経済的負担を考えてあげるという部分だと思いますので、今後、よりよい補助ができるようよろしくお願いいたします。 次に、また町民課長のところで申し訳ないですがけれども、今年は第9期の介

	護保険事業計画の作成年であります。現在、まとめの段階で大変お忙しいとは思いますが、今回の計画の基本的な概要についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。
町民課長	介護保険制度でございますが、3年に一度の介護保険事業の計画の策定ということでございます。3年に一度、制度、介護サービスの基盤整備、その他取組に対しての方針の見直しということで、円滑な運営を行うような仕組みとなつてございます。先ほど申されたように、令和5年度第8期計画が最終年度であり、令和6年度からは8年度までの3年間の第9期介護保険事業の策定等を行うということでございます。小海町でも今現在、介護保険懇話会のほうにおきまして、第9期小海町介護保険事業の計画の策定に向けて協議を重ねております。 まず、国のほうから示されている基本的な考え方が3点ありまして、まず1点目が、次期計画期間中には団塊の世代が全員75歳以上になる2025年を迎えること。2点目としましては、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上の人口が急増して、医療、介護双方のニーズを有する高齢者など多様なニーズのある要介護高齢者が増加することとなり、その一方で生産年齢人口が急激に減少するということが見込まれること。3点、都市部と地方で高齢化の進み具合が大きく異なります。 これに中期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえ、介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じた地域包括ケアシステム等の進化、推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るために具体的な施策や目標や優先順位等を検討した上で、計画を定めていくということが示されておりまして、小海町のほうでも、今、議論の中で、小海町の現状を考える中で、65歳以上の介護保険の被保険者の全体の人口が減少傾向にある一方で、いわゆる団塊の世代が75歳、全てが75歳以上の後期高齢となります。より介護のニーズが高く、75歳以上の高齢者人口は微増することが予想されます。また、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者がさらに増加する等の予想がされておりまして、介護する家族の負担増や介護福祉の高齢化なども課題として浮かび上がってきております。 これらの課題に直面する中で、町といたしましては、介護が必要になった場合でも、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくために、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援を一体的に提供できるような地域包括ケアシステムの一層の推進を図っていくというふうに考えてございます。

	高齢者がいつまでも元気に生き生きと暮らしていけるように、予防介護の推進にも力を入れ、健康寿命の延伸を図っていくことが重要であると考えております。小海町としても第9期介護保険事業計画では、国から示されました基本的な考え方に基づきまして、小海町の現状を踏まえた中で、この現状に適用した介護保険の事業の運営を行うような計画を立てるということで、今、考えている現状でございます。 以上です。
2 番議員	ありがとうございます。 今回、医療と介護の報酬のダブル改定年かと思います。そういう中で、改定に合わせたような計画が盛り込まれているのかどうかをお尋ねするんですが、現在、はっきりしているところは、食料料金は20円程度上がってくるという部分ははっきりしております。この部分ですけれども、5年度の下半期については、国のほうは交付税で対応するので、物価高騰に対する補填として、改定前の半年分だけ交付税で措置をしていただきたいという通達が来ているかと思います。これについては、食料料金はもう幾らって決められておりますので、物価が高騰して食材が上がったとしても、それを利用者さんに転嫁することはできません。そういう中で、やはり医療、介護の施設も物価高騰に対しては大変な思いをしているかと思うので、ぜひ5年度の下半期につきましても、対応をしていただくようお願いするところであります。 話がそれちゃいましたけれども、ダブル改定の中で、計画に反映しているような部分を教えていただきたいと思います。
町民課長	今申された部分につきましては、詳細的なもの、また織り交ぜた中でやっていきたいと思いますが、何分、その部分の詳細のところ、まだ示されてきているという部分はありませんので、それが分かり次第、またそれを盛り込んだ中での策定へというふうには考えてございます。
2 番議員	報酬改定についてはまだ出てきませんので、対応難しい部分あるかと思いますが、何とか取り組むようお願いいたします。 先ほど課長の答弁にもありましたように、9期の特徴としては、やはり75歳以上が急激に増えるという部分かと思います。2040年に高齢化のピークを迎えるというご説明でしたけれども、小海町については、そこから5年、10年手前でピークが来るというふうに私は思います。9期のうちで、75歳以上が急激に増えるということになると、今の団塊の世代の皆さん、健康ですんで、そんなに急にサービスが出てくるとは思いませんが、ただ可能性は出てくるということでございます。そうなってきた場合、現在の介護体制で考

	えますと、サービスの量的な問題が課題になってくるかと思いますが、その点についてはどのようにお考えなのかお尋ねします。
町民課長	団塊の世代が75歳になりまして、高齢者のピークを迎えるということでございます。南佐久地域におきましては、2040年と言わずに、かなり前のほうで高齢化のピークを迎えるというような話は統計的に出てきております。現状としまして、介護等の認定については、推移は微増ぐらいで推移していくのではないかというふうに町のほう判断しておりますし、その中では、今の介護施設等の状況というものは現状維持していくという部分で考えてございます。今後、75歳になった団塊の世代のピークというものが過ぎますれば、高齢者人口が減少していくという方向を見据えておりますので、その中で今の現状の施設等の皆さんの維持をお願いし、その後、減少していく中でどう考えていくかというふうに思っておりますので、今現在としては現状の施設の維持、継続というような形を考えて計画をしていくというふうに考えております。
2 番議員	確かに9期のところでは急激に増加するけれども、その後、やっぱり減少に転じるころが出てくるんで、施設的な増加というのはなかなか厳しいかと思えます。ただ、増えるということは、やはりサービス量が増えるということなんで、人的な問題のところでは何とか対応していくような方策をお願いしたいかというふうに思います。 先ほど地域包括ケアシステムを拡充していくというお話がございました。介護保険事業計画では、7期あたりで連携という言葉が非常に多く使われるようになりました。7期、8期についてはこの地域、連携等に関しましてはもともとやっていることだったもので、非常に充実した計画ができたかと思えます。ただ、そういう中で、8期のところで何となくほかの地域のほうが、地域包括ケアシステムについて、我が町より先進的なところが大分出てきたように感じます。ついては、この辺をもう一度底辺から見直して、やはり日本の先進地域であった誇りを持って、今回の計画で対応していただきたいような気がしますが、いかがでしょうか。
町民課長	ただいま鷹野議員申されましたとおり、地域包括ケアシステム、地域で一体となった中での介護の支援ということであります。こちらのほう、我が町でもかなり取り組んでいる部分では進んでいるというふうに考えてございましたが、他町村等のほうでもまた進展があつて進んでいるというふうなお話でございます。 今後、第9期に向けましても、今現在、今年度予算でもありますような高齢

	者の保健事業と介護事業の一体化という事業、こちらをスタートさせております。その中でまた、介護保険等の認定者を増やさないための対策ということで事業を実施していきますので、その中でまた、他町村より先駆けたようなことをやっていけばいいなというふうな形で、今、考えてございますので、その点を加味しながら、今後進めていきたいというふうに考えてございます。
2 番議員	その点についてはやはり、先ほども申しましたけれども、介護人材の確保というか増加、こちら辺が課題かというふうに思います。現在、あらゆる業種で人手不足というふうに言われていますけれども、それ以前から、介護に関しては人材不足でございます。ついては、やはり処遇改善とか、人材の育成支援ですとか、離職防止策ですとかを講じていかなければいけないなというふうに思います。なかなかほかに先駆けて、我が町では奨学金制度とか、非常に充実しているとは思いますが、ですけれども、成り手不足、それから、なったとしても町内で働いてもらえないみたいな問題があります。その点を抜本的に見直して、何とかせつかく資格取ったんなら、町で働いてもらえるような方策を考えていっていただきたいと思います。 それと、介護に関しては、やはりあまりいいイメージがない職業でございます。ついては、そこら辺のところをITですとか、あとは外国人材の登用ですとか、その辺のところも視野に入れていっていただきたいと思います。ITといいましても、介護ロボットに関してはまだまだ導入というところにはいけないと思います。ただ、我々、最近、レストランとかで給仕ロボットが食事を運んでくれるとか出てまいりましたが、ああいうものが介護現場でも使えるのではないかというふうに思います。ですから、いろんな観点からその辺の職場環境の改善についても取り組んでいっていただきたいと思います。 以上で、介護計画については終わらせていただきます。 続いて、先般10月30日に中部横断自動車道の南牧佐久線の都市計画原案が示されました。そういう中で、小海町については、八那池地区にインターチェンジを造るという計画でございます。現在、無料区間のところでのサービスエリア建築というようなことは大変難しいというふうに思います。ついては、八那池のインター付近での、それに代わるような施設の計画をお持ちかどうか、計画というよりお考えをお持ちかどうか、お聞きしたいと思います。
産業建設 課 長	お答えいたします。 さきに、10月30日に総合センターにおきまして、都市計画原案の説明会が開

	催されました。その中で（仮称）小海インターチェンジの位置についても初めて示されたということで、国道141号線、松原湖入り口の信号がT字路から十字路になるということで、高速道路の乗降口が接続する、そんなふうなことが明らかになりました。説明会会場の中でも、様々な質問が出されまして、パーキングエリアですとかサービスエリアについて設置してほしいという内容の質問も出されました。これらの質問に対しては、長野県の回答は、今回お示ししている内容は都市計画原案であって回答できないということ、それから関係機関や事業予定者に求めていくといった内容ということです。なので、全くゼロかどうかということも不明だということでございます。 いずれ事業着手までの間に、パーキングエリアやサービスエリアなどの設置が可能であるのか、確認を取っていきたいと考えております。また、もしパーキングエリアやサービスエリアなどの設置が不可能であった場合、今度はインターチェンジ付近において、トイレや情報発信施設などが必要なのかどうか、そんなことを調査研究してまいりたいと思っております。いずれ町内におきまして、何かしら高速道路対策協議会のような検討の場、そういった会議を発足し、協議していくこととなると考えております。 インターチェンジの場所が決まってきたことは事実ですので、国や県との情報交換を密にしまして、町の要望をお聞きしながら早期に進めてまいりたいと考えております。 以上です。
2 番議員	やはり情報発信の場とか、トイレの利便性とか、そういうことはやっぱり考えていつていただきたいと思っておりますので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思っております。できれば地域住民も活用できるような施設ができればいいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。 それで、インターチェンジの名称でございますが、（仮称）小海でございます。ついては、小海町唯一のインターチェンジでございますし、松原湖入り口の信号からアクセスするというようなことがございますので、例えば小海・松原湖というようなインターチェンジ名を請願していつていただければありがたいと思っておりますが、どう思われますでしょうか。
産業建設課長	お答えいたします。 仮称ということで今現在表示しております。これがいつか仮称でなく、決定する段階が来ると考えております。その際には、町民の皆さんのご意見も十分にお聞きして、関係機関の審議を得ながら決定してまいりたいと思っております。

	以上です。
2 番議員	ぜひよろしく願いいたします。 これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
議 長	以上で、第2番 鷹野文則議員の質問を終わります。 ここで1時まで休憩とします。 (ときに11時46分)
第3番 篠原 哲雄 議員	
議 長	休憩前に引続き会議を開きます。 第3番 篠原哲雄議員の質問を許します。篠原哲雄君。
3 番議員	3番、篠原哲雄です。通告に従いまして一般質問をいたします。 今回、2つほど、松原湖周辺の観光振興についてと農業の経営を取り巻く厳しい状況にということで、質問をさせていただきます。 まず最初に、松原湖周辺の観光振興ということになりますが、こちらにも地元の議員さんもおりますし、町長も長い間、小海町の観光協会長をしていましたが、今回、私が松原湖周辺歩いたり、いろいろ思う中でちょっと感じたことを質問述べさせていただきたいと思います。 先ほども出ましたが、10月30日に中部横断自動車道の都市計画の原案の説明会が開催され、八千穂高原インターチェンジから山梨県県境までのルートが発表され、(仮称)小海インターチェンジが松原湖駅近く、八那池地区に建設され、松原湖入口交差点にアクセス道路がつながる計画が示されました。上信越道小諸ジャンクションから約30分ほどで小海インターまで到着できるようになると思います。道路開通には15年かかるのか、20年になるのか、もっと早い開通になるか、まだ先は見えませんが、インターができることにより、インター周辺の発展、または松原湖畔、松原湖高原への観光客の増加が見込まれるわけです。来年度から第6次計画の6年、7年、8年という後期のほうの振興計画が先ほども示されておりますが、現状を検証して、中部横断自動車道の開通後の観光ビジョンを作成して、次世代の人が松原湖へたくさん訪れる観光地を目指し、行政と民間企業が組んで、さらに開発が必要ではないでしょうか。 ここで資料をお願いしておいたんですが、これは小海町の観光振興の在り方ビジョンという9ページにあったのを、ちょっと私もコピーしたりして見させてもらったわけですが、小海町を取り巻く環境にというところにあるわけ

	ですが、この中で、現在の小海町、観光地の利用数の推移を見ていただけますでしょうか。この表を見ますと、松原湖エリアはワカサギ釣りの1月、2月の冬に非常に集中をして、4月以降は極端に減り、8月の夏休みに増、秋の紅葉時に微増ではありますが、コロナウイルス明けの現在は、冬以外にヘラブナ釣りのお客さんも増えているようですが、なかなかコロナのときにもほとんど松原湖周辺、八ヶ岳、4月、5月、6月、7月というのは、お客さんがほとんど、この表を見る限り、訪れていないというのが見えております。 そういった中で、先般、栈橋にパイプハウスを設置して、寒い時期に快適なワカサギ釣りができる施設をつくり、12月16日に正式にオープンで、これに関しては人数に制限があり、完全予約制であるというようなことです。ワカサギ、ヘラブナ釣り、イベント、観光のお客様の宿泊が主になるわけですが、現在、松原湖周辺の宿泊施設へ常時泊まれる人数は100名ぐらいの人数であります。 現在の松原湖周辺の宿泊施設は、コロナ禍の影響や他の要因があるのか、ホテル、民宿、ペンションが次々に営業をやめており、宿泊施設は現在営業されているところでは三、四軒ほどであります。ワカサギ、ヘラブナ、観光、イベントのお客様が主になるわけですが、イベントによっては十分収容できない。八峰の湯の周りのコテージ、別荘地、もしくはシャトレゼガトーキングダムなどの宿泊になるわけですが、釣りのお客様だけでは先細りしてしまふ。町では現在の状況をどのように検証し、今後の対策及び小海町観光のあるべき姿をどのように考えているのでしょうか。よろしくお願いいたします。
産業建設課 長	お答えいたします。 松原湖の宿泊施設につきましては、今、ご紹介があったとおり、高原ホテル、アルニコ、宮本屋さん、営業終了となりまして、旅館では今3軒、民宿で2軒、5軒の営業となっております。それぞれの宿、営業終了するには事情もございましょうが、概して言えることといえば、やはりコロナの時期であったことが大きいわけでありまして、また、次の世代に経営を引き継いでいく、そういうことにはならなかったということでございます。見込みを立てたところ、別の方法、別のことを選んだというようなことになろうかと思います。いずれにしても、宿泊者については、観光の関係の宿泊者が最も多いわけですが、ワカサギ釣りやヘラブナ釣り、それから松原湖の灯籠流し花火大会、OSJ100マイルですとかトライアスロンなどのイベント、そして合宿などでございます。各イベントや観光施設の充実、そういうことに観

	光協会と相談しながら、また協力し合って、整備を進めているところでございます。 特に今現在、シャトレーゼや温泉の施設も高原ということでして、美術館もございますし、湖畔のほうも、分かれてしまっているという事情はあると思います。また、湖畔では数年前に遊歩道を整備したというような経緯もありますので、また湖畔でも人が集まれるような、そういうようなことを考えていくべきだということでございます。 先ほど資料の説明の中で、観光の利用者数の推移ということで、落ちてしまっているということが表に表れたわけですが、それ以前については、コロナ前については上向きであったようにも見取れますので、これからさらにコロナ前を取り戻すよう努力していきたい、そのように考えております。以上です。
3 番議員	今、課長の答弁にあったように、なかなかコロナ禍の中でお客様がこっちへ来るのが減ったという中で、私も先般、こういった民宿なりペンションなりやっている方ともいろいろ話をしまして、非常にあーいった施設が今使われていないということは非常にもったいないし、今後の中で、いい引取り手あったり買い手があれば、ぜひいろんな面で進めていていただきたいと思いますし、そういった中で、町の憩うまちこうみの中で多くの企業さんがいますので、そういった企業さんとタイアップしながら、またいろいろやっていただきたいと思います。 それから、小海町観光振興在り方ビジョン、今後の小海町の観光を考える際の重要なキーワードというところがこの中にのっているわけですが、憩うまちこうみ事業、松原湖で過ごす時間、すぐれた青空、北八ヶ岳のコケの森、ゼロカーボンへの取組、松原湖の軸はぶれさせないような連携や評価実施を図るとあります。松原湖高原エリアについては、ガトーキングダムリゾート、ヤツドキ、八峰の湯、美術館、オートキャンプ場等の資源が多くあり、また松原湖湖畔には松原諏訪神社、北風小僧の寒太郎の歌碑、夏には灯籠流し花火大会、湖畔の遊歩道があり、先ほど課長言ったように遊歩道の整備があり、秋の紅葉時期にはすばらしい景色が楽しめます。しかし、松原湖湖畔への人の流れ、過ごす時間が非常に少ないように私は見られます。松原湖高原リゾートのお客様に松原湖を通り過ぎないで寄ってもらうような施設が欲しいと思います。 今までもこういったことはいろいろ検討してきていただいたと思うんですが、旧松原館の跡地とか、それに隣接している土地がまだまだ空いているわ

	けですが、そういった土地を有効利用ということで、上にもオートキャンプ場ですとか、コテージ、貸別荘とあるわけですが、湖畔にもオートキャンプ場などの整備を考えていったらどうかなと思います。前から松原湖周辺のこんな景観のいいところでキャンプしたらいいんじゃないかなと言っていた方もあったわけです。ですから、こういったものを、あとトイレの整備、水場の整備等もしながら、ただこんなこと言っちゃ怒られるんですけども、花火大会の駐車場のみではなくて、通常から使えるような施設を今後の中で考えていってほしいと思いますが、その辺いかがでしょうか。
産業建設課長	お答えいたします。 松原湖周辺の関係ですけれども、イベントにつきましては毎年、松原湖ヘラブナフィッシングや花火大会、そして紅葉ウォーク、星まつりなどを行っております、本年ですね。また、憩うまちこうみの森林セラピーやヨガ体験は28回ほど行われたということでございます。また、協力隊や100DIVEという団体に関わって開催したイベントでは、去年は10月に湖畔祭というものが町営駐車場で開催され、本年は10月に湖畔館やたぬきやさん松原館跡地にて、本の貸出しや飲食の提供等のイベントがありまして、いずれも200人を超える人たちが集まったということを聞いております。 それから、町で主催しておりました紅葉ウォークと実行委員会形式で行っていた星まつりなんですけれども、本年はこれを同時開催として、そしてその会場を町営駐車場に設定をいたしました。湖畔のにぎわい、こういうものを創出するために、やはり何かもっとイベントなり、環境整備なり、力を入れていく必要があるということは感じておりますので、湖畔であったり、高原であったり、シャトレーゼであったり、それぞれを案内できるというようなすみ分けもした中でにぎわいを創出していきたい、そのように考えております。 以上です。
3番議員	ありがとうございました。 確かに今まで星まつりとかいうのも、上の旧リエックスの会場で行ったりしていましたけれども、ここ数年の中で、下の駐車場を利用した、主に下まで下がってきて湖畔の周りでそういったイベントが続けられてきて、できるだけそういったにぎわいも見えているわけですけれども、今後もそういったものを続けていきながら、人を呼び込んでいくというような形を進めていっていただきたいと思います。 続きまして、松原湖の周辺のイベントということについてお尋ねいたしま

す。

今言ったように、松原湖周辺にいろんなイベントが、周辺については今言ったように、湖畔まつり、今年度の紅葉ウォークと、地域おこし協力隊の皆さんによる企画が行われ、にぎわいを創出しておるわけですが、1点、今年の7月15日、16日、17日と小海町総合グラウンドにおいて、八峰サマーカップ2023という高校生の女子ソフトボールクラブの親睦を深めて、技術の向上を目指し交流試合が行われました。主催は小海町ソフトボール連盟、八峰サマーカップ実行委員会で行われ、野沢南高校ほか、県内外から8校が参加し、約100名ほどの学生、顧問の先生が参集し、父兄の方も来ていたようであります。

これもこちらの資料のほうへ提示してありますが、これは実際に会場で行われた対戦別の表ではありますが、参加チームがここに書いてあります、野沢南、飯山、飯田風越、伊那西、桐生、それから甲府商業、東海大、市立川越とこういった長野県の北信から南信のほうまで長野県は出席し、また群馬、山梨という幅広い参加が行われているわけです。これは勝つとかそういう試合ではなくて、1、2年生のこれからの向上を目指していくということでのわけですが、3日間にわたりリーグ戦が行われ、松原湖周辺の宿泊施設に2日間で約80名の方が宿泊されました。実際、湖畔周辺の民宿並びにリゾートの旅館に泊まっております。

来年度以降もこの大会を継続し、小海町のイベントとして定着をさせ、小海町の観光、松原湖周辺の活性化の一つになればと思います。聞くところによると、来年度、日程調整をして、さらにプラス5チームが参加できそうであるということでもあります。今年の猛暑の中での試合であったにもかかわらず、松原湖高原の涼しさが大変好評だったようです。来年度もぜひここで大会をやりたいと、学生、保護者からも多くの要望があったと聞いております。町内でもソフトボール連盟の山下会長以下、皆さん、審判ということで皆さん協力をしているわけですが、こういった催しが行われることによって宿泊する学生、顧問の先生が宿泊施設に泊まって、多ければ1日、2日ぐらい泊まっていたらいいようなことになるわけです。やっぱり宿泊ということになると、その地元に落ちる料金も非常に大きくなるわけです。

そういうことで、町の経済効果は大きいものがあると思います。町として、宿泊する学生、顧問の宿泊代金等を一部助成したらどうかというように私は思ったわけですが、大会の支援について、町の考えをお聞かせください。お願いします。

町 長	篠原議員の今の7月15、16、17日の女子高校生のソフトボールの大会につきましては、事前のちょっと連絡漏れというか、私のほうで逃したのかあれですが、試合が終わってから山下会長から連絡がございました。そして、非常に好評であったというお話をお聞きいたしました。それは、まず冷涼な気候だということと、それからある程度の宿泊施設もあり、そしてグラウンドがあるということでございました。 そうした中で、幾つかのお願いがあったわけですが、今の参加の皆さんへの補助というものはちょっと言われなかったんですが、初めて聞いたもので、それは検討の余地はあると思います。ただし、ソフトボール連盟の皆さん、本当に手弁当で審判に出ていただいて、スムーズにこれだけの試合ができたということは、私は素晴らしいことだというふうに思っております。ほかにちょっとしたリクエストがあったんですけれども、それはまた対応していくということで、グラウンドがA面とB面ではちょっと出来が違うというか、B面のほうをもう少し整備してくれというようなお話がございました。いずれにしろ、若い皆さんが集ってこうしたことをしていただくということは、大変に私は素晴らしいことだと思います。 また、ソフトボール連盟の皆様にも、事前の、グラウンド借りるとかいうあれはあったんですけれども、私のほうがもうちょっと把握していなくて申し訳なかったんですが、大会前の相談をしていただければ、またいろいろな手は打てるかというふうに思っております。
3 番議員	町長のほうで、前向きにこれを進めていっていただけるということで、来年の大会に関してはまた事前に実行委員会並びにソフトボール連盟のほうと調整をして、日程等の調整もあるようですので、そういう中でまた事前に町長のほうへも相談をしながら進めていきたいということでもありますので、いずれにしろ何かしら、これだけの、100人、来年5チーム増えれば150人になるのか、そういったので、そうすると宿泊施設が非常に足りないというような形も起きるわけなんですけれども、それはそのときで町内にある施設を目いっぱい使って対応していただくというような形でいっていただきたいと思います。 それに対する補助とかあれというのは、また今後の中で検討していただきたいと思うわけなんですけれども、もう一点ですけれども、この大会にこういった学生さん、保護者の皆さんが来るということは、今後の町のリピーターとなっていただけると思っております。そういった面では、ぜひ今後の中でこのソフトボールの大会を積極的に町のほうでお願いしたいと思います。

続きまして、3番の学生の集まる地域づくり、専門学校の新設というように、ちょっと大ざっぱなあれなんですけれども、今回、私もこうやって歩いて見ている中で、松原のようなこの質問をするということは、近い将来にこういう専門学校のような学校を松原の地域に誘致できないかなと思って、松原湖があり、温泉があり、自然豊かなところにキャンパスがあり、学生もゆっくり過ごせると思っております。こういった中で、悪いんですけれども、衰退している松原地区に学生の集まる場所、にぎわいが生まれると思うんですよ。佐久市の佐久大学の周りですとか、茅野の東京理科大諏訪、あの辺見ますと、非常に宿泊のアパートなどがいっぱい建ち並んでいる、ああいう姿を見ると、ちょっとした学校なんかこっちへ誘致できないかなという感じもしておりました。

そういった中で、一つの例として、徳島県の神山町というところがあるわけなんですけれども、人口5,000人ほどの町で小海町と変わらない。この4月に神山まるごと高専というのが開校したわけなんですけれども、この高専は起業家育成をうたう全寮制の高等専門学校で、エンジニアリング学科のみの単科高専で、全国でも19年ぶりに高専が新規開校するというなど、普通考えられないような出来事のようにあります。

神山まるごと高専は、神山町が誘致したわけではなく、神山にサテライトオフィスを置く起業家の半ば思いつきで始まったプロジェクトで、起業家を育てるという発想からです。神山町にはその他いろいろのプロジェクトがあり、一つのプロジェクトが移住者を呼び寄せ、その移住者が新しい何かを始める、それが新しい移住者を呼び、好循環が生まれているということでもあります。神山町に関してはNHKでも放送されたようでありまして、ちょっと私は見なかったんですが、放送されたということで結構有名になっているようなところでもありますので、また機会があれば、できれば視察研修なんかも行ってみたいというふうに思っております。

そういった中で、じゃ学校というか、そういうところをつくる、一番あれとすれば小海町出身の新海誠監督がおり、そういうことでアニメーション専門学校関係とか、憩うまちこうみ事業協定企業でオペラ公演を開催する企業があり、音楽堂があり、オペラ養成学校の開設など、企業と組んで何かいいプロジェクトができればとは思っております。これはすぐ実現するわけじゃないんですけれども、先々のことで考えながらいただければと思うんですが、それでじゃ学生の泊まる場所ということになると、今、結構民宿も空いて、営業されている方もあるし、空いているところもあるんですけど

	も、この民宿を学生寮も兼ねながら使っていったらどうかというような発想もあったわけですが。 それと、松原保育園跡地も施設建設の場所として考えられないかなと思っております。中部横断自動車道の開通に合わせて、いろいろな発想で、現状ではなく、ビジョンを作成してほしいのですが、今後に向けて町の考えを聞かせていただければと思うんですけれども。
産業建設課長	まず、学生が集まってくるという、観光面ではありますが、以前も松原湖高原では民宿多くありまして、学生村という名前もつけて、夏場の合宿をしていた経緯があります。やはりそれも夏場涼しい、この辺の気候が特徴があって、勉強がしやすいというようなことで続いていたものでございます。この気候を有効に利用するという意味では、学生の皆さんにも集まっていただける可能性があるのでは、ただ施設整備、そういったことが考えられますので、十分な話し合い、地元の皆さんとの話し合いを基に進めていくようなことになろうかと思います。 以上です。
3番議員	町長はどのように考えていらっしゃいますか。
町長	篠原議員おっしゃるとおり、若者が集まるというのは町のにぎわいに一番の活力であり、原資になるかと思えます。しかし、学校の開設ということになりますと、新設ということになりますと、様々な壁があろうかと思えます。私、ちょっとその壁の部分を確認しておりませんので、またこれから勉強させていただき、研究をさせていただきたいというふうに思っております。基本的にはやはり若者が寄らなきゃ駄目だということは認識しております。
3番議員	これはちょっと私のいろいろの思いを述べさせてもらったわけですが、実現なり、何かほかの方向でできるようでしたらまた、まだまだこれ10年先ということの中で考えていつていただきたいと思います。 続きまして、農家の農業経営を取り巻く厳しい現状にということの中で、質問をさせていただきたいと思えます。 まず最初に、農業資材高騰対策ということで、本年の野菜・花卉の栽培は、猛暑及び干ばつという異常気象の中で、何かと言われている中で、異常気象の中での栽培であり、農家の皆さんには大変な1年でありました。白菜価格はご存じのとおり生育の遅れ等により10月に高値、ブロッコリーは北海道の雨災害により近年にない高値になったわけです。 J Aの販売実績によりまして、昨今、産業建設課長のほうから販売実績等ありましたが、野菜は令和4年度対比で113%、令和3年度の100%の実績であ

り、花卉については、令和4年度対比108%の売上げでありました。野菜は確かに令和4年度を大幅に上回ったとしても、昨年度は単価も安く、廃棄もあり、大幅な売上げダウンになりました。本年は令和3年度を5%上回ったとしても、売上げはほぼ横ばいにとどまっているわけです。売上げが横ばいであるということは、ウクライナ等の事情もあり、燃料費、資材代、人件費等必要経費は高騰しているのです、農家の経営内容は非常にまだまだ厳しいものがあると思います。

令和6年度のJ A長野八ヶ岳の生産資材動向を見ますと、肥料については、複合肥料を基準とする銘柄で前期比7.3%の減、前年同期比32.8%減となっておりますが、原油、電気代、人件費、物流コスト上昇の影響で、価格が下がり切れない状況になっております。前期より価格は低価ですが、値上げ前の30%ほどの高止まりで推移しております。農薬については、既存原料であるベンゼン、トルエン、キシレンなどの値上がりと人件費、運賃、包装資材の値上げにより、一部品目で2%から8%の値上げ、段ボールについては、石油価格、物流、人件費等の製造コスト高騰を理由に値上げの可能性になっております。マルチについては、黒マルチが10%、白黒・銀黒マルチについては3%の値上げで決着したようです。種子については、レタス類で据置き、白菜では一部メーカーで13%程度の値上げ、キャベツ類は5から13%の値上げで決定し、以上の状況を踏まえても、来年度以降も資材の値上げの高止まりにより、農家にとっては厳しい経営が強いられるところであります。

一般的には仕入れ資材高騰分を販売価格に転嫁できますが、野菜の価格は自分で決められない、供給と需要によって価格が大幅に変化し、値段が上がると輸入品等が増加して価格が下がり、安値になり、供給過剰によれば、出荷調整もしくは廃棄処分になっております。

畜産農家の皆様には、配合飼料価格がまだまだ高止まりしているため、高騰分には県独自緊急補填事業が実施されますが、野菜・花卉には県からの資材高騰対策の補填事業はありません。先般の小海町農業振興審議会の要望、意見事項の中にも、農業資材や配合飼料、価格高騰分について、町の助成を検討されたいとありました。町として配合飼料への助成は県と同額で助成ということで、補正予算が計上されます。

そこで、花卉・野菜農家にも資材高騰分を令和4年と同様に、町独自の助成事業を実施してはどうかという、町の考えはどうでしょうか。ちなみにJ A長野八ヶ岳では、高騰対策として被覆資材に20%の補助、マルチ、農薬、段ボール等通常補助と合わせて1億5,000万円、新たに2月から3月にかけて値上

	がりしている資材の高騰対策として5,000万円の追加補助で、合計金額2億円をするということで決まっているようであります。改めて、町独自の助成を検討してもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。
産業建設課長	農業関係資材の高騰の対策ということでございます。おっしゃられたように、現在も肥料やマルチ、段ボール、あと燃料関係ですけれども、高騰の影響を受けまして、農業者につきましては厳しい経営を強いられておるところでございます。昨年度につきましては、農業資材等価格高騰対策支援事業としまして、肥料でありますとか、商材料費、動力光熱費にかかった費用の5%を補助するという事業を行いました。本年につきましては、今のところ、補助金などは検討していない状況でございます。 畜産農家に対しましては、配合飼料の価格が高騰しているということで、これにつきましては県も補助を決めたということでして、町も県と同額の1トン当たり4、5、6の3か月が6,500円、7、8、9は8,300円ということで、今回の5号補正で計上しております。10月から3月につきましては、やはり県の動向も確認するほか、資材等の状況、また経営状況を確認して決定してまいりたいと考えております。 以上です。
3番議員	畜産農家に関しては、そういったことで補助が出るということでありますので、まだ野菜、花卉については、県のほうも国からもそういった動きがないようなんですけれども、今後の中でそういった動きがあれば、また新たな助成金を使って農家へ補助していただきたいと思います。 こういった中で、私がちょっと聞く中では、川上村などでは大口農家が農業をやめるというような人が数人いるようですし、万が一、小海でもこのようになれば、農家が減っていくことになり、小海町農業も維持できなくなり、主に白菜等の葉菜類が中心の小海町の農家の産業になっております。そういった中で、産業が成り立たなくなってしまうようなこともあり得るわけですが、こういった周りの状況について、産業建設課長、どのようにお思いでしょうか。
産業建設課長	他町村の状況も、同じJAの管内ということで十分に情報交換はしておるんですけれども、いろんな、例えば燃料ですとか、電気料、そういうものに対しても、全体的に補填も、高止まったままではありますが、十分ではありませんが、補填もあるということでして、以前のような国からの価格高騰に対する交付金等、そういったものの状況があれば、実施も可能だと思うんですけれども、なかなかそういった面も含めて今後の状況を見つつ、検討してい

	くということになろうかと思います。 以上です。
3 番議員	分かりました。 それで、時間もだんだん過ぎてきますので、次の今までの補助金の継続にという形の中で、次の質問者の井出幸実議員のほうから収入保険というようなことの質問もあるようですので、私のほうでは、これちょっと収入保険に関して当初聞く予定だったんですけれども、ちょっと飛ばしまして、いずれにしましても、今後の中で収入保険と野菜価格安定制度、これが今まで並行で来たわけなんですけれども、令和7年度から、6年度に加入した方は2年間の猶予があるんですけれども、7年度に新規加入する方は、野菜価格安定制度とそれから収入保険のどちらかを選ぶという形になってくるわけなんですけれども、なかなか収入保険というのは加入保険金が非常に高いというようなこともあって、なかなかちょっと入りづらい農家もあるんじゃないかなということになりますので、これについては、また井出議員のほうからの質問の中でお答えしていただきます。 ですから、今後の中で、町としても野菜価格安定基金を継続してやっていただきたいということ、先ほどの長振の中にもものっております、それから土づくり支援金という形ものっておりますので、これらについては継続して続けていっていただきたいと思います。 それから、続いて、3番の新品目の開拓と導入による荒廃地対策というような形の中で、提案をさせていただきたいと思います。 農業を取り巻く環境が厳しいとはいっても、余った土地を、先ほども出しましたが、その地区の極端に言えば大きな農家が借りるか買うか引き取って、規模を拡大し、農業を続けていってもらおうということになるわけです。そういうことの中で、耕作できずに残っていく荒廃地という土地も増えているわけですので、新品目を開拓して導入していかなければならないと私は思っております。 過去にも町でいろんな新品目というのが取り上げられてはあったんですけれども、2年3年でどんどん消えていくというような形があったんですけれども、そういった中でちょっと私がここで提案するのは、前から話はしていましたが、ヘーゼルナッツというナッツの導入をぜひ検討していただきたい。ヘーゼルナッツはお菓子の原料として使われ、100%が輸入で、これから国産化をし、長野県の名産を目指すというところで、現在、栽培が始まったところは長野市、安曇野市、阿智村、飯島町、塩尻、飯山など県内各地で

	始まっており、栽培は全国で1,500名、約750名は長野県、約半分は長野市で栽培されておるようです。長野市では来年度、令和6年、大々的に作付面積を増やし、市でも6年度予算に苗木の補助、加工場の補助などの助成をするようです。 ヘーゼルナッツは寒さに強く、植えてから二、三年草刈り作業をして、草に負けない管理をして、あとは消毒もほとんど要らないし、剪定も僅かで済むという品目です。試験栽培をするのであれば、ある程度の面積の試験をしてもいいのではないかなと思います。一反歩当たり苗木の本数は50から55本で、五、六年で収穫が始まるようです。早ければ3年目ぐらいからぼつぼつ実がなってくるということであります。 私がこれに着目したのは、1番には手間がまずかからない、2、ワインブドウとの収穫が重ならないのでブドウ栽培農家にも適しているとのことで、ワインブドウ、ヘーゼルナッツの二本立て経営ができると。3番として農福連携ができる。4番、収穫物の販売先は長野市のフル里という会社が買い上げています。それと小海町にはシャトレーゼがあります。お菓子のメーカーのシャトレーゼに買い上げてもらえれば一番いいかなということも含めて、ぜひ検討してもらいたいということで、こういったヘーゼルナッツの提案をさせていただきましたが、いかがでしょうか、産業建設課長。
産業建設課長	お答えいたします。 新品目の開発ということで、篠原哲雄議員にも協力していただいておりますが、昨年の令和4年、本当に試験的にということですが、苗木を手に入れますして植えてございます。収穫まで5年ほどかかるということですので、成功すれば、荒廃地の対策として植えておくこともできると思います。樹木の部類になりますので、植えたままで、除草等の必要はあるとは思いますが、荒廃地の対策になるのではないかな、それは考えております。 これが、実ができて、その実の活用ということも様々な食品に加工されるようですけれども、そちらのほうの期待も、今現在100%輸入ということですので、それであれば、省力品目として高齢者でもできるのかなという考えはございます。 また、もう一点なんですけれども、小海コンポースの関係の会社で、長谷川香料という会社がございます。こちらからの提案ということで、レモングラス、これハーブの一種でございますが、この地でできるだろうかということもございまして、そういったものも試験的に植えてみたというのが5年度にございます。小海コンポースの堆肥を使用して、そして育てたレモングラス

	を長谷川香料さんが全量買い取ってくれると、そして製品にするというものでございます。現在は、栽培する経費どのくらいかかるか、また買取り価格がどの程度かということを会社側で検討しておるということでございます。いずれにしても、町の農業、高齢化が進み、省力品目で取り組みやすいものがあれば何でも取り組みたい、そういう姿勢で考えておりますので、よりよいものがあれば少しでも、可能性を探ってということですが、そしてその試験の結果がうまくいくようであれば、価格もある程度の収入が得られるということであれば、そういうものを大々的に取り組んでいきたいと考えております。 以上です。
3 番議員	ありがとうございました。ちなみに、ヘーゼルナッツの苗木なんですけれども、5,300円に消費税ということで約6,000円弱ぐらいにはなります。だから、それで一反歩50本から55本という、6,000円にしても30万から32万5,000円ということで、ワインブドウが一反歩300本で1,500円とすると約45万ほどの金額がかかってくるわけです。こういった中で、ほかの市とか町の中で苗木代を半分補助というように取り組んでいるところもあるようですので、そういったことを含めまして、また再度、課長のほうで今後やっていくようでしたら、その辺も含めて、苗木の補助ということも考えていただいて、進めていくということであれば、こういったものも補助対象としてお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 以上、2点、松原湖周辺観光、農業ということで一般質問させていただきましたが、以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
議 長	以上で、第3番 篠原哲雄議員の質問を終わります。 これから2時5分まで休憩とします。 (ときに13時52分)
<u>第 7 番 井出 幸実 議員</u>	
議 長	第7番 井出幸実議員の質問を許します。井出幸実君。
7 番議員	7番井出幸実です。通告に従いまして、一般質問させていただきます。 最初に、「農業の持続的な発展に対し町の考え方について」ですが、同僚議員のほうから同じような質問をされましたので、同じことになるかと思いますが、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

	日本人が必要として消費する食料は、できるだけ日本で生産する、この考え方を国では食料・農業・農村基本法で示しています。私たちが何げない日常を送り、食べていける安心感、この食を将来、子どもたち、孫たちにもつないでいくために、日本人一人一人が向き合っていかなければならないことだと思っています。 日本の食料自給率は38%となっておりますけれども、この頃37%、1ポイントおったというようの報道もなされております。長期的に減少で推移をしています。先進国の最低であり、過去最低水準にあります。アメリカは、食料自給率132%、フランスは125%、ドイツは86%です。日本は、食料を他国に依存し続けています。外国で戦争が起こったり、気候変動や人口増加による世界に食料不足が生じ、日本への食料の輸出が制限されてしまったら、日本の食生活はどうなってしまうのでしょうか。心配です。日本の農業に目を向けてみますと、国際的な穀物価格や餌代や肥料、燃料等の生産資材の価格の上昇、物流の高騰、円安等を背景に、苦境に立たされています。 食料自給率は、令和3年度38%で推移していますが、長野県の食料自給率といえは52%で推移をしています。全国で100%を超えているのは、北海道ほか6県だそうです。お米は、自給率ほぼ100%で推移をしています。日本人にとってお米は、食料安全保障の要と言っていいでしょう。 小海町で関心のある野菜については、自給率、えらい昔なんですけれども、昭和40年には100%でしたが、近年は80%で推移しているそうです。その日本の農業は、担い手の高齢化や減少が進み、少し前までに大規模に構造改善された田畑でさえ、荒廃している農地が増えています。 農業従事者を見ますと、平均年齢67.7歳、5年前と比べると0.7歳上昇し、高齢化が進んでいるそうです。年齢構成では、2021年7月の統計では、65歳以上69.6%、49歳以下が10.8%、39歳以下で見ますと4.9%だそうです。農業従事者の半数以上が、70歳以上だそうです。 就業人口を見ますと、2010年、約260万人でしたが、2019年には約168万人に減少したそうです。10年後の農業従事者はどうなっているのか。農業経営がどうなっているのか。土と自然環境で生産された食料を食べて生きている私たちです。いろいろと心配するわけですが、町の基幹産業の一つである農業です。人的面を含めた中で、将来に向かっての町の考え方を再度、前の同僚議員が聞きましたが、再度お願いをしたいと思います。
産業建設課長	お答えいたします。食料・農業・農村基本法においてということで、食料の安定的な供給を確保する、こういったことで国内全体が動いているという状

	況でございます。農業、この考え方というのは、農業振興をより強化していき、これまでよりも生産力を上げて、そして自給率を高めていく、そういった内容ということなんですけれども、小海町の現状といいますと、先ほどの的埜議員さんの地域計画の際の話にもありましたが、現状は担い手不足だということでありまして、農家数の減少が顕著であります。また、中山間地の農業は、優良農地の確保が難しく、大規模化がしにくい状況でございます。それに併せて高齢化も進み、品目についても省力化したものでなければ、継続が困難な状況ということです。 国の進める方向とは乖離してしまうのですが、この地域の特徴を生かした品目、そして、高齢化しても取り組めるような品目、そういった農業を推進していく、それが現在小海町で考えられる農業であると思います。 以上です。
7 番議員	人的な10年後のものにつきましては、質問の中にちょっと、今日、書き加えていたんですけれども、先ほどの長野県の農業の計画化の中でも聞きましたので、それはちょっと省かせていただいておりますけれども、いずれ小海町の農業そのものは、人的に物すごく大変な部分になってくると、10年後にはなってくると思いますので、大変だということを承知おきいただきたいと思います。 それで、農業の肥料、それから農薬、餌代等の原材料が高騰し、生産物は市場価格のため、原材料等の高騰に見合う価格となっていないのが現状です。店頭に並ぶ食料品が値上げされています。 そんな中、生産者を思いやる孫の心に感動という題で、新聞に投稿されました。興味を覚えたので、その一部を紹介させていただきます。「安いほうを選んで、リンゴを買ってきたおばあちゃんが、ぼけていて水分もなく、味がありませんので、ぶつぶつ言っていると、孫は、おばあちゃん、新聞見たでしょう。リンゴの日焼け、他の野菜類も減収が予想されて、猛暑だから仕方ないんだよ。作る人はこれで生きていかなくちゃならないんだよ。僕の家は勤め人で食べていけるんだから、感謝感謝だよ。」このように投稿されていました。この投稿を読んで、いろんなことを考えさせられました。農業は、自然相手の職業であるため、気候に気を遣っています。近年は、自然災害が多くなっています。気候変動が原因と言っていいのでしょうか。 「適地適産」、「適地適作」が農業の鉄則であり、基本中の基本と教わってきたのですが、気候変動でこれが脅かされつつある現状と感じています。 日本で農業が一番もうかった時代は、明治時代以降で考えると、戦中、そし

	て戦後直後だそうです。農業の専門家の話によると、少子高齢化は今後も数十年は続くでしょう。日本の財政も今のところ破綻の気配はありませんが、他の国だったら、とうの昔に破綻しているレベルです。破綻しない理由として、日本国債を買っているのは、ほとんど日本人ないしは日銀だから破綻しないと説明がよくあります。この状況が永久的に続くものとするのも、無理があります。いつかリセットしなければならないときが来るはずです。そんな時期が来たとき、超円安方向に振れるでしょうし、食料の国際価格もアジア、アフリカの人口増と経済力の上昇を受けて上がっているはずで、食料がないなら輸入すればいいといった倫理は、通用しなくなる可能性は高いでしょう。こうなれば、農家はぼろもうけができる反面、多くの人から恨まれることになると思うと言っていました。 最悪のシナリオを説明されましたが、現実的に日本の食料保障は、黄信号が出ていると感じています。このようにならないためにも、日本の食料自給率を上げなければならない。農家の皆さんは、利益率は低い安定している作物、出荷方式を考え、保険としています。今、全国農業共済組合連合会による農業経営収入保険ができたそうですが、この保険の説明をお願いをしたいと思います。
産業建設課長	お答えいたします。農業経営収入保険でございます。全ての農作物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下など、経営努力では避けられないリスクを含めた収入の減少を広く補填する保険ということでございます。これにより、収益性の高い新規作物の生産や、新たな販路の開拓等にチャレンジするなど、意欲ある農業経営者の取組の促進が期待されるとしています。 加入できる農業者ですけれども、青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者ということです。保険期間の前年1年分の青色申告実績があれば、加入できます。保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として、補填するというものです。 基準の収入ですけれども、農業者ごとの過去5年間の平均収入を基本としまして、規模の拡大など保険期間の営農計画を考慮して、設定するというところでございます。 そして、保険料は掛け捨てになります。保険料率は1%程度で、自動車保険と同様に保険金の受け取りですね、農業者側からすれば受け取りが少ない方は、保険料が下がっていきます。 また、これまで収入保険と野菜価格安定制度の同時利用、2年間可能でしたが、1年追加され、3年間同時利用ができることになっていますが、令和5年

	度の加入者、本年度の加入者までとなりまして、来年度加入者については2年間のみ、そして、その後は同時加入は不可能というふうになります。もともと制度のできるときには、安定基金との併用はできないということが前提でしたので、その当初の考えに戻るということになります。 制度の説明については、以上でございます。
7 番議員	ありがとうございました。 安定基金が3年間有効になったということですが、町の安定基金はこれに該当してくるのでしょうか。これは、全然収入保険と関係ないような気がしているんですけども、その辺はどうなんですか。
産業建設課 長	お答えいたします。野菜等の価格安定制度ですけれども、この安定基金と言われる価格安定制度ですけれども、やはり、国の資金が入っておる制度でございます。そして、収入保険も、国の資金が入っている制度でございます。そのために、どちらか一方というのが当初の考え方でございました。そして、加入促進の意味もあったんだろうと考えられますが、ここ数年は、併用ができるということで、加入促進が行われてまいりました。ですので、小海にあります野菜安定基金、そういった制度もこの対象、併用ができないものとなります。 以上です。
7 番議員	ちょっとその辺のところがちょっと分からなかったんですが、町でやっている970万でしたか、補助を出している部分については、ある程度収入保険とは関係なくて出てくると。箱ものというか、段ボール箱で出荷したものについては、全て対象になるというふうに私は解釈していたんですが、じゃ、それは違うということですか。
産業建設課 長	J Aのほうと確認している中では、そういうふうに聞いております。 以上です。
7 番議員	私の聞いている中では、町の安定基金は該当になるということを聞いているんですけども、その辺は後でまたしっかり聞くいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。私の思い違いであればちょっと失礼ですけども、いずれ確認をお願いをします。 この収入保険のデメリットとして、掛金は高いわけでありましたが、その掛金が、万が一のときに備える経費として高いと感じるか安いと感じるかは、人それぞれだと思います。何も起こらなければ不必要な支出となります。そこで、保険料を町として支援できないか。食料は毎日食べるものです。ほかのものは我慢することができます。前向きに検討すべきでないかお伺いをしま

	す。 ちなみに、佐久穂町、立科町、佐久市では支援を実施しています。南牧村、軽井沢町では、支援する方向で検討に入っていると聞いていますが、答弁をお願いいたします。
産業建設課長	お答えいたします。国庫補助があり、そして保険料、掛け捨てということでございます。保険料の実績に応じて、毎年適用される保険料率変動するということのようなこともあるということでございます。佐久管内では、今、議員さんおっしゃられたように、佐久穂、佐久市、立科町が保険料に対しまして、佐久市では年度ごとの変化がありまして、4年度は30%ですが、5年度は20%、6年度は10%というような段階的で、この後は何もないということのようです。佐久穂町につきましては、3年度から5年度までは50%、その後は30%、上限を設けて行っているということのようです。立科町につきましては、3分の1位内、上限を決めて行っているということです。どうもこの内容をお聞きしますと、やはりこの地域、果物の産地、立科はリンゴ、佐久穂町もブルーベリーとかリンゴ、佐久市においてもあるようなんですけれども、そういった果物の農家の加入者が多いということのようなことを聞いております。 そして、町のほうですけれども、今後は収入保険と価格安定制度のどちらか一方の選択になるということになります。そのときに、こういった傾向になるのか、どちらを農業者の皆さんが選択するのかということのようなことも分かれてくると思いますので、その辺も確認をした上で、検討していく必要があるのかなと考えております。 以上です。
7番議員	いずれこの保険は、いずれ収入だけの保険であります。資材等の上昇により、所得が少なくなる場合は、該当しません。その場合は、自治体の資材等に対する支援が必要になってくると思います。この保険が2019年の台風15号、19号の絡みで始まったと聞いています。また、農業は環境リスクが高い産業だということです。日本の食料保全の観点から始まったと聞いています。 前に違うことで質問したときに、農業だけに町として支援することは他の産業もあるので、その兼ね合いもあるので難しいと答弁いただきました。それは分かりますが、前にも述べましたが、食は毎日のものです。食べなければ生命に関わります。皆さんも覚えていると思いますが、冷害により日本の米がないときがありました。どこへ行ってもタイ米しか売っておらず、仕方なく食べていたのです。口に合わない。日本産がないので仕方ありません。豊かな食生活に慣れた人々は、耐えられなかったと思います。遠い昔の話では

	なく、つい最近のことです。その冷害のとき、町でタイ米の予約を取ったのですが、10俵20俵と予約されてくる人たちが多くいました。食べるものがなくなってしまったら困ると、多く予約したと思います。後で予約は少なくされましたが、食料がなくなってしまうと思えば、多く確保しようとする現象が起こってまいります。 一般家庭で経済状況が悪化すると、まず、食費を削ると思いますが、食費を切り詰めるのは楽しくはありません。食事は、本来楽しむべきものであると思っています。生きるために食べることもあるけれども、食べるために生きている側面もあります。食事は豊かなものであり、体と心の栄養となるものだと思っています。そういう食を生産する農業です。農業の持続的な発展のため、食料の安全保障のため、もう一度高いご理解と、前向きな答弁をお願いをしたいというふうに思います。
産業建設課長	お答えいたします。先ほどと内容は変わらないわけですが、いずれにしても、議員さんおっしゃられたJA長野八ヶ岳の管内でも補助の動きがあるということもお聞きしましたので、その確認をすること、そして、やはりどちらか一方の制度に今後なっていく、農業者は選択しなければならないということになりますので、ここは確認した上でのほうがいいのかと、その際に検討すべきなのかなということを考えております。 以上です。
7 番議員	いずれ収入保険に入っている皆さんの話を聞くと、安定基金については、当然自分たちは抜けたと。ただ、町の部分の安定基金については、先ほど申し上げたとおり、私は該当するというふうに理解をしていたんですけれども、いずれそれについても、後で正式な答弁をお願いしたいというふうに思っています。 次の質問に移らせていただきます。 「農業と交通インフラについて」です。中部横断自動車道の都市計画原案が示されました。これを補完する道路の新設改良等が必要となり、町の道路行政は変わってくると感じています。まだ、開通は先の先ではありますけれども、恐縮ですが、道路行政の礎となり得る計画を策定していくことになると思います。 そこで、今、町長が感じていること、思いがありましたら、道路行政だけではなく全般的なことを含めてお願いをいたします。
町長	中部横断自動車道につきましては、我々の命の道路、夢の道路ということで、私も町長就任以来ずっと6年間、国・県に言い続けてきた案件であります。

また、先輩たちがもう40年にわたってこの件につきまして、陳情、要請をしてきたわけでございます。ここへ来て、都市計画原案ということで、小海町につきましては、ご存じのとおりだと思いますけれども、あの松原の交差点を通過して八那池の地に、(仮称)小海インターというものができるということが発表になりました。そして、ほぼほぼ本間、あの辺まで141号と併走していくというような計画で、あとは切土、盛土、あまりたくさんじゃなくて、たくさんというか箇所が少なくて、トンネルと橋梁というようなことになっているという説明でございました。これは、議員の皆様ご承知のとおりかと思いますが。そこにこの原案が発表されたのみであり、先ほどから産建の課長が申し立てしているとおり、なかなか国・県ではこうだというのが、まだ決定している状況ではございません。しかし、我々は今からやはり考えていかなければいけないのは、新直轄方式になるのか、あるいはNEXCOが責任を持つのかということで、随分物事は変わってくると思います。新直轄で無料でやっていただければ、いただけるというか、そういうことになりますと、基本的にインターチェンジで下りて、給油、トイレ、食事をするという計画になろうかと思います。NEXCOが受け持つということになれば、パーキングエリア等々の設置も可能ではないかというふうに思います。こうしたときに、どちらになってもいいような柔軟な考えがなければいいと思いますけれども、これが決まるまでに、まだ、あと何年かかかるわけです。しかし、その用意をしておくというのは、これは絶対に必要なことではないかというふうに考えるところであります。

したがって、八那池の地籍のインターチェンジができた際、その近所に最低でもトイレ棟だとか、それから物販、それから食事というものが考えられるわけなんですけれども、それを総合的にやるのか、単発でやるのか、あるいは全く要らないのかというような選択肢が多種多様に出てこようかと思います。

これからも精力的に国へは働きかけるつもりでございますけれども、小海町部分につきましては、政策インターということを発表していただきました。それにプラス何か町でというような考えをぜひ持ち続けたいものだというふうに思っておる現状でございます。

なお、非常に八千穂インターから受け継ぎまして、(仮称)海ノロインターまではずっとなだらかだったり急だったり、登りになろうかと思います。こうしたときに、大変な工事になり、そして、先々日本一高い橋もできるといようなことも聞いておりますので、大変だというよりは、まず希望を持つ

	て臨みたいというふうに考えております。
7 番議員	分かりました。 先の先の話ですから、まだ、どうこうという話はちょっとできないだろうというふうに思っています。 ただ、この高速道路がある程度ルート決定するまで、ひとつ1路線、海尻松原湖線、町道、につきましては、バイパスにつきましては、それが決定した折には、造っていきたいということがございました。長期振興計画を見ますと、令和7年度に載ってきておりますが、ある程度トンネルなり何なり開削なりで決まっていると思いますので、ある程度ヒアリングって、ローリングで前倒しして実施できていないかというふうに思っているんですけども、その辺はどうでしょうか。
産業建設課長	松原海尻線につきましては、長期振興計画の中の令和7年に用地の関係が載っておりまして、令和8年にバイパスの事業ということで載ってございます。その内容なんですけれども、1億円近い事業費になりますので、当然国庫補助を受けてということになるかと思います。国庫補助の申請については、1年前ということがございますので、こういうこともあります。そして、以前に調査はほとんどできているわけなんですけれども、ちょっと3案あるうちのそれぞれ、事業費用もこれだけ期間たちますと、事業費等も変わってくると思いますので、その辺の再度の調査が必要だと思いますので、今、この計画ということでお願いしたいと思います。 以上です。
7 番議員	いずれ中部横断自動車道の関係で積み残ししてきた部分で道路改良だというふうに思いますので、今後、ある程度ヒアリング何なりの中で、前倒し前倒しできるものはしていってほしいというふうに思います。これは、要望でお願いをします。 町の農道等が全体的に狭く感じてきているこの頃でございます。今までは、このような広さでよかったのですが、農機具等の大型化に伴い狭く感じてきています。町全体の提案をしていくべきですが、今回は、溝の原集落から五箇集落、バラ沢、小倉原五差路までの間について質問をさせていただきます。この路線は、町道川久保八那池線というのでしょうか。通称畑北線で、今回は通させていただきます。畑北線が開通したときは、役場が主体となり沿線に桜の木を植樹してお祝いをしたと聞いています。しかし、現状は自動車、農業機械等の大型化によりまして、道路幅も狭く、通行に支障を来しています。畑北線の拡幅計画があるかどうかお聞きをいたします。

産業建設 課 長	お答えいたします。先ほどの話と同様なんですけれども、長期振興計画には、これ、川久保八那池線の一部となるわけなんですけれども、拡幅改良としては計画しておりません。以前ですけれども、溝の原区から要望がありまして、大型トラクターのすれ違いのために、溝の原から五箇の間、ここに待避所を設置したという経緯があります。最近では、道路の修繕や水処理などの修繕を行っておるわけなんですけれども、必要がある場所がまた希望など調査をしてあるようでしたら、その対応は修繕費で行ってまいりたいと思います。 以上です。
7 番議員	今、私が五箇、溝の原区間をこの前ちょっと通ってみますと、ある程度山側を拡幅というか、あれ、やっぱり個人でしたんだろうというふうに思うんですが、拡幅した部分については舗装がしていなくて、雨降ったときは、滑ったりなんかして大変だろうなというふうに思っただけなんですけれども、いずれこれについては、必要になってくるというふうに思います。いずれ、後で言いますけれども、いずれ今度は農免の関係で、あの辺のところがちょっと引っかけたような気がするんですけども、その計画は、今回から外れているという解釈をしていってよろしいですか。
産業建設 課 長	議員さんおっしゃられました農免というのは、広域農道の関係でよろしいですか。佐久南部営農団地促進協議会という会がありまして、そこで広域農道の関係は実施をしてきました。県主体と事業主体となって行っただけで、杉尾から八峰の湯までは、かなり広い道に整備されました。その中で、佐久穂境といいますか、国道299号線から小倉原までの間も、広域農道の計画には入っていたわけなんですけれども、未採択のままであります。今後は実施が期待できないというような状況でございます。こちらのほうでも、なかなか整備ができないということですので、何か現川久保八那池線のそのすれ違い、そういったものに対しての手当ては、今後計画しなければいけない、そのようには考えております。 以上です。
7 番議員	分かりました。 前に一般質問したんですけれども、バラ沢から小倉原の五差路間につきましては、拡幅はちょっと検討中といいますか困難の部分があるようでございますが、現実には農業機械同士の事故も起こっていますので、早急に何とかしてほしいと思っているのですが、そこで取りあえずの措置として、待避所の設置を2か所程度お願いしたいと思いますが、答弁をお願いいたします。
産業建設	バラ沢から小倉原の五差路までの間、こちらにつきましては、約800メートル

課 長	ルほどございます。幅員は4メートルから9.4メートルということです。上バラ沢橋は、延長が15メートルありますが、幅員は4.4メートルということで、大型トラクターと自動車が橋の上ですれ違うというわけにはいかない状況です。いずれ狭い箇所もありますが、カーブなど部分的には広がった場所も何か所かありますので、議員さん2か所というふうにおっしゃいましたが、その位置をまた農業者も含めて聞かせていただきまして、現地の調査をした中で、可能かどうかの判断をしてまいりたいと思います。 以上です。
7 番議員	ぜひ実現に向けて現場を精査して、お願いをしたいというふうに思います。それで、壮大な話になりますが、将来的にはバラ沢、小倉原五差路間を結ぶ橋を計画してほしいのですが、小海町は過疎地域で、過疎代行、県の代行工事として実現できないか、県と協議して計画してほしいと感じています。今、すぐでなくても、町として農業振興、アクセス道路として計画していくべきと思っていますが、いかがなものでしょうか、答弁をお願いをいたします。
産業建設 課 長	上バラ沢橋の五箇側ですけれども、大きい圃場があります。梨の木原の圃場でございます。そして、五箇にもダイボウジ等の農地がありますし、また、溝の原も大きい農地があるということで、予冷库に運ぶための道路、確かに農業者にとっては大事な道ということになるかと思えます。別の場所に架け替えということになれば、様々な調査を実施しなければならないと思います。その場所や橋長、費用を含めた原案を示さなければならないと思います。現在、橋梁修繕工事で利用している国の社会資本整備総合交付金も今年度から割り落としがかけられてしまいまして、61%の補助率が実質40%を下回るような状況でございます。ただ、方法は何かしら探っていく、そういうことも必要でございますので、どのような事業で、いつ頃取り組むかも含めて、調査研究を進めるということだと思えます。 以上です。
7 番議員	この畑北線は、利用している地域の農業経営者は若い人たちで、後継者もあります。また、農業に情熱を持っています。まさに、将来に向けて小海町の農業が持続的に発展し得る地域と言えます。農業は、食料安全保障のもとです。そして、食料は人間が生きていく上で毎日必要なものです。道路の拡幅と橋の建設は、農業を続けていく上で重要課題と思っています。実現可能か、先ほども言いましたが、調査をしていきたいということですが、調査研究に早急に着手してほしいと思うのですが、どうでしょうか。再度質問をいたします。この点につきましては、町長のほうでお願いをできればと思います。

町 長	井出議員のおっしゃる、今、若い後継者もおり、そして農業の振興に役立つということでございますので、係のほうにこれを調査研究、そして補助率等々大変高い壁はございますけれども、取り組むように指示をいたします。
7 番議員	ありがとうございました。 これで私の一般質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。
議 長	以上で、第7番 井出幸実議員の質問を終わります。 これより3時5分まで休憩とします。 (ときに14時49分)
<u>第 1 番 黒澤 敦史 議員</u>	
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 次に第1番 黒澤敦史議員の質問を許します。黒澤敦史君。
1 番議員	1番、黒澤敦史です。通告に従い質問させていただきます。今回は、私は、現在町が進めているワイン用ブドウの産地化について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。 この8月、9月と私が所属しております総務産業常任委員会で、ワイン用ブドウ試験栽培の勉強会を開き、圃場の見学、また、生産者、役場担当課から話をお聞きしたところであります。まず、この事業について、私の承知している範囲になりますが、現在の状況を確認させていただきます。 町は4年前に、遊休農地対策と農家の高齢化対策、そして特産品の創出を目指して、ワイン用ブドウの産地化を目指す事業を開始されました。当初の事業内容は、ワイン用ブドウ栽培を担当する地域おこし協力隊として4名の若者の採用、親沢に設置した試験圃場での数種類のワイン用ブドウの試験栽培、そして、先進地で開催される技術研修への生産者の参加支援でした。そして、現在、町内で栽培されているワイン用ブドウは合計3か所、親沢は4年目、笠原は3年目、杉尾は1年目の期となりますが、試験栽培が合計900本、また、試験を担当している方が、個人的に栽培されている木が、親沢に約300本、笠原に約1,500本、そして地域おこし協力隊が植え、管理している本数が3,000本程度で、合計5,700本程度が栽培されているかと思います。単純に本数だけを聞きますと、素人目にはそれなりの本数が既に町内で栽培されているように思われます。 ここでお伺いします。町は、このワイン用ブドウの産地化を目指すことにつ

	いて、4年前と変わらず推進するお考えでおられると思いますので、それを前提としてお聞きしますが、現在植えられているワイン用ブドウの本数、ボリュームは、ワイン用ブドウの産地化を目指すに当たり、どの程度の達成具合と評価しておられるでしょうか。また、長期的なスパンに立った計画に対する現在の進捗状況についてどのようにお考えか、お聞かせください。 また、現在栽培されている5,700本のワイン用ブドウは、当町の環境に合う品種を選び出すために植えられている試験栽培用のものを含みますので、中には、実際にワイン用としては利用できない不適なものも含まれている複数品種の合計となります。現時点において、当町の環境に合う品種は見いだされておられるのか。見いだされているとすれば、その品種の特徴などの情報とその品種の本数についてお聞かせください。もしまだ見いだされていないとすれば、それはどのような理由であるのか、近い将来見いだされる見込みはあるのか、お聞かせください。よろしくお願いします。
産業建設課長	お答えいたします。黒澤議員言われましたとおり、町内3地区におきまして、試験栽培に取り組んでいるほか、地域おこし協力隊が約1ヘクタール、3,000本の苗木を育てております。現在行っている試験栽培の結果を随時公表しまして、ワイン醸造も行って、他地域に劣らないワインができることを確認したときに、ようやく産地化に向けたスタートが切れるのではないかと考えております。 試験栽培の進捗につきましては、1段階でブドウの苗が生育するかどうか、冬の寒さへの適用はどうか、適用している品種は何かということ、2段階でブドウの収量はどうか、ワインにした際の味、風味はどうか、このような2段階の結果を出すことで、ワイン用ブドウ栽培の取組が活発化し、そして産地化に向けてスタートするように考えております。 苗木の生育状況についてですけれども、標高の低い他地域に比較して、若干遅い傾向は見られるものの、おおむね良好と言えらると思います。品種につきましては、活着率と樹勢の観点から、白品種ではピノ・ブラン、ソーヴィニヨン・ブランで、赤品種では、ピノ・ノワールが有望であると考えられます。こちらにつきましては、8月頃ですけれども、ワイン用ブドウ試験栽培結果報告書という形で、議員の皆さんにもご覧になっていただいております。ただし、気象条件、それから防除方法、それから除草や芽かき、選定等の作業、そういったことによる生育差など様々な要因があると思われるので、あくまでも現段階の評価ということで確認をしております。 以上です。

1 番議員	ありがとうございました。 もともと本事業は総務課が担当していた頃のお話であり、現在の町の目標とは異なるかもしれませんが、町の産地化のための目指している栽培面積と本数は、10ヘクタールで2万本程度であったと記憶しています。この2万本という目標は、現状のおよそ4倍であり、本数だけでいえば、目標に対して圧倒的に足りていない状態であると言えます。さらに言えば、先ほど申し上げたとおり、当町の環境に合わない品種も植えられている状態ですから、現状としては産地化にはまだまだ程遠い状況であると言えるでしょう。今後も継続し、産地化を目指すに当たっては、今年親沢の試験圃場の木が、一般的に寒冷地においてブドウが収穫できるようになるとされている4年の栽培期間を終えたため、この圃場での栽培データを検証し、当町の環境に向いている品種を選定した上で、この品種を主軸とした栽培拡大を推し進めていく必要があります。 そして、この栽培拡大の前提として、栽培の担い手と圃場の確保は欠かすことができません。この栽培の担い手と圃場の確保について、町は計画的にこれを進めてなくてはならないと思います。当町に合ったワイン用ブドウの品種が見いだされ、町がその栽培を推進しようとしても、やる人もいなければ畑もないということでは、到底産地となることはできません。町はこの選抜、選定品種の栽培推進とその前提となる担い手と土地の確保については、どのようにお考えになっているかお聞かせください。
産業建設課長	お答えいたします。まず、担い手の確保でございますが、試験栽培において良好な結果が出ることで、ある程度の誘因ができるのではないかと考えます。新規就農者を町内のみならず、ノーマンズのように外から呼び込むことも可能になると考えられます。就農相談会、これ、関東圏で行われるそういう会においても、果物栽培に対しては相談者が多く集まる傾向があります。長野県では、リンゴやブドウを多く栽培しておりますので、長野県の相談会には、随分にぎわっておる現状があります。そういった意味で、期待はできるのではないかと考えております。 次に、土地の確保についてでございますが、現在でも担い手が減少し、遊休化している圃場がございます。農業委員会におきまして、空き農地や今後遊休農地化する圃場、そういった情報が集まってきますので、新規就農者等へのあっせんやマッチングはできるものと考えております。 以上です。
1 番議員	ありがとうございました。

試験栽培は、それなりの本数で行われており、また、栽培開始から4年たつ木もあることから、現時点においても、ある程度当地に合った品種の選定と、その品種の栽培拡大を目指す方策の検討は可能であろうと思います。

先ほど質問させていただきましたが、私は現在明確になっている課題は、産地化に向けての担い手の確保と、圃場の確保による栽培面積の拡大であると考えています。

これより、この担い手の確保と圃場の確保という課題をそれぞれ分けて考えていきたいと思っています。

まず、先ほど吉澤課長ご答弁いただきましたが、まず、担い手の確保についてです。通常、当町のようにブドウ栽培が一般的ではない地域で、全く新規に栽培を始める場合には、棚など資材代や機械類、苗木代など初期投資にかかる金額が小さくありません。概算では、5反でワイン用ブドウを栽培する場合、土地代や消毒器などの大きな機械類は除いても、初期投資に資材代150万、苗木代150万の300万円が必要になるかと思っています。また、これは果樹に共通するものですが、投資してから収入を得られるようになるまでには、かなりの時間が必要です。一般的には、ワイン用ブドウは植えてから3年目に初収穫を迎えますが、寒冷地である当町では、4年目に初収穫を想定しているかと思っています。収穫したブドウを仕込み、ワインとして熟成するまでには、最低でも10か月はかかるため、ファーストビンテージワインとして市場に出し、消費者の手元に届くまでを考えると、最低でも5年ほどはかかることになります。

さらに言えば、収穫したブドウをワインへ加工するに当たっては、当たり前ですが、ワイナリー設備が必要となります。もちろん、まだ当町にそのような公の施設はなく、町外のいずれかのワイナリーへ委託して、ワインを製造することとなりますが、ブドウを持ち込んでのワイン製造は、1本当たり1,000円から2,000円ほどの委託料がかかるということです。

このようにワイン用ブドウの栽培からワインができるまでには、多額の経費と長い時間がかかり、安定した経営にまで持っていくのには、かなりの時間と労力を要し、そのレベルは、町が遊休農地対策として行っている鞍掛豆やそばとはまるで異なるもので、十分な資金力と体力、時間がなければ、チャレンジすることはできないかと思っています。

人口減少が著しく、人材不足に直面している当町において、町内から担い手を確保することは、なかなか容易なことではないと言えるのではないかと思います。

	では、どうやって担い手を確保するかというと、私は、町外から広く担い手を確保するため、資金面をフォローする補助金など充実した支援策の立ち上げと、情報発信により注力し、新たにワイン用ブドウの生産を目指す若者の移住を促進してはどうかと考えております。 近年、一大ブランド産地である東御市で、ワイン用ブドウの栽培に取り組み始めた人は、東御市で作られたワインに影響を受け、自らワイン用ブドウとワインの生産者側に立つことを決意し、移住、就農した場合がほとんどであるとのことです。 しかし、現在、東御市辺りでは気候変動の影響で、少しずつではありますが、ブドウとワインの品質に変化が出てきているとされており、最近では、より冷涼な土地で高品質なワイン用ブドウを生産したいと考え、長野県以外にも北海道で栽培を始める人が増えてきているとのことです。これは、フランスの多くのレストランで、余市産のワインがワインリストに入っていることから、余市、北海道が国外から注目されるようになってきたという原因もあるようですが、実際にフランスの老舗ワイナリーが北海道においてブドウ栽培を始め、2023年9月にワイナリーが完成し、自社醸造を開始するという現象も起きました。北海道は当町同様冷涼なことから、ワイン用ブドウの栽培が容易ではない地域のように考えられていますが、その土地がワイン用ブドウ、ワインの産地としてのブランド力を獲得し、その地で作られたワインに感銘を受けて、生産者となる流れがあるということは、当町にとって注目すべき良い事象です。 実際、ワイン用ブドウの寒冷地での栽培は、就農を考えている人たちの中で、ちょっとしたトレンドになっているようで、最近では、新たに就農を考えている人たちのうち、東御市などの産地の現状を知っている人たちは、より冷涼な小諸市や立科町で畑探しをしているそうです。そのほかにも、ワインの品質は降雨量の少なさや日照量の多さ、昼夜の寒暖差などが重要なポイントとなります。これらはまさに当町の環境そのものであり、そのため、当町のワイン用ブドウにおけるポテンシャルはとても高く、十分な支援策の立ち上げと、今まで述べてきたような当町の優位性などの積極的な情報発信によって、新たにワイン用ブドウの畑を造る場所として、就農を考える人たちのメリットもあることは、十分に期待できるものではないでしょうか。 そこで質問ですが、この私の考え、提案につきまして、町はどのようにお考えになるかお聞かせください。
産業建設	お答えいたします。黒澤議員のご提案であるワイン用ブドウの生産を目指す

課 長	若者の移住促進について、大変同感をいたしました。楽観視するわけではありませんが、他地域に比して冷涼な小海町でありますので、標高1,000メートルを売りにして、栽培やワイン販売をしていくことが差別化につながり、有利に働くのではないかと考えます。実際に、冷涼な小諸や立科で畑探しをしているということになれば、この南佐久の農地は、標高は高く、もっと寒い、冷涼な場所でありますので、今後そういった動きを注視していくと同時に、そういった方々呼び込めるようなことも考える必要があろうかと思えます。 以上です。
1 番議員	ありがとうございます。ぜひ前向きにお願いいたします。 次に、ワイン用ブドウ栽培用農地の確保についてです。私は、当町においてこれはさほど難しくない問題だろうと考えております。これも、先ほど吉澤課長ご答弁いただきましたが、既に一大産地となっている東御市や小諸市には、毎年、全国各地からワイン用ブドウの生産へ新規参入を試みる人の問合せがあるそうですが、空いていてすぐに使える農地は少なく、新規参入が成功するケースはまれとなっているようです。 もちろん両市ともある程度荒廃してしまったような遊休農地は、相当な面積が存在しているようですが、新規参入を考えている人たちのうち、先ほど申し上げたよりもさらに初期投資が必要となる荒れ地を一から開墾して、農地にすることを考えている人は、さすがに少ないことがミスマッチの原因となっているようです。 私が当町においてさほど難しい問題ではないと考えている理由ですが、先ほどご答弁のとおり、町内では小規模農家は高齢化が著しく、もちろんブドウ栽培に使える畑かどうかの最低限の精査は前提となりますが、例えば現在耕作はしていても、近くリタイアを考えている農家の存在を見つけ、町が交渉することは、農地のデータが集積している町においては、容易だと考えるためです。近くリタイアを考えている農家が所有する畑は、まだ荒れ地化しておらず、農地の売買にまでは至らなくても、農地を有効に活用してくれる方がいるとすれば、そして、そこで行われるワイン用ブドウの生産は、町が政策として積極的に進めているものだとなれば、使用させるに当たっての安心感もあると思えます。 そこで質問ですが、このような農家、農地のリストアップは、なるべく早くに実施していくことが、先ほど述べた他地域からの就農希望者の問合せに対して、チャンスを逃さない一助になると思いますが、いかがでしょうか。

産業建設課 長	お答えいたします。ブドウに限らず、近くリタイアをされる、そういった方が、本人が申し出る、そういったケースも実際にはございます。このまま引き継いでもらえれば、機械、圃場ともに引き継いでいただければ、交渉に応じるというようなことがあったこともあります。それは、ブドウということではありませんけれども、農地のデータを集める、空く情報、そういったものも、先ほど農業委員会に集まるというようなことを申し上げましたが、そういったデータ収集は必要だと思います。そして、実際に農業を実施していくに当たって、何か支障がある、それは機械化といいますか、機械や費用の、資材の費用等の問題でございます。その辺のフォロー、相談にまず乗る、そして圃場も案内をする、そういったことは、常々現在でもやっていることでありますので、実施をしてまいりたいと思います。 そして、いずれ新規就農者が入りやすい環境、そういったものはつくらなければいけないと考えておりますので、いろんな情報、そしてサポートをする、そういったことが基本、全力で取り組みたいと考えております。 以上です。
1 番議員	ありがとうございました。 今も、現在もある程度情報の収集をされているということですので、ぜひ継続して、より広い、そしてより詳細な情報収集、進めていただければと思います。 今まで述べてきたどちらの課題も、町の積極的な姿勢、補助金や活用できる遊休農地のリストアップ、その他サポートが大きな鍵になり、いかにして冷涼な気候の産地で、新たにワイン用ブドウの生産を行いたいという方々に、当町の取組を気づいてもらうか、そして、実際に当町で生産者となっていたか、町にはしっかりとした覚悟を持って取り組んでいただきたいと思います。 正直な感想を申し上げますと、私は、町はもう少し責任感を持ってこの事業に取り組むべきではないかなというふうに感じています。つい先日、本事業を管轄している農林係の中嶋係長が異動されました。この年度途中、また、年度の終盤に差しかかる時期の人事異動はまれなことであると思いますので、相当な理由があるのだらうと思いますが、このワイン用ブドウの産地化事業をはじめ町の基幹産業である農業をつかさどる農林係長が年度途中で異動することは、当町の農業振興に決して良い影響は与えないのではないのでしょうか。当町のような小さな町では、事業はある程度属人化してしまうことはやむを得ないと考えており、安定した事業の推進には、精通した職員が

	一定期間、事業をリードしていく必要があります。もちろん、職員の人事は町長に権限があることを承知の上で、特別な事情があったのではないかと推察しますが、このワイン用ブドウの事業の継続性、推進体制について、何の影響もないようお願いしたいと思います。 役場がリードする事業の振興、補助金などの話は、こういった人事異動や職員と現場との認識の関わりなどによって、進み具合がリセットされることが容易に考えられます。そのため、ワイン用ブドウの産地化を推し進めることを目的とする独立した法人を設立するのが、一つの手ではないかと考えます。あくまでも一つの例と、案ということでお聞きいただければと思うんですけれども、現在の当町において、産地化を進めていくための永続的な推進役が不在という状況は、とても深刻な問題だと考えられ、その法人が産地化に係る各事業の受け皿になることで、担当や方針や変わってしまう可能性のある役場よりも、町として産地化を推し進めやすくなるのではないのでしょうか。 ワイン用ブドウ栽培にかかる費用は、さきに述べた資材費や苗木代以外にもある程度の規模となれば、乗用モアやスピードスプレーヤーなどの農機具が必要となり、こういった機械に係る費用も大きな負担となります。町の産地化を見据えるのであれば、これら農機具を町が所有し、農家が安い費用で使えたとすれば、他の自治体にはないとても大きな魅力となります。町が使用用途の限られた農機具を持つことについて、議論もあると想像できますが、鞍掛豆やそばの収穫のためのコンバインも、町は所有している実績があり、町がその機械を整備し、法人へ管理を委託することにより、事業をより円滑に進めることができるようになると思います。 そこで質問ですが、以上の私の提案について、いかがお考えでしょうか。
産業建設課 長	先ほどの職員の異動についてということについては、産業建設課としてもイレギュラーなことでありまして、そうはいいいましても、これを推し進めるということは、以前と変わりませんので、影響のないよう進めてまいりたいと思います。 乗用モアやスピードスプレーヤー、そういった農機具が必要になることは、広い耕作面積を考えると当然に必要なものとなってきます。町が所有し、法人に管理委託する、そういったご提案でございます。産地化をしていくということになれば、その方法の一つということでは考えることはできると思います。野菜栽培でも、自治体がトラクターを所有して、それを耕作者に貸し出す、そういったことは他地域でもやっていることが実証がございます。そ

	ういったときの例もございますが、例えば機械を使用する時期が重なるというように、多少問題があったり、故障したときの対応どうするのか、そんなようなことも問題があるようですけれども、いずれにしても、そういったことも考えの中の一つに入れて、進めていくべきだと考えております。 以上です。
1 番議員	ありがとうございます。そうですね、一つの案としてお考えいただければと思います。 続きまして、産地化を目指す上での最後の段階、ワイナリーの建設についてお考えをお伺いします。新たにワイナリーの建設を検討する際には、通常、2年目以降のワインの完売までの期間や、その界限での評判が重要とされています。これは、個人や家族経営など、経済的に小規模でやっているケースの場合ですが、生産量の少ない町なので、町営でワイナリーを建てる場合でも、参考になるかと思えます。 小海町のブドウから作られたワインがおいしくなく売れない可能性は、他の産地にも当たり前にあることで、収益を上げられないワイナリーを町の資金で建てるというリスクを考える必要があるからです。しかし、産地化を語る上で、ワイナリーの存在は必要不可欠です。町営として町が建てるのか、ワイナリーを建てたい農家と町が協力してやるのか、農家が独立してやるのか、いずれかの方法を考えていかなければいけません。 最近では、事業内容がワインには関係ないような企業が、ワイナリー設立の資金を負担している場合もあり、地域を応援したい企業や、飲食店が自社で提供するワインを作るために建てるなど、様々なケースがあると聞いております。ワインは気温をはじめとした自然の影響を多大に受ける酵母の働きで作られ、本当の意味での小海ワインが完成するのは、小海町のブドウを小海町のワイナリーで仕込んだときになります。そうして、小海町のテロワール、土壌や気候などのブドウに影響を与える環境的要因、日本語では風土とも言いますが、これを反映したワインが各所で飲まれるようになって、初めて他の生産地のように小海町産のワインに感銘を受けて、その後の人生を変える人が現れてくると思えます。小海町で作られたワインの種類が多ければ多いほど、よその人々をとりこにできる機会が増えるため、将来を見据えた生産者のための支援の立ち上げが、何より必要だと思います。 以上のように、ワイン用ブドウの産地を目指す先には、その先にはワイナリーの建設の検討が必要となります。

	ここで質問させていただきますが、ワイナリーの建設については、今現在で結構ですので、どのようにお考えになっているかお聞かせください。
産業建設課長	お答えいたします。ワイン用ブドウの産地化を図るときに、ワイナリーはなくてはならない設備機械でございます。町が建設することが、一番現実的であると現在は考えておりますが、今後、他地域のように民間でも建設できるような盛り上がりがあればと期待をしております。 令和7年頃に千曲川ワインバレー特区の協議会に加入をさせていただいて、できるだけ早い段階で特区の認定を受け、ワイナリーの建設の準備をしたい、現状ではこのように考えております。 以上です。
1番議員	ありがとうございました。そうですね、計画的に進めていただければと思います。 最後の質問となります。序盤に申し上げたとおり、本事業は地域おこし協力隊としての若者、また、日々忙しい中で生産者として手を挙げていた方々を巻き込んでいる事業です。鞍掛豆やそばとは違って、ワイン用ブドウによるワイン用ブドウの収益化は、多くの手間と時間、費用がかかります。私は、町は1人の人間とは異なる存在であることはもちろん承知しつつも、若者やそういった生産者を巻き込んでいるという意味で、道義的な責任があると思います。 それを踏まえて申し上げますが、私はこの事業について、万が一、当町の環境に適した品種が見つからなかった場合は、そのときにはしっかりと撤退することも選択肢としては、それはあると考えています。そして、もちろん良い品種が見いだされた場合には、栽培の拡大をどんどん進めていただきたいというふうに考えています。 何よりも避けなくてはならないことは、やるにせよやらないにせよ、中途半端に事業を進めてしまうことだというふうに思います。私は、小海駅アルルについて、前回の定例会で一般質問させていただいた際にも申し上げましたが、事業を進めるに当たっては、要領を得ない議論を漫然と続けること、そういったことは避けていただいて、町長の長所である強いリーダーシップの下、やるならやる、やらないならやらないと腹を決めて、しっかりと事業に取り組んでいただきたいというふうに思います。 以上について、町長はいかがお考えでしょうか、お聞かせください。
町長	黒澤議員の大変ご丁寧なる提案、実にありがたく拝聴いたしました。この中で、まず、私のワイン感覚というものをちょっと述べさせていただきます。

現在、青木村にファンキーシャトーという大変優秀なワインがございます。これは、私が三十数年前、そのシャトーを造りたいという方から、お医者さんですが、相談を受けた経緯がございます。あそこまで通ってシャトーを造るというのは、私は不可能だったものでお断りをいたしました。そうして、青木村を見たときに、すばらしいワインができていたというのを見て、その心情に本当に感銘を受けた次第であります。小海町でも、優秀なお酒屋さんがありまして、1店で販売しているということで、店主に聞いても、これは非常に優秀なワインであるというふうに言っておいででした。

それから、担い手の件の方、今、4人おったわけなんですけど、1人ちょっとご事情により外れたということで、3人の皆さん。私、毎年個人面談をやっているわけなんですけれども、非常にやる気であり、将来を見据えた発言もしていただいております。そうした中で、シャトーの建設というものを彼らなりに調べていただいた結果、私の思っているよりは安価にできるという結論でございます。そして、始めることが大切だということも言っていただきました。始めた上で、進めていくということでございます。それから、品種につきましても、ほぼほぼ決まってきたということで、白の辛口というのがまず目標と。

それから、先日その1人が、この辺で各家庭の庭に作っていたナイヤガラという、運動会に持っていくあの甘いブドウなんですけど、それがワインに合うんじゃないかというふうにお聞きしました。そして、彼は各家庭の庭に植えてもらったブドウを集めて、それでワインを作りたいというような話もしておりました。大変夢のあるすばらしい話だと聞きました。

そして、今現状を見た場合に、非常に町は一体何をやっているんだというようなお話に近い、彼らの悲慘なというか、悲慘とまではいかないんですが、もう少し丁寧に対応してあげたらどうというお話もございます。私も確かにそういうふうに思います。そのスピードスプレーヤーというものが、果樹に対してどうだというのは、私はちょっとまだ認識不足で申し訳ないんですけども、そういったものの導入等々は、やっぱり町がやるべきではないかというふうに私は痛感した次第でございます。

そして、4名のそのノーマンズの皆さんですが、お話をしている中で、日本で上場企業の社長を一番輩出している学校の卒業生ということで、クラウドファンディングとかいろんな案も出していただきます。そうしたものの十分に活用した中で、先ほど黒澤議員のほうから、不親切でももっとどんどんやれというような大変励ましといただきますか、尻を叩くというか、そういうお話

	も伺いました。十分に参考にさせていただき、そして、私の考えの中では、今まだ結論を出ていませんけれども、必ずやこれを成功させるために、前へ進めさせていただきたいというふうに思っております。 先ほども、駄目ならというような話もありましたけれども、必ずやいい方向に向けて、ノーマンズはじめブドウ栽培の皆様はじめ町民とともに一つの夢をかなえるという方向に向かっていきたいと思います。取りあえず、やめるという覚悟は一切ございませんので、お伝えしておきます。 以上でございます。
1 番議員	ありがとうございました。大変強い志、町長の強い意思、志をお聞きできました。町としても、ぜひ、これは私のお願いになりますが、担当課、そして担当の職員、しっかりと決めていただいて、生産者の方とコミュニケーションを日々取りながら、計画的に前向きに強い意思を持って、進めていただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
議 長	以上で第1番 黒澤敦史議員の質問を終わります。 これで、3時55分まで休憩とします。 (ときに15時45分)
<u>第5番 渡邊 晃子 議員</u>	
議 長	休憩前に引続き会議を開きます。 次に第5番 渡邊晃子議員の質問を許します。渡邊晃子君。
5 番議員	第5番、渡邊晃子です。今日は、本当に充実した一般質問が続きまして、大トリを務めさせていただきます。お疲れのところかと思いますが、最後までよろしく願いいたします。 最初に、子育て支援についてと大きく題目書かせていただきましたけれども、主に今回、全員協議会で説明されると、今日、長期振興計画のほうも併せて資料を頂きましたけれども、先取りで質問をさせていただきたいと思います。 この8月に、民生文教委員会の勉強会の折に、10月頃か設計士さんと、児童館について相談するかのようにもお聞きをしたと思うんですが、改めてこの児童館の増築計画について、この間の経過、そして、進捗状況を伺いたいです。お願いします。
子 育 て	お疲れさまでございます。

支援課長	児童館の増築計画についてということでございますけれども、まず、土地に関しまして、耕作をしている方から、耕作に関しましては今年で終わりにしたい、土地に関しては地主さんにお返ししたいということでお話を伺いまして、そのお話を持って地権者さんのところに11月の頭にお話に伺いました。その場で、児童館の敷地として使わせていただけないかということでお話をさせていただいたところが、おおむね、売ることはちょっと難しいんですが、貸すということであればよろしいという回答をいただきまして、現在、貸していただくということで話を進めているところでございます。 また、現在児童館が建っております敷地につきましては、地権者さんのほうと今まで貸していただいたわけでございますけれども、このたび売ってもいいということでご回答をいただいて、現在、おおむね了解をいただいているところでございます。 ただ、金額につきましては、今後の交渉ということになってまいりますけれども、万全を期すために、一応不動産鑑定士さんのほうに鑑定を依頼しまして、適正な価格での取引をしていきたいということで、現在考えております。 まだ、全くもって構想の段階ではありますが、建物につきましては、佐久市の浅間小学校の近くにできた児童館のほうも視察等させていただいたりとかしまして、学習室ですとか、運動場ですとか、どんな部屋をどんな規模、それから配置、そういったものにつきまして、利用しているお子さんたち、また、保護者の方たち、そういった皆さんの意見をお聞きしながら、現在、どういった建物にしたらいいかということで検討しているという状況であります。
5 番議員	経過を伺いました。長期振興計画にも、令和6年用地調査、計画、設計とあります。今、利用されているお子さんたち、親御さんたちに意見も聞いて、視察も行かれてというところも伺いましたけれども、今後、利用者さん、今利用されている方たちにどういったものがいいか聞くというのは、それは当然だと思いますし、子育て支援推進委員会のほうでも投げかけられているというところですが、今後、本当に大規模なものになるというところで、とても大切な事業だと思うんですが、小学校や保育園を通して、もっと広く、今利用していない方にも声を聞くというアンケートなどは考えていらっしゃるのか、そこをお聞きしたいと思います。
子 育 て 支援課長	アンケートにつきましては、学校を通じてしようかという案もございましたけれども、視察をして見た結果ですとか、利用者さんから吸い上げる意見、そういったものを参考にさせていただいて、検討してまいるという段階でござ

	ざいます。
5 番議員	これについては、ちょっと③番の子どもの意見反映というところにつながっていくので、また、そこで私の見解というか、述べさせていただきたいと思います。 次に、ちょっと通告、前後するんですが、先に今回補正で出てきた駅のアールの、駅周辺のキッズスペースについて伺いたいと思います。前回の全協の際にも、これ、説明というか中身はそれなりに出ていたんですけども、今回、具体的に150万円の予算でマットや遊具を置くというところで、今日頂いた全協の資料にもついていきますけれども、まず、これ、どういった経緯でこのキッズスペースということに話がなったのか、また、運用はどうやっていくのか、職員のことも資料に出ていきますけれども、その辺も含めてどういったものになるのかをお尋ねします。経緯からお願いします。
子 育 て 支援課長	キッズスペース設置の経緯につきましては、以前から児童館の増設計画がないときから、アールの空いているスペースについて、子育て支援センターにしたかどうかというご意見がございまして、そういったご意見も踏まえた中で検討してきた結果、今、児童館の増設計画もあるという中におきまして、せっかくスペースがあるということで、キッズスペースを設置して、ちびっこ広場が使えない冬場ですとか、児童館が使えなくなる長期休み、そういったときに、乳幼児をお持ちのご家族の居場所として設置したらどうかということで、今回の計画ということになりました。 中身につきましては、大体昔、小平さんという洋品屋さんがあったところの半分ぐらいのスペースを使って、マット、それからそれを囲う柔らかいマット、そういったものを敷いて、よちよち歩きですとか、ハイハイの赤ちゃんの皆さんもご利用していただけるということで、これから寒い時期に向かって居場所づくりということが先行しますので、補正等で対応させていただくということになりました。 運営につきましては、当初、見守り、それから利用状況の確保と、確認ということのためになりますけれども、児童館の職員を1人、常駐というわけにはいかないかと思うんですけれども、1人配置をいたしまして、管理をしていくという予定で現在進めております。
5 番議員	そこで、今の現在の児童館の職員体制についてをちょっと確認させていただきたいと思います。お願いします。
子 育 て 支援課長	職員体制といいますか、運営の体制ということでお願いいたします。現在、児童館につきましては、正職員3名、常勤の会計年度職員1名ということで、

	常時4名、この4名が中心となって児童館の運営を担っております。それに加えて、土曜日開場をするためのパートさんの皆さんが3名、それから、毎日のことではありますが、小学生に対する見守りですとか学習支援といったところで、シルバー人材センターさんのほうに1から2名、毎日来ていただいているという形です。それから、児童館の入り口のところにふれあい農園というのがあるんですけれども、そちらのものに関しましては、ボランティアさんをお願いしまして、運営しているという状況でございます。
5 番議員	ご説明いただきました。 今回、保育士の先生が正規が3名になったと、お一人は新規採用で事務経験もない方が事務を担当していただいているというところで、去年度までいらっしゃったパート、会計年度の先生が諸事情でお二人いらっしゃらないといういろんな現状もお聞きしてきました。現場は、正規は3人にさせていただいたけれども、現場は十分な体制と、私もお話聞いていて思えなかったんですけれども、そこへ先ほどのご説明で、駅のほうに常駐とはいかないけれども見守り、利用状況を確認に行かなければならないと。今のこの職員体制で、今の児童館の体制に弊害が出るとはお考えにならないか、そのあたりお願いします。
子 育 て 支援課長	現在も実際問題として、おっしゃられますとおり、余裕があって運営しているわけではございませんけれども、勤務体系の運用というか、勤務体系を工夫することによりまして、そういった人材が1人派遣というか、そちらに配置できるということで、現場とも話をしております。
5 番議員	私自身も、就園前の小さい子どもたちや親たちの居場所が必要ということとは、これまでも申してまいりました。確認なんですけれども、これは、この駅にこういうところを設けるというのは、子育て支援課のアイデアなのか、どういった職員の発案なのか、また、子育て世帯からの、ぜひ駅にこんなスペースが欲しいといった、そういうご意見がさっきあったということでしたけれども、これ、現場のアイデアか、また、当事者たちのアイデアなのか、そういうニーズからの発案なのか、そこを確認したいと思います。
子 育 て 支援課長	先ほども申し上げましたとおり、以前からアルルを取得したときぐらいから、あのスペースに関して子育て支援センター的に使ったらどうかというご意見等ございまして、そういったものをベースに現状等を勘案した中で、こういった形になったということで、ご理解をお願いします。
5 番議員	すみません、私、児童館増築計画と言いながら、こっちの話に長きを置いているんですけれども。アルルの今空いているあのスペースにこういった遊具

	150万円をかけて、小さい子たち、親たちが来るかどうか。それだけのためには、ちょっと私、子育てをしていて行かないと。私だけの意見ではないです。ちょっといろんな親御さんたちとも話したんですけれども、それだけのためにはちょっとあそこには行かないよということでした。 また、ここで遊べるとして、おむつはどこで換えるのかとか、あのオープンのスペースで換えるのか。トイレも整備がされていないと。大人でも利用のしにくいような今の状態のトイレです。それにお金がかかるの当然ですけれども、それから授乳はどうするのか。幾ら短時間でも、おっぱい欲しがったら、一体どこで授乳はするのか。ミルクも作れないと。そういう中で、とにかく、取りあえずやってみると、それに150万円というのはいかがなものかとちょっと私はこのことに関しては思っております。 これも、私だけの意見ではないですけれども、150万円あれば、今度のその新しい増築計画のほうに、そっちに費やしてほしいという声をたくさんいただきました。150万あれば、どういったものがそろえられるか、私もネットで室内遊具なんか見てみましたけれども、結構なものがそろえられると思います。 町長、現場第一主義ということで、現場が第一だとおっしゃられていますけれども、この政策、改めてこの現場の声、反映されていると思われていますか、お願いします。
町 長	あのスペースにつきましては、紆余曲折、いろんなことをやっていきながら、ここへたどり着いたという、私は思っております。したがって、今回出されたものは、これは遂行していきたいというふうに考えております。新しい児童館は児童館で、これは予算の問題もございましてけれども、皆様の意見を十分取り入れた中で造っていきたいというふうに思っております。
5 番議員	駅についても、やってみようという発想ではなくて、全体構想をしっかりと考えた上でやっていくべきだと思います。私、アルルのキッズスペースについては、めたやってみりゃいいということは、到底言えないと、私としては再考を、私としてはというか親代表としては再考を願いたいと思います。 続いて、すみません、2番の公園について、これについてお願いします。これも、令和5年の第1回定例会でもやらせていただいております。その際、総務課長は、ちびっこ広場について、補助金の関係で令和5年まで制約があると。6年度以降、拡幅とか充実に向けて調査研究を進めてまいりたいとおっしゃったんですけれども、今回、長期振興計画を頂いて見ていくと、ちびっこ広場とか、誰でも使える公園のところに何も金額も載っていないと。こ

	のあたりはどうなっているのか、改めてお聞きしたいと思います。
総務課長	令和5年第1回の定例会におきまして、ご質問がございました。そのときに、令和5年までという答弁をしたというご指摘でございます。私も令和5年までと言ってしまったかもしれませんが、今後、5年間手をつけられないという言葉の間違いなのか、私の言い間違いなのか、そこら辺はよく分かりませんが、5年間手をつけられない。ですから、令和5年の1月、令和4年度の最後、3月であります。令和5年度に入りましては、取りあえずそのままにしておきまして、令和6年度以降に調査研究、そういうことを行っていきたいという中でおきまして、今回、長期振興計画で調査の項目を上げさせていただいているという内容でございます。 以上でございます。
5 番議員	はい、分かりました。そういう聞き間違いだったのかどうだったかあれですけども、そういう内容だということは理解をいたしました。 それで、松原高原のほうに広場を、広場というか造るということで載っています。以前、何年か前にアンケートで、やはりちびっこ広場を広げてほしいという、充実させてほしいという声が子育てのお父さん、お母さん方からはナンバーワンだったというところから、そういう経過を踏んできた。松原高原、あそこをきれいにするというのも、八峰の湯と一緒にあそこに行ってくださいというのも、それはそれと思うんですけども、やはり求められているのは、いつでも気軽に松原まで上って、ふだんはやはり上っていかないと、冬も繁忙期も町民は行かないよという声もたくさんいただきました。いつでも気楽に行かれる公園が欲しいというところで、また、このところは調査研究、努力をしていただきたいと思います。 次に、3番、先ほどの延長になりますけれども、資料つづりで13ページにお願いしました。こども基本法に基づくこども施策の策定等へのこどもの意見の反映についてという通知が、昨年度出されておりますけれども、これ、私、昨年の資料、通知を出してしまいましたが、また、今年も11月17日に同じ内容、こども基本法に基づく子ども・若者・子育て当事者の意見反映についてという通知が、こども家庭庁長官名で出されております。これは、都道府県に対して、域内の市区町村において議会や教育委員会をはじめとする委員会を含め、本通知の内容を周知されるようご配慮願いますとあるんですけども、この通知は受けていらっしゃるか、内容を把握しているか、そのあたり、まずお願いします。
子 育 て	こども家庭庁からのそういった通知に関しては、県のほうから頂いておると

支援課長	ころでございます。
5 番議員	県から通知、行っているということでした。内容は把握されているか、その受け止めのあたりもお願いします。
子 育 て 支援課長	内容につきましては、なかなか難しいものがありまして、完璧に把握しているかと言われると、なかなかはいと答えづらいところはあるわけでございますけれども、こども家庭庁のほうで、この意見集約に関しまして、幾つか例示されております。そういった中、小海町として、どうしていくんだというところになりますけれども、まず、子育て支援推進委員会の委員として、保育所の保護者会長でありましたり、小中学校のPTAの副会長さん、それから小中学校の子育て委員長さんなどなど、子育て世代の皆さんが仲間になっているというところで、そういった皆さんから各会の意見を集約して、ご意見を上げていただくといったこと。それから、保育園ですとか児童館を利用する親子の皆さんへのヒアリングですとか、懇談の機会を設けると、そういったこともできるのではないかと。それから、また、学校ですとか、町のホームページを活用したアンケートの実施ということも考えていけるのではないかと。ということで、できるだけ多くの皆さんから意見をいただくという方向で考えているというところでございます。
5 番議員	この通知の中、もちろん完璧に、私も当然ですが把握しているというところ、そうは言えないですし、でも、そのように受け止められるということ伺いました。 説明というかあれですけれども、このこども基本法、私自身もこれ全てが賛同できるかというところ、そのあたりは賛同しかねる部分もありますけれども、やはり大事だと思って、読んでいます。基本法第11条において、こども施策の策定、実施、評価に当たっては、子どもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが、国及び地方公共団体に義務づけられていると。そういった中で、先ほどご説明いただきましたけれども、いろいろ子育て推進委員会ですとか、取り組んでいけるのではないかと。という見解を子育て支援課長から伺いました。 家庭庁からの通知でも、子どもや若者を対象としたパブリック・コメントの実施、審議会、懇談会などへの委員等へ子どもや若者の親たちだけではなく、育てている側だけではなく、子ども、若者自身が参加できるようなことの促進、また、子ども、若者にとって、身近なSNSを活用した意見聴取など、子どもや若者から直接意見を聞く仕組みや場づくりが大事だということが書かれています。ぜひ、やはり当事者が参加をして、政策を何事もつくって

	いくという姿勢が本当に私も大事だと思っています。そのために各審議会や委員会があるわけですがけれども、以前、6番、的埜議員もその審議会の在り方について一般質問されていましたが、その中も見直しが必要ではないかと。やはり、子どもたちも参加できるような仕組みをぜひつくっていただきたいと思います。 大きな事業となる児童館の拡張について、また、これ北牧楽集館にせつかくすてきな、すてきなというか図書館もあって、先日、図書館祭りも私行かせていただきましたけれども、本当に司書さんたちがご努力されて、子どもたち、小さい子たちも行きやすいように努力をしていただいています。最近は保育園とコラボレーションをして、子どもたちが保育園でも図書館でも借りれば、かわいいシールがもらえるような取組もしていただいています。もっと北牧楽集館も空き教室があるので、併せて考えられないかというふうにも思っています。当事者である子どもたち、親たちから意見を多く聞ける仕組みづくりをぜひ検討していただきたいと思います。 早稲田大学の名誉教授の増山均さんの言っていることを紹介したいと思いますが、選挙権が二十歳から18歳に移行した現在、18歳未満の子ども、児童の時代に、主体的に生活し、活動の主人公として自治を営む体験が、社会の主権者に成長する上で不可欠です。子どもたちは、大人や社会から見守られ、育てられる存在と同時に、小さいながらも市民として大人と共に社会を担うパートナーなのであり、活動に参加、参画していく体験を通して、主権者として育っていくのです、と言っておられます。私は、本当に子どもたちに主権者として豊かな小海のまちづくりに積極参加をしてほしいと思っています。大人の都合でつくっていく町ではなくて、未来を担う彼らに町を一緒につくってほしい。一度、学業や仕事で離れても、また必ず帰ってきたい小海の町、どこへ行っても僕たち、私たちがいい町にできたんだと誇れる町を本当に一緒につくっていききたいと思っています。 町長、子どもたちがもっと政策に関わっていく、そういう取組、これについては、町長はどうお考えでしょうか。
町 長	誠、すばらしい考えだと私は思っております。使うものが一番意見を言うべきだと。いいことですな。
5番議員	いい意見というのをいただきました、町長からも。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。 大きな2番の職員の体制についてに移りたいと思います。 先ほど1番議員さんから、年度途中の異動についてのお話がありました。

	私もそのことについて、この12月に突然異動というところで、諸事情あるとは理解はしますが、本当に職員の皆さんの心理的影響というところもとても危惧をしています。そういうところで、今回、人事院勧告が出たというところで、補正でも職員の給与の補正が出されて、質疑もほかの議員さんからもあったところです。今年度の人事院勧告が一体どういったものなのかということで、私も注目をして、資料で出させていただきました。資料つづりの14ページからになりますけれども、タイトルでは、職員一人一人が躍動でき、ウェルビーイングが実現される公務を目指してというところになります。その中で、全体としてではなく、私としては、すみません、18ページをお願いしたいと思います。多様なワークスタイルライフスタイル実現とウェルビーイングの土台となる環境整備というところで、この右側、職員のウェルビーイングの土台づくりに資する取組というところに着目して質問をさせていただきたいと思います。 まず、超過勤務の縮減というものがあります。この件に関しては、質疑で11番議員さんからもありました。確認で、改めて私からも伺わせていただきたいと思います。職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第5条の5というところで、それによりますと、11番議員さんもお指摘されていましたが、任命権者は一般職の職員の給与に関する条例第21条第3項の規定により、時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間、省略します、そして、規則で定める期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間の全部、又は一部を指定することができると思います。この指定することができる、しているのか、していないのか、する気があるのかどうか、そのあたり改めて聞かせていただきたいと思います。
総務課長	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の5条の5というご質問でございます。一般職の職員の給与に関する条例第21条第3項、この項目であります。月に60時間以上超過勤務をした部分について、この部分を代休とするという解釈をしております。そして、7条においては、休日の代休という項目がございます。休日に勤務した場合は、規則の定めるところにより、代休をとという項目であります。そして、休日の指定、規則の第6条でございますが、ある一定期間において休日を指定することができる。そして、2項では、任命権者は、職員があらかじめ代休の指定を希望しない旨を申し出た場合は、休日を指定しないものとするということでもあります。こういうものを相対的に勘案しまして、現実的には、現在、改めて休暇、代休、その部分を指定はし

	てございませんので、そのような回答になるかと思います。
5 番議員	指定はしていないというご回答でした。 時間外勤務の問題は、長時間労働を生むだけではなくて、本格的な人員、しっかりした人員が配置されないばかりか、過度な人員削減を容認することにもつながるという指摘がありますけれども、その指摘についてはどう捉えていらっしゃるかお願いします。
総務課長	過度な超過勤務、これは私たちもあまりあるべきではないと考えております。超過勤務といいましても、やはり勤務の実態というものがございします。 4月、今回も異動があったわけでありますが、異動した直後、これは仕事も分からない仕事で時間もかかる。そして、定刻には終了できない。これは、ある意味仕方がないことだと感じております。そして、長いスパンで見ますと、その仕事が2年目になる、2年目になれば、1年目の繰り返しのようになりますから、それなりの処理ができる。そして3年目は、多少余裕が出る、そういう大きな流れがあるんじゃないかということを感じております。 そして、職員の勤務時間、超過勤務、この部分について、代休で休んでいただける者は休んでいただきたいということではありますが、その反面、年次休暇がございします。年次休暇は、ある一定のルールの中で加算をされていくわけですが、勤務年数が長くなりますと、大概の職員が40日間あります。40日間の年次休暇、それを20日残しますと、20日繰り越しますので、常に40日の休日が年次休暇として付与される。それを20日使うということ、そして、年末年始の休暇、夏季休暇合わせまして30日ぐらいの休暇が、それぞれの職員には自由に使える休暇として与えられております。そして、それを単純に割り返しますと、2週間に一遍、1か月に2日プラスちょっと休む計算になりますから、それはしっかりとそれぞれの職員の権利として、また、その権利を実行するには、周りの職員が協力をする。そして、課長は間違っても、また休むのかいということは、冗談でかまって、そういうことはともあれとして、実際には絶対ありませんから、休みたい、どこか行く、気をつけて行ってこいやな、そういう話で自由にやられているということが現実だと思います。 以上でございします。
5 番議員	休みは自由に、権利として自由に取れている状態というご認識でした。 今回の補正5号によれば、小海町会計年度任用職員以外の職員数が66名、会計年度任用職員が110名となっています。今、放送でもかかっています、来年度の職員を今募集しているかと思いますが、小海町職員定数条例に

	よれば、町長の事務部局員77人とありますけれども、今度どれぐらい採用したいとお考えなのか、そのあたりちょっとお願いします。
総務課長	今年度というか来年度であります、具体的に何名ということは申し上げるのはちょっと決定もしていませんから、避けさせていただきますが、5名程度は採用したいということで考えております。その定員77名、それに該当する職員に上限に達しない、そのルールを守った中で、そして、人事管理の中で採用の均衡を保つ、そういうことにも配慮しながら進めてまいるという内容でございます。
5 番議員	5名程度はとお考えということでした。 次につながっていきます、健康管理のところですね。人勧のほうの2番目、先ほどの続きですが、職員の健康増進、小海版健康経営の推進とあります。小海町にも、小海町職員健康管理規則というものがありますけれども、これもまた確認させていただきたいと思います。第3条では、職員の健康管理は総務課長が総括して行くと、また、次、第4条には、衛生管理者を置くということがありますがけれども、ちょっとこのあたり、具体的にどうやって運用されているのか伺いたいと思います。
総務課長	小海町職員健康管理規則でございます。この規則について、職員の安全確保及び健康の保持推進、これにつきましては、総務課長が行うということ、今、議員さん申されたとおりでございます。そして、それぞれの課長は、積極的にそれに協力することとなっております。そういう中、健康管理、町で行っております健康スクリーニング、これを主な健診と位置づけまして、職場健診として実施をしております。そういう中でありますが、希望者には、人間ドックの補助、そのようなものも行っているということが内容でございます。
5 番議員	衛生管理者は、どなたがやられているんですか。
総務課長	次の4条、衛生管理者でございます、職員の衛生管理に関する事務というような文字ではありますが、この衛生管理者につきましては、保健師免許がある者、この者が県へ申請することによって、この立場になるということであります。当町においては、2名の保健師がこの衛生管理という資格というか、そういう資格があるということでございます。 以上でございます。
5 番議員	メンタル面、精神面での健康保険、健診を受けたり、人間ドックの補助も希望者にはしているということで、それは予算にも出ています、理解をしているんですけれども、これも以前伺いましたけれども、メンタル面、精神面の

	相談というところはどうなのか、副町長に相談をするのか、外部へはどうなっているか、そのあたりお願いします。
総務課長	メンタル面であります。まず、健診によります疾病、そういうものについては、当然医師にお願いをするということでございます。そして、精神的なもの、メンタルに関する窓口、これについては副町長、もしくは私でございます。 ただ、同じ屋根の下にいる人間に、そういうことを相談しづらい、これはやはり普通のことではないかと感じております。そういう中で、どこの行政団体にも、同じような悩み、問題、そういうことが発生する、そういうところ、長野県の市町村職員互助会の中に心の相談室という相談窓口がございます。そして、その窓口で相談に乗ってもらおうよう、紹介をしている。また、ケースによっては、保健師のOB、そういう方に橋渡しをして、相談に乗ってもらおう。やはりメンタル、そういう部分で悩んでいる方は、相談の相手がどういう方にかによっても、相当の心を開くと言うとおかしいですけども、話ができる環境だとか、誰々に相談しろと言われると、もうそれが負担になって言えなくなってしまう。そういうことに配慮しながら、なるべく顔が見えないところで相談に乗ってもらおうことが、一つの配慮ではないかということ を位置づけております。 以上でございます。
5 番議員	以前に比べると分かりやすく、外部に、やはり同じ屋根の下という話ありましたけれども、やっぱりどうしたってしづらいと思うので、そういう外部への相談窓口、橋渡しもされているというところで、しっかりやられていると伺いました。信じていきたいと思います。 あと、以前横のつながり、やっぱりチームワークだから横のつながりが大事だと。そこでの連携だとか、縦と横の連携、そのあたりは今どうなっているか、どうなっているかというか、どういう認識でおられるか、何でも言い合える職場になっているのか、そのあたり、総務課長はどう捉えていらっしゃるでしょうか。
総務課長	職場の雰囲気を見る限り、いい環境だと思います。来客者がありまして、金融機関のようにしーんとしている時間帯もありますが、何か冗談言って、仕事中につて、思われるようなことがあってはならないんですが、そういうような明るい雰囲気の時間帯もあります。特に、勤務時間が終了しました5時過ぎ、5時15分過ぎ、皆さん、いろいろな世間話をしながら、残務の処理をしている。町長も1回朝礼で、いい雰囲気だった、みんな頑張ろうというこ

	とを朝礼で発言されたことがあります、そういう状況でございます。以上でございます。
5 番議員	ご認識は伺いました。 次にいきます。 ウェルビーイングの土台づくりに資する取組の中で、ゼロハラスメントに向けた取組という項目があります。ハラスメントも多岐にわたりますけれども、非常に重要な問題だと思いますけれども、ゼロハラスメントに向けた取組、小海町としては具体的に何か取り組んでおられるか、お願いします。
総務課長	このハラスメントにつきましては、何とかハラスメントと、聞いたこともないような何とかハラスメントがございます。そういう中で、まず、相手が嫌な気持ち、嫌な思い、そういうことがあってはいけないという基本な部分であります。これ、南部広域の行政事務組合でしたか、町の単独でしたか、ちょっと記憶にないんですが、講師を招待しまして、研修会を行い、そして、お互いそういうことがないような職場づくり、それがまず仕事の基本でありますから、そういうことに配慮をしているという状況でございます。
5 番議員	研修会というのは、開かれたと思うんですが、それ、全職員に対しての研修会ですか、それとも、そのあたりも。
総務課長	基本は全職員であります。ただ、先ほどの勤務の問題もありますが、多忙で参加できない職員も当然います。ですから、その研修を受ける職員が、全職員かというご指摘については、何%、何割かという答弁になりますが、基本は全職員に都合をつけて受けてくれというスタンスでございます。以上でございます。
5 番議員	すみません、ちょっと変な質問になってしまいましたけれども、研修会はいろいろやられていると思うんですけれども、私自身も思うんですが、そういう研修を受けるだけだと、そのときは、ああ、そうだそうだと思いますけれども、やはりアウトプットする場がないと、自分のものになっていかないと思うんですよね。そういう研修会を受けた後に、その受けた職員が受けていない職員にこうだったよという場所だとか、意見交換をする場所とか、そういうところはないんでしょうか。
総務課長	改めて意見交換をする場所は設けてありませんが、そのテキスト、そういうものはありますので、配るとか、そういう工夫をするという状況だと思います。
5 番議員	本当に、今、先ほど総務課長も聞いたこともないハラスメントもあるというおっしゃり方しましたけれども、ぜひそういう聞いたこともないハラスメン

	トもないように、研修のほうを皆さんも重ねていただきたいと思います。 ちょっと多くは語りませんが、次に移りたいと思います。 育休についてということを通告させていただきました。これも以前に伺ったことがあります。特に、男性職員の育休についてということ伺いたいと思います。 令和5年、今年の6月13日にやはりこれも国から、総務省の自治行政局公務員部長より、男性職員の育児休業の取得促進に向けた取組の一層の推進についてというものがあつたかと思います。これは、県から通知があつたかどうか、その認識について伺いたいと思います。
総務課長	令和5年6月13日に、総行公第55号、総行女子第13号という文書番号がありますが、それぞれの町村に通知がございます。先ほどの子育て支援課長ではありませんが、中身を熟読しまして、全てを承知をしているかという問いには、何とも答えられませんが、この中で、目標値があるよと、それに近づけましょうというような内容でございます。それについては、承知をしているという状況でございます。
5 番議員	小海の男性職員の育休取得状況は一体どんなものなのか、また、その目標値出ております。閣議決定ですね、閣議決定で6月13日に国際的に見ても低水準にある夫の家事育児関連時間を増やし、共働き、共育てを定着させていくための第一歩が、男性育休の取得促進であると、男性育休が当たり前になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組む。このため、制度面と給付面の両面から対応を抜本的に強化するとあります。そして、目標値ですが、2025年、2年後、公務員85%、1週間以上の取得率、民間は50%、2030年は、公務員85%、2週間以上の取得率、民間は85%という政府の目標がありますけれども、これについての受け止め、小海の今の取得、実態はどうなのか、そして、目標はどうなのか、そのあたりを据えられているかどうかをお聞かせ願います。
総務課長	育児休業、これはやはり結婚してもしなくても、それなりのパートナーと一緒にいて、子どもさんが産まれる、こういうことは、本当に人生の区切りというか、ターニングポイントであります。そして、2人で子どもさんが産まれたときに、喜ばない方はいない。そして、子どもさんが産まれれば、一生懸命その子を育てていく。そして、子どもがいることによって、悩むこともありますし、喜びもある。本当に子どもは世間の宝どころか、親にしてみれば、大事な大事な宝であります。その子を自分の育てられるときは自分で育てたい、これは当たり前に皆さんが自分の気持ちとして持っていただくこと

	が、本当に大切なことだということを感じております。 そういう中で、子どもさんが出生した3年までの間、育児休暇を取得することができます。実際に、令和3年、男性の職員の話でありますから当然男性の職員であります、1名の職員が約3か月取得をしております。心が満たされた状態、健康的、そして幸せ、ウェルビーイング、そういう環境の整備の観点から、育児休業を取得が必要な職員には、しっかりと取得をしてほしいということを考えております。 先ほど議員さん申されましたとおり、男性の公務員、1週間以上の育児休暇取得率を、令和7年までに85%にしましょうという目標値を掲げられております。現実問題としまして、取得がしづらいつか、いろいろ気を遣ってしまうことがあると感じております。そういう中でありますが、当町職場は、係、そういうものを見ますと、ほとんどの係が複数で2名ないし3名で係を担当しております。いずれにしても、独りで悩まず、早めに相談をしてもらうことが大切であつて、その一言が取得につながるわけであります。そして、職場任命権者としては、まず、職員を大切にすることも大切ですが、町民サービスで不足が生じてはいけません。そういうことを勘案しまして、会計年度任用職員、そういう皆さんを募集し、お願いする、そういう手だてをしまして、働きやすい職場、環境がいい職場、そういうものを構築していくということが大切ではないかと感じております。 以上でございます。
5 番議員	いいお考えを聞かせていただきました。そういうお考えを日頃からあれですか、職、下のほうで取りなさい、取れよ、いいよいいよというふうに伝えていきますか。
総務課長	伝えていきますかというか、伝えるとかそういうレベルでなく、個人の方が奥さんと2人で相談をして、取ってはいけないとか、そういうことでなく、相談をして、話してもらおう。そういうことであつて、当然条例の中にほかの休暇がございます、配偶者の出産に伴う休暇があります。2日間あります。これは、それぞれの皆さんが取得される、それが一番は、男性と女性とちょっと違いますから、女性がいてもらいたいというときでなく、男性は自分の都合で取ってしまったら、そういうことは、夫婦間の関係でいろいろあるかもしれませんが、これは取得をされています。そして、配偶者が出産をしまして、小学校へ就学するまでの間に、何日間か取れる制度があります。これにつきましても、取得をしているということです。いずれにしても、育児休暇については、取得をしたい期間、それについては、しっかり取得を

	していただいて、それこそ、子どもさんが小さいときでなければ抱っこはできない、中学生になった子を抱っこしようと思っても、それはもうできないんです。ですから、できるときにできることをやってあげる親になってもらいたい、そういうことを考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。
5 番議員	町長のお考えもお願いします。同じで。
町 長	すみません、私ごとで誠に恐縮ではございますが、10月2日に孫が産まれて、ちょっと私は、自分の子どものときには全く無関心であったという反省を大変しました。1か月、2か月するまでは、こんなに大変なものかなということを実感した次第であります。そうした中、職員の皆さんが、決められた権利の中でそういうものを取るということは、私はもういいことだと思いますし、これからは、2人で育てるといって基本ですね。どうも私は大変反省したところで、実感としてやはり子育てというものを大切にすべきだということを実感しましたので、職員の皆さんには育休を取っていただきたいという考えでございます。
5 番議員	町長も実感としてということをお話しいただきました。お孫さん、おめでとうございます。 本当に行政が率先して、男性育休も当たり前の社会をつくっていくということで、小海町も努力をしていっていただきたいと思います。 ちょっと時間がなくなってきましたけれども、最後になってしまいますが、八峰の職員体制、八峰、温泉ですね。ということで、私も審議会の委員として所属をさせていただいています。その中で、なかなかちょっと職員のことを触れさせていただいていますけれども、あまり突っ込んだ議論をできないという中で、ちょっとこの場でお願いしたいと思います。 今の職員の体制はどうなっているか、昨年のちょうど同じ頃質問した資料によりますと、八峰の正職は、このときは1人と、フロントは会計年度のパート月給6人、ホールがパートの月給3人のパート代替1人、厨房がパート月給8人、施設のほうはパート月給1人、パート代替1人ということでしたが、今現状どうなっているか、まずお願いします。
観光交流 センター 所 長	お疲れさまでございます。 八峰の湯の職員、状態、体制につきましてですけれども、正規職員、私ども2名、それと会計年度任用職員が18名おります。部署ごとの配置は、フロント及び清掃業務、施設の管理も含めまして9名、それとレストランホール職員が2名、厨房職員が7名という形で18人で日々の業務を行っております。こ

	のほか、学生のアルバイトが3名、土日を中心に勤務をしていただいております。また、新型コロナが5類に下げられたことによりまして、宴会も頻繁に入ってきておりますので、宴会スタッフとしまして、短時間ではありますがけれども、2名が勤務していただいております。現在も、人員的に不足をしておりますので、ハローワークなど中心に、職員、アルバイトの募集等行っておりますけれども、なかなか八峰まで通うのが大変ということで、学生のアルバイトの方であっても自分で来られない、また、バスの時間等がないなど、特にこの冬場は本当に心配で、なかなかそういったことが理由で採用というところまでは至らないというのが現状ですので、人員不足しておりますので、継続して募集は行って、継続して行ってまいります。
5 番議員	人員が不足というのが、ずっと言われていて、それが改善できないという問題、そこをどうするかというところをお聞きしたいと思います。その八峰のホームページ見ても、スタッフを募集していますというのが載っていますけれども、やはり八峰の湯まで通勤可能な方とか、8時半から22時までの7時間程度、簡単に書いてあるので、これを見て、募集したいかと思うと、なかなかちょっと厳しいのではないかと思います。処遇の面でも、時間が、調理師の免許の保持者の方とか、あと、料理長には特別な手当があるんでしたっけ。あと、ホールをまとめている方には手当があるのか、そのあたりちょっとお願いします。
観光交流 センター 所 長	料理長、それからホール、それからフロントをまとめている方、責任者という形なんですけれども、そういった方には若干ではありますけれども、手当は出ております。
5 番議員	これ、やっぱり冬場、特に通勤がネックだと思うんですね。そのあたりどう対応するか、そのあたりは何か具体的に対策考えていらっしゃるのか、お願いします。
観光交流 センター 所 長	どうしても、この冬場、町道に関しましては、建設のほうで除雪というのを各事業者、割り振っていただいて、結構早くには除雪はしていただいておりますので、正直、私どもが毎朝8時頃、八峰に行く間であっても、よほどの大雪でない限りは、除雪は終わっております。ですので、そういう問合せのときには、そういった話もするんですけれども、なかなかそこまでご理解をいただけないというのが現状でして、どうやったら職員を八峰へ連れてくると言えば失礼になっちゃうんですけれども、来ていただく、いろんなそういうホテルだとかの中では、そういう人たちの送迎とかということもあるんですけれども、現状、それ以外の職のところで足りていないところへ、そうい

	う人をまた雇用するということは、正直今のところ無理ですので、とにかく自分で来ていただける方を探しているという状況です。
5 番議員	送迎の部分、今の状態でやるなんて、本当に絶対無理だと思うんですけども、やはりこれ、観光交流センターだけの問題ではなくて、大事な町の看板施設であるので、町全体として交通体系含めてそのあたりどうするのかというところも、しっかりと考えなければいけないと思います。そして、やはり処遇改善ですね、やはりさっきの人勧でもありました、会計年度任用職員の処遇改善というところで、的埜議員も質疑かけられましたけれども、ちょっと時間がないので、今回そこまではいけませんけれども、やはりこれも総務省からも、会計年度任用職員制度の適正な運用等についてという通知もあります。八峰に関しては、ちょっと特殊だと思うんですけども、やはり大切な町の職員には変わりはないわけで、やはりあそこまで来ていただく、そして、朝から夜遅くまで場合によっては働かなければいけない、交通の部分も含めて処遇改善が必要だと思います。しっかりと町全体として、取り組んでいただきたいと思います。 町長、最後にそのあたり、八峰についてお願いします。
町 長	渡邊議員おっしゃるとおり、八峰の湯、小海町の大変な大きな目玉でございます。その職員を大切に思い、そして働いていただくというのは、これは基本中の基本だというふうに認識しております。昨今の人手不足をいかに解消し、いい施設にしていくかというのは、それぞれ全てのものにおいての課題だと思います。そういったものを含めた中で、職員の皆さん、働きがいのある職場にしていきたいと思っております。
5 番議員	本当に今いる皆さん、職員の皆さん、将来職員になっていただく皆さん、子どもたちも夢と希望を持って暮らせるまちづくり、そして職場づくり、皆さんと取り組みたいと思います。 ありがとうございました。終わります。
議 長	以上で第5番 渡邊晃子議員の質問を終わります。
○ 散 会	
議 長	以上で今定例会の一般質問は終了いたしました。 なお、今後の予定といたしまして11日午前10時からタブレット端末の操作研修を行います。また、午後1時より全員協議会を行います。 これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。 (ときに16時56分)

令和 5 年 第 4 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 11 日」	
* 開会年月日時	令和4年12月14日 午後 3時00分
* 閉会年月日時	令和4年12月14日 午後 4時55分
* 開会の場所	小海町議会議場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さんこんにちは。 本日は議会最終日であります。先ほど議員職員の人権研修会が行われました。今日の開会は午後3時となりましたので、早速ですがこれから会議を開きます。 ただ今の出席議員数は11人であります。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。 これより暫時休憩とします。 (ときに15時01分)
<u>○ 議事日程報告</u>	
議 長	(ときに15時51分) 休憩前に引続き会議を開きます。 本日は冒頭より暫時休憩とし全員協議会、議会運営委員会を開催いたしました。ご苦労様でした。それでは議事に入ります。 本日の議事日程は、お手元に配布、申し上げたとおりであります。
<u>日程第1 「諸般の報告」</u>	
議 長	日程第1、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告は、議事日程つづりの3ページに申し上げていただきますので、ご確認の程をお願いいたします。 その他、報告事項のある方は、お願いいたします。以上で諸般の報告を終わります。

<u>日程第2 「行政報告」</u>	
議 長	日程第2、「行政報告」を行います。 町長から報告がありましたら、お願いいたします。黒澤町長。
町 長	令和5年第4回定例会、本日が最終日となりました。会期11日間、議員の皆様におかれましては、各議案に対し慎重にご審議を頂き本当にありがとうございました。そして本日は条例改正案と補正予算案の2議案を追加議案として提案させていただく予定でございます。 条例改正案につきましては、小海町手数料条例の一部を改正するものであります。内容は、戸籍の広域交付などによる一部改正でございます。補正予算案につきましては、一般会計補正予算第6号として36,250千円を追加し総額を4,594,301千円とするものであります。内容は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金によるものでございます。 提案しましたすべての議案に対しまして、可決ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
議 長	他に行政報告がありましたらお願いいたします。
議 長	以上で行政報告を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・副町長・教育長・各課長・教育次長・所長・会計管理者であります。なおやすらぎ園所長は所要により欠席であります。
<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	それでは順次議案を上程いたします。
<u>日程第3 「議員派遣の件」</u>	
議 長	日程第3、「議員派遣の件」を行います。事務局長に朗読を求めます。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。お諮りいたします。 議事日程つづりの4ページ、5ページに申し上げた「議員派遣の件」のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議事日程つづりの4ページ、5ページに記載のとおり、議員

	を派遣することに決定いたしました。
<u>日程第 4 「議案第 4 6 号」</u>	
議 長	日程第 4、議案第 46 号 「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 井出和人 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 46 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 46 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 46 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 5 「議案第 4 7 号」</u>	
議 長	日程第 5、議案第 47 号 「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 井出和人 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 47 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 47 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 47 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 6 「議案第 48 号」</u>	
議 長	日程第 6、議案第 48 号 「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 井出和人 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 48 号を採決いたします。 委員長報告は、可決であります。 議案第 48 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 48 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

<u>日程第 7 「議案第 4 9 号」</u>	
議 長	日程第 7、議案第 49 号 「小海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 鷹野文則 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 49 号を採決いたします。 委員長報告は、可決であります。 議案第 49 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 49 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 8 「議案第 5 0 号」</u>	
議 長	日程第 8、議案第 50 号 「小海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 鷹野文則 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。

	質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 50 号を採決いたします。 委員長報告は、可決であります。 議案第 50 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 50 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 9 「議案第 51 号」</u>	
議 長	日程第 9、議案第 51 号 「小海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長鷹野文則君。
	(委員長報告—可決と決定)
〈常任委員会要望事項〉 児童館の整備にあたり保護者や児童等から広く意見を聞くと共に、先進事例を取り入れる等誰もが使いやすい施設として整備されたい。	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
議 長	ただ今の、民生文教常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。黒澤町長。
〈民生文教常任委員会要望事項に対する答弁〉 先進地視察を行うほか子育て支援センターを利用する保護者や児童館を利用する小学生とその保護者から直接要望等をお聞きしたりアンケートを行い、より多くの皆さ	

んから意見・要望を募り寄せられた意見・要望等を反映し、利用する皆さんが 安全で使いやすく、集い安い施設を目指して整備してまいります。	
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 51 号を採決いたします。 委員長報告は、可決であります。 議案第 51 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 51 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 10 「議案第 52 号」</u>	
議 長	日程第 10、議案第 52 号 「小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 鷹野文則 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 52 号を採決いたします。 委員長報告は、可決であります。 議案第 52 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 52 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 11 ～ 14 「議案第 53 号～議案第 56 号」

議 長	日程第 11、議案第 53 号から日程第 14、議案第 56 号については一括して議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 品田宗久 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	これより日程第 11、議案第 53 号「令和 5 年度小海町一般会計補正予算（第 5 号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
11 番議員	私は本案に賛成の立場で討論させていただきますが、ひと言超勤、超過時間の手当について申し上げたいと思います。私が議員になった頃は職員の超勤手当というものは 2,000 千円でありました。それが 4,000 千円くらいまでに増えたときにお尋ねしたところ、今までサービス残業が多かったと。だから今回増えましたと。そしてその後 6,500 千円くらいに増えてまいりました。果たしてこれはどういうことだと申し上げましたらご存じのとおり台風 19 号の影響がありまして大変被害を受け職員が一生懸命その対策に対応したと。その後また 9,000 千円超勤が増えてきた中でお聞きしましたら、ご存じのとおりコロナという騒ぎがありまして 9,000 千円台までに超勤が増えてきたと。それぞれその年によりましては特殊な事情がありましたから私も理解していたところでございますが、今回提案されたところを見ますと 3,000 千円の増額ということでありますが、果たして今年は何か特殊なところがあったのかなあと。先般一般質問でもありましたが、いくつかの超勤の例を担当者の方から申し上げられましたが、果たしてそれだけのものがこれから今日議決されたものが来年の 3 月までに 3,000 千円という超勤というものが果たして妥当なのかとどうかと私は懸念したところであります。世の中は今、世を挙げて働き方改革と世間では言われているところでございますし、また小海町の職員に関する条例等を見ますと、超過勤務につきましては任命権者の命令の下でやっていくといくことでありますと同時に、また代休という制度が載っております。勤務した場合には任命権者の方で代休を指定

	して休日出勤した場合には取らさせるということでございます。これは条例を制定するときに経費というものを勘案された上で私はこういう代休制度が設けられたものだと解釈しておりますし、また世の中挙げて今、働き方改革、2024年には運送業界におかれましても残業時間が決められてきまして大変な問題になるのではないかとと言われております。職員においても働き方改革、昨今聞きますと職員も大変病んでいる人が見受けるわけでございますので、残業、残業と言うかたちではなくて超勤を付ける代わりに休みを与えることによってゆとりをもった生活をさせていくべきではないかと思えます。そしてまた条例にあるとおり代休と、私が以前役場の担当者に聞きましたら、休日出勤の場合には代休で振り替えて休ませてその分を補ったということを聞きました。私は2,000千円のものが10,000千円までに増えていくという経費の増というものをいくら公共自治体だと言えどもやっぱり儉約して町の町民の福祉、皆さんに回していくべきだと思います。そのために代休という制度がある訳ですから、そして働き方改革にならって職員の皆さんが身体もゆっくり休めて仕事にゆったりと向かっていけるような体制にもっていくことを強く申し上げまして本案に賛成の討論といたします。
議 長	他に討論のある方はお願い致します。
5 番議員	私も本案に賛成の立場で討論させていただきます。賛成ではありますけれどもやはりアルルキッズスペースについて改めて述べさせていただきます。紆余曲折を経た中での結論ということでしたけれども、議論を通じて子育て支援課主導のものではなく、アルルに入っておられる店舗の方にも今議会が始まってからお話をされたということも明らかになりました。児童館の増改築事業が進み始めた今、多くの親御さんが復職をして保育園では未満児さんが増えているという今、キッズスペースをやってみるという発想はやはり短絡的ではないかといまだに思っております。危惧しているのは職員の配置、体制についてです。職員体制に余裕はないが勤務体制を工夫することで一人配置できるというお話でした。常駐ではなくてもやはり10時から16時、月曜日から土曜日までという設定になっています。行かねばならない、児童館の現場を空けなければならない、余裕のない中で職員の負担は精神的にも増して結果現在児童館を利用している子供や親御さんたちへのサービスの低下にならないか。そうならないように最大限の配慮をお願いします。管理について総務課長それぞれの親としての義務と責任ということもおっしゃられました。しかしやはり町の施設です。そういうところを利用する中で何かあれば町へ責任を問われる可能性もあるのではないのでしょうか。この決定を下

	したのがプロジェクト会議なのならば、その責任において担当職員任せにせず、しっかりと皆さんで現場を見ていただいて担当職員の声もしっかり聞いて体制を整えていただきたいと思います。またオムツ替えのスペース、授乳のスペースについてもです。利用状況を見た中で要望があればというお話でしたけれども、やはり要望待ちではなく簡易なものでもいいわけです。またアルルの既存の店舗の皆さんに協力をお願いすること、例えば座敷を利用させてもらうようお願いすることもできるかと思えます。是非この部分もしっかりと対応していただきたいと思います。また所管について総務管理費に今予算がありますけれども、やはり担当は子育て支援課になるということで内部で検討するということでしたけれども、早急に明確にするようお願い致します。またもう 1 点今回人事院勧告を受けて正規職員の皆さんの給与が少し上がりました。会計年度任用職員について 110 名おられます。勤勉手当が支給され給与も来年度から上げる考えの旨説明がありました。待遇面も含めて職種によってさまざまご苦勞あるかと思えますけれども、しっかりと精査をして会計年度任用職員の皆さんの声もしっかりと聴き、働きやすい、働き甲斐のある職場にしていっていただきたいと思います。要望事項のような討論になってしましましたけれども以上賛成討論とさせていただきます。
議 長	他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから議案第 53 号を採決いたします。委員長報告は、可決であります。議案第 53 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 53 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	つづいて日程第 12、議案第 54 号「令和 5 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 54 号を採決いたします。 委員長報告は、可決であります。 議案第 54 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)

議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 54 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	つづいて日程第 13、議案第 55 号「令和 5 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 55 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 55 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 55 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	つづいて日程第 14、議案第 56 号「令和 5 年度小海町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 56 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 56 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 56 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 15 「陳情第 8 号」</u>	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 日程第 15、陳情第 8 号 「最低制限価格の設定に関する陳情書について」を議題といたします。 陳情第 8 号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 井出和人 君。

(委員長報告—継続審査と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第 8 号を採決いたします。 委員長の報告は継続審査であります。 陳情第 8 号を委員長報告のとおり継続審査と決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって陳情第 8 号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。
<u>日程第 16 「発議第 5 号」</u>	
議 長	日程第 16、発議第 5 号、 「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書の提出について」を議題といたします。 事務局長に発議第 5 号の朗読を求めます。小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第 1 番 黒澤敦史 君。
1 番議員	ただいま上程されましたパンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書の提出につきまして提案理由の説明を申し上げます。令和 2 年から続く日本の新型コロナパンデミックにおいて、緊急事態であることを理由に安全性の確認がそれまでと比べれば必ずしも十分とは言えない新しいワクチンが特例承認され、またワクチンの成分や製薬会社の免責事項等が十分に公表されず国民自らがその安全性を確認できないまま、できない状態のままワクチン接種が進められてきました。ワクチン接種によって新型コロナパンデミックが終息したとの考え方がある一方で、今もなお新型コロナワクチン接種による重大な被害認定が続いております。今回のパンデミックにより正しい情報を基に国民一人一人が自ら判断することがいかに重要であるかが再認識され、ま

	たそのための情報提供の重要性、必要性が高まっております。今回 WHO 及び日本政府で議論されているパンデミック条約と国際保健規則改正が我々日本国民の公衆衛生に対してどのような影響があるのかいまだ国民に広く伝えられておりません。また我々日本国民が民主的に選んだわけでない WHO の理事者により日本の国民主権が侵され、国民の自由や権利が損害されることがあってはならず、今回の規則改正により WHO の勧告に強制力が与えられてしまうのではないかという懸念があります。以上のことから誤った情報に国民が惑わされることがないように政府は適時適切にパンデミック条約の草案や国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活の影響等を主権者である国民へ分かりやすく周知することを求めるため意見書を提出したいと考えます。議員各位におかれましては本件について何かとご理解を頂きご賛同賜りますよう申し上げ提案理由の説明とさせていただきます。以上です。
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから発議第 5 号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第 5 号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数) 反対 3・4・8
議 長	挙手多数と認めます。 したがって発議第 5 号は、原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。
<u>日程第 17 「議案第 57 号」</u>	
議 長	日程第 17、議案第 57 号 「小海町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 57 号を採決します。本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 57 号は原案のとおり可決されました。
<u>日程第 18 「議案第 58 号」</u>	
議 長	日程第 18、議案第 58 号 「令和 5 年度小海町一般会計補正予算（第 6 号）」について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 【歳入】 6 ページ、款 15 国庫支出金 【歳出】 7 ページ、款 3 民生費 項 1 社会福祉費
6 番議員	低所得者の生活支援ということで対象世帯が令和 5 年度の住民税非課税世帯というふうになっていますが、この時期生活の激変世帯というんですかね。そういった世帯への対応というものは何か考えられているかどうかをお願いします。
町民課長	今現在その対応についてはまだ検討している段階ではございません。とりあえず今国の緊急支援ということで予算を計上したという状況であります。
6 番議員	物価高騰の対応重点支援事業ということで緊急支援給付金ということで、是非広報等でしっかり周知していただいて、やっぱり急な生活の激変した世帯への対応をできるような体制を取っていただきたい。本当に生活が大変で困っている方にしっかりと行き渡るような制度にしていきたいと要望いたします。

町民課長	ただ今の意見また検討して進めてまいりたいと思います。
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
議 長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
	これで討論を終わります。これから議案第 58 号を採決します。本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 58 号は原案のとおり可決されました。
議 長	次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。 お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて令和 5 年第 4 回小海町議会定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。 (ときに 16 時 55 分)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

5 番 議 員

6 番 議 員